

川井浄水場再整備事業  
業務要求水準書（案）に関する質問回答書

平成 20 年 3 月 31 日

横浜市水道局

本質問回答書は、平成 20 年 3 月 4 日（火）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までに受け付けた、川井浄水場再整備事業業務要求水準書（案）に関する質問への回答を記載したものです。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 20 年 3 月 4 日（火）午前 9 時から  
平成 20 年 3 月 14 日（金）午後 5 時まで

質問受付数：	第 1 総則	
	1 事業内容	26 件
	2 事業の考え方	14 件
	3 基本事項	101 件
	4 適用する仕様書等	5 件
	第 2 細則	
	1 細則の構成等	3 件
	2 事前調査業務	44 件
	3 設計業務	279 件
	4 工事業務	5 件
	5 工事監理業務	9 件
	6 周辺影響調査・電波障害等対策	12 件
	7 運転管理業務	67 件
	8 保全管理業務	15 件
	9 水質管理業務	14 件
	10 災害・事故対策業務	11 件
	11 安全衛生管理業務	3 件
	12 施設公開業務	14 件
	13 保安業務	12 件
	14 清掃業務	9 件
	15 事業終了時の引継ぎ業務	12 件
別紙	1 過去 8 年間における原水濁度データ	2 件
別紙	2 浄水水質要求水準値	10 件
別紙	3 原水水質引渡し条件	20 件
別紙	4 見学者対応について	6 件
別紙	5 配水池関連監視項目一覧表	10 件
別紙	6 管理対象範囲（参考）	3 件
別紙	7 既設浄水場施設及び撤去対象施設位置図	6 件
別紙	8 新設対象施設位置図（参考）	2 件
別紙	9 川井浄水場廻り既設雨水・排水配管ルート図	1 件
別紙	10 電気機械設備保守点検基準	3 件
別紙	11 相模湖系導水路への排出基準	2 件
別紙	12 場内配管計画図	6 件
別紙	13 配水池参考図面	1 件
	その他	10 件
質問合計		737 件

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
1	位置エネルギー利用	1	第1	1	(4)		位置エネルギーを利用した処理方式とは、導水水圧を有効利用した膜ろ過方式による処理方式を採用することの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	人員配置に変更に伴う残業手当等の労務費について	1	第1	1	(5)	イ	整備工事に伴い、特に既設と新設の切替時等は既設浄水施設の変則的な運転が必要なことも想定されます。その際の横浜市水道局様側の人員配置変更に伴う残業手当等の労務費のご負担は、横浜市水道局様と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	既設浄水施設の稼働	1	第1	1	(5)	イ	既設浄水施設の稼働状況について、どのような稼働状況(導水、浄水、配水)を想定されていますか。	現状と同じ稼働状況を想定しています。
4	既設を稼働しながらの施工	1	第1	1	(5)	イ	切り替え前の「試運転時」に使用可能な水量または、既設浄水量として確保しなければならない制約について示されたい。	試運転時の使用可能水量は、172,800m <sup>3</sup> /日ですが、詳細は別途協議となります。
5	導水水圧	1	第1	1	(5)	エ	「導水水圧を有効利用し」とありますが、水圧は常に一定なのでしょうか？また、水圧が低減した場合には補助動力が必要なのでしょうか？	水圧は一定と考えてください。
6	用語の定義	1	第1	1	(5)	オ	ここで定義される、浄水の『水道局浄水場水質管理計画の水質目標』とは、要求水準値と同義でしょうか。	浄水の「水道局浄水場水質管理計画の水質目標」とは、業務要求水準書(案)別紙2(修正版)浄水水質要求水準値に示す管理目標値です。要求水準値は、別紙2(修正版)浄水水質要求水準値に示す要求水準値を指します。
7	緊急時の現地対応等や日常点検について	2	第1	1	(5)	キ	既設場外配水池の水位等の監視は、事業者が行うとありますが、P.34にある情報端末機のみで可能で、事業者側で整備が必要な機器はないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	緊急時の現地対応等や日常点検について	2	第1	1	(5)	キ	既設場外配水池は水位等の監視を事業者が行いますが、緊急時の現地対応等や日常点検は横浜市水道局様側で実施されると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
9	既設場外配水池の監視	2	第1	1	(5)	キ	既設の場外配水池の水位等の監視は、事業者が行う」とありますが、遠方監視制御装置を今回設置するということでしょうか。その場合、伝送装置の親局及び子局の更新も含まれるのでしょうか。また、水位以外の項目についてご教示ください。	(質問No.7参照) 水位以外の監視項目については、濁度、残留塩素濃度、水圧、流量等の監視があります。
10	水位等の監視	2	第1	1	(5)	キ	場外配水池とは、どこのことを指しているのでしょうか。また、監視の頻度はどの程度でしょうか。	前段の場外配水池等については、業務要求水準書(案)別紙5の配水池関連監視項目一覧表のNo.1、2、3、4、5、6、7、12、14、15です。後段は、業務要求水準書(案)第2-7(1)のとおり、24時間の連続監視を行います。
11	場外配水池の水位等の監視	2	第1	1	(5)	キ	「既設の場外配水池の水位等の監視」とありますが、場外配水池の残留塩素濃度の監視も含まれるのでしょうか？	(質問No.9参照)
12	場外系の監視	2	第1	1	(5)	キ	「既設場外配水池の水位等の監視は、事業者が行う」とありますが、場外配水池施設はPFI事業の対象になっていません。監視目的をご教示願います。	川井浄水場の運転と相互に関係するためです。
13	場内の水量管理	2	第1	1	(5)	ク	場内の水量管理は、水道局の指示のもと事業者が行うとあります。予定水量として、日量・月量等にて事前に事業者が把握できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	場内の水量管理における指示	2	第1	1	(5)	ク	場内の水量管理は、横浜市水道局様の指示のもと事業者が行うとのことですが、横浜市水道局様が指定する浄水量の指示があり、その水量を処理するということだと判断できます。指示は月次計画で頂けるのか、日々の指示となるのか、時間単位のレベルとなるのかをご教示ください。	月間水運用計画を作成し指示します。また、日々の運用計画についてもお示します。
15	場内の水量管理	2	第1	1	(5)	ク	「場内の水量管理」とは、業務要求水準書(案)34ページに示す、イ水量管理(7)配水池の運転管理と同じものという理解でよろしいでしょうか？	第2-7(1)アに示すとおり、浄水量、配水池の水量管理に加え、原水量、排水処理水量等を含んでいます。
16	災害・事故対策	2	第1	1	(6)	イ	(イ) 災害・事故対策として、例えば大規模な天然発生時等は、横浜市全体の災害対策計画や実際の復旧活動の枠に入ることなく、事業者が独自に全て計画や対応を行うことになりませんか？	災害・事故対策としては、横浜市全体の災害対策計画の枠に入ります。
17	事業終了時の引継ぎ業務	2	第1	1	(6)	イ	(イ) 引継ぎ業務が、事業終了後に行われた場合の費用負担はどのようにするのでしょうか？	引継ぎ業務が事業終了後に行われた場合であっても、サービスの対価として、予め定めたサービスの対価の支払方法に基づいて事業期間中に支払います。
18	取水停止、送配水停止の判断	2	第1	1	(6)		第三者委託であるため、取水(膜ろ過施設への)停止、送配水停止の判断は受託水道業務技術管理者の所掌範囲となると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、水道局への報告は必要です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答		
19	関係書類の提出	2	第1	1	(6)		「法令・条例等により提出が必要とされている関係書類の提出については事業者が行う」とありますが、「第三者委託」の届出は横浜市水道局様が厚生労働大臣又は都道府県知事(事業認可者)に届け出るという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。		
20	既存建物の建築状況	2	第1	1	(7)	ウ	(7)	de	既存建物の建築面積をご教示願います。	既存建物の全建築面積は約2,200㎡です。
21	管理範囲	3	第1	1	(8)				管理範囲と既浄水施設との境界において、柵、塀等において隔離されるものでしょうか?	事業者側管理範囲と水道局側管理範囲との境界において、フェンス等を用いて区画を明確にする必要があります。
22	管理範囲	3	第1	1	(8)				事業者側管理範囲/市側管理範囲の境界はフェンス等にて区画を明確にするとの理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
23	管理範囲	3	第1	1	(8)				事業者側管理範囲面積は設定範囲が大きいほど高評価点となりますか。	なりません。
24	管理範囲	3	第1	1	(8)				「(別紙6は)現時点では参考図であり・・・」とは、最終的な事業者側管理範囲は事業者選定以降の協議になるものとお理解いたしますが、応募時点での事業者側管理範囲は別紙6に示される範囲という理解でよろしいでしょうか。	事業者側管理範囲は、受託業務に必要な範囲となります。
25	管理範囲	3	第1	1	(8)				「(別紙6は)現時点では参考図であり・・・」応募者の提案に基づき、・・・とありますが、別紙6を参考図扱いとして管理範囲の提案を行ってもよいということでしょうか。	(質問No.24参照)
26	事業スケジュール	3	第1	1	(11)				「第1段階工事期間を短縮し、そこから20年間の維持管理を開始する計画を提案ができる」との記載がありますが、提案することの官民の費用を含めたメリット等はどのように評価していただけるのでしょうか。	工期短縮による費用の削減については入札時の価格点により評価します。
27	第三者委託	4	第1	2	(2)				「特別目的会社内部に受託水道業務技術監督者を専任として配置させ、…」とありますが、第三者委託先がSPCであるか、SPCからの当該業務受託企業であるかについて、再度確認させていただきます。この件については、実施方針に関する質問回答書No.8のご回答内容のとおりであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	給水開始届	4	第1	2	(2)				新設の給水開始届と理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
29	水質検査	4	第1	2	(2)				ここで言う水質検査とは、水道法に基づく水質検査を指すのでしょうか?	ご理解のとおりです。
30	書類提出について	4	第1	2	(2)				厚生労働省への給水開始届・第三者委託届の提出は、水道事業者から行うもので、事業者は書類作成などの協力で、届出は横浜市水道局様の範囲と考えてよろしいでしょうか?	第三者委託の届出については、ご理解のとおりです。給水開始の届出については、受託者の業務範囲に当たることから、受託水道業務技術管理者の責務となります。
31	給水開始届の提出	4	第1	2	(2)				「給水開始届の提出」は水道法第13条の規定かと思えます。同法第24条の3および19条より本業務は水道事業者の業務と思われませんが、事業者が行うこととなりますか?	(質問No.30参照)
32	第三者委託	4	第1	2	(2)				「給水開始届の提出や管理範囲内の水質検査も事業者が実施」とありますが、給水装置工事に伴う審査及び竣工検査も業務に含まれるのでしょうか。また、年間件数として過去の実績及び予測についてご教示願います。	給水装置工事に関しては、事業者の対象業務外です。
33	管理範囲内の水質検査	4	第1	2	(2)				「管理範囲内の水質検査も事業者があわせて行う」とありますが、この水質検査は業務要求水準書(案)9ページに示す、「水道局が指示する浄水水質試験(別紙2参照)」のことで、例えば「最終処分場」からの浸出水等の検査は含まれないとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
34	第三者委託	4	第1	2	(2)				「特別目的会社内部に受託水道業務技術監督者を専任として配置させ、…」とありますが、受託水道業務技術監督者は特別目的会社での直接雇用が必要となりますでしょうか。	受託水道業務技術管理者は、特別目的会社又は特別目的会社の構成員に配置させる必要があります。なお、協力会社における配置は認められません。
35	申請書類について	5	第1	2	(5)				施設整備に対する国庫補助金の申請書類作成の事業者範囲についてご教示ください。	事業者には、設計書・図面等の説明資料の作成をお願いします。
36	補助金交付	5	第1	2	(5)				支給が確定した場合には、これを事業者が負担する施設整備費の一部に充当する とございますが、補助金支給の有無、支給額は事業者がコントロールできず、事業運営における資金計画に大幅な狂いが生じてしまいます。補助金は対象施設、対象比率を入札公告にて提示いただけたと考えておりますが、よろしいでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
37	補助金について	5	第1	2	(5)				補助金の支給が確定する時期についてご教示ください。	(質問No.36参照)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
38	事業者が負担する費用	5	第1	2	(5)		本事業の一部は補助金の交付対象となり・・・とありますが、補助金申請は市が行うのでしょうか？それともSPCが行うのでしょうか？	水道局が申請します。
39	事業者が負担する費用	5	第1	2	(5)		国庫補助金は、施設整備費のうちどの程度の割合になると現時点では想定されていますか。また、いつの時点で決定すると想定されていますか。	入札説明書等においてお示しします。
40	国庫補助金の支給	5	第1	2	(5)		「支給が確定した場合には、これを事業者が負担する施設整備費の一部に充当する」とありますが、補助対象、補助率、補助金額の支払い時期についてご教示願います。	入札説明書等においてお示しします。
41	前提条件	5	第1	3	(1)	キ	171,070m <sup>3</sup> /日とあります。給水区域の需要量の変化には新設配水池で対応とのお考えと推察いたしますが、省エネルギー等を考慮した設備・運転計画のため、時間最大等のわかる日報データもご提示願えないでしょうか。	年間を通じて、1日24時間運転により171,070m <sup>3</sup> /日を想定しています。
42	取水停止、送配水停止の判断	6	第1	3	(1)	ク	第三者委託となると技術的な部分の方針決定や最終判断は、受託水道業務技術管理者が行うこととなります。別紙10の点検周期などは参考にご提示があったという位置付けで、最終的な保全方針や実施は事業者の受託水道業務技術管理者で決定できると考えてよろしいでしょうか？	業務要求水準書(案)別紙10の電気機械設備保守点検基準は、要求水準となります。
43	場外系施設の運転・監視	6	第1	3	(1)	ケ	「場外系施設の圧力や水量を監視する・・・」とありますが、場外系施設とは具体的にどこでしょうか。また、圧力、水量以外にはどのような項目がありますか。	場外系施設及び監視項目は、業務要求水準書(案)別紙5のとおりです。また、監視項目は、前記のほかに濁度、残留塩素濃度及び自動水質監視装置の運転状況等があります。
44	用語の定義	6	第1	3	(1)		用語の定義として「更新」の定義がありませんので、ご教示ください。	業務要求水準書(案)第1-3(1)サに記載のとおり、更新については、更新修繕のうち劣化した機器等を新しいものに取り替えることと定義しています。
45	原水濁度	6	第1	3	(2)		原水濁度が30度を超える場合は、浄水処理を停止してよろしいのでしょうか？	原水濁度が30度を超えないように、水道局が青山沈澱池でのPAC注入や取水停止の措置により対応します。原水濁度が30度を超える場合には、水道局に報告の上、浄水処理を停止してください。
46	水質濁度について	6	第1	3	(2)		原水濁度が30度を超えた場合には、青山沈澱池ではどのように対処されるかご教示ください。また、事業者はどのように対処すればよいかご教示ください。	(質問No.45参照)
47	青山沈澱池について	6	第1	3	(2)		青山沈澱池の施設概要をご教示ください。	5池、貯留量6,700m <sup>3</sup> であり、PACの貯留タンクとして10m×2基があります。
48	前提条件	6	第1	3	(2)		「最大濁度30度までに抑制すること」とのことですが、30度を超えた場合は装置停止をするとのことでのよろしいのでしょうか？	(質問No.45参照)
49	原水濁度データ	6	第1	3	(2)		基本統計量の算出に用いた全データ(青山沈澱池の流出濁度の時刻別全データ、測定日時と濁度値が対応しているもの)を開示願います。	入札説明書等で示します。
50	前提条件	6	第1	3	(2)		青山沈澱池の流出濁度は水道局殿にて最大濁度を30度までに抑えるとのことですが、30度を越えた場合に、事業者側で発生する費用は、水道局殿負担でよろしいのでしょうか。新設する膜処理施設は、最大30度以下での使用を想定しているため、30度を超える高濁度が続いた時に、処理水量に影響を及ぼすことが思料されます。	(質問No.45参照) 万が一、原水濁度が30度を越えた場合の費用負担については、市が負担するものとします。詳細は事業契約書(案)にてお示しします。
51	最大濁度	6	第1	3	(2)		最大濁度30度の想定継続時間は入札説明書に記載されるものと考えてよろしいでしょうか。膜ろ過システムが安定した運転が可能かどうかの検討に必要です。	ご理解のとおりです。
52	前提条件	6	第1	3	(2)		青山沈澱池の流出濁度は・・・最大30度までに抑制する、とありますが、青山沈澱池の流出濁度を川井浄水場流入濁度と読み替えてもよろしいでしょうか。	青山沈澱池の流出濁度は最大30度までに抑えますので、川井浄水場流入濁度はそれ以下になるものと考えてください。
53	前提条件	6	第1	3	(2)		原水濁度が30度より高くなっても、171,070m <sup>3</sup> /日の浄水を生産しなければならぬものと考えてよろしいのでしょうか。	(質問No.45参照)
54	前提条件	6	第1	3	(2)		流入水(原水)pHは一定でしょうか？また、年間水質変動はどの程度でしょうか？	過去4年間の原水のpH値は、以下のとおりです。 平成15年度：7.4～8.4 平成16年度：7.4～7.7 平成17年度：7.3～8.3 平成18年度：7.5～7.9 なお、年間の水質変動に関しては、入札説明書等においてお示しします。
55	前提条件	6	第1	3	(2)		過去に活性炭注入実績はありますか？また、ある場合には注入日数と注入率(量)をご教示願います。	入札説明書等において過去の実績をお示しします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
56	前提条件	6	第1	3	(2)		青山沈澱池の出口濁度値は、現状においてテレメータ等により川井浄水場で監視できるシステムが構築されていると思いますが、新設対象施設の整備対象施設に含まれている「電気設備」において新たに工事は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務要求水準書(案)第2(1)をご参照ください。
57	前提条件の度30度以下	6	第1	3	(2)		30度が発生する原因と継続時間の状況について示されたい。	原因は台風によるものが考えられます。継続時間については、入札説明書等においてお示しします。
58	浄水水質の常時達成条件	6	第1	3	(3)	ア	事業者が別紙3の引渡し水質条件を満足しない原水を受水している間は、事業者は別紙2の浄水水質要求水準値を常時達成しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.45参照)
59	浄水水質未達成時の罰則	6	第1	3	(3)	ア	浄水水質を常時達成しなければならないとありますが、達成しない場合の罰則等がありますでしょうか？ 例えば、臭素酸0.001mg/Lとなった場合、事業者は罰則を受けますでしょうか？ また、事業者はどのように対応すればよいかご教示ください。	入札説明書等においてお示しします。
60	浄水水質の常時達成条件	6	第1	3	(3)	ア	「事業者は当該浄水水質を常時達成しなければならない」とありますが、当該水質とは、別紙2の要求水準値の欄に記載された数値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	膜ろ過水水質	6 18	第1	3	(3) (18)	ア エ	別紙2に示された浄水水質要求水準値のうち、ジェオスミンと2-メチルイソボルネオールが0ng/Lとなっています。また一方、別紙3の原水水質引渡し条件ではジェオスミンは0.000002mg/L未満、2-メチルイソボルネオールは0.000005mg/L未満となっています。18ページのエ浄水水質の(イ)には測定限界以下の数値については限界数値以下の数を切り捨て、上位の数値を用いて表す、となっております。これに対し、別紙2に示された測定限界ではジェオスミンは0.000002mg/L未満、2-メチルイソボルネオールは0.000005mg/L未満となっております。従って、引き渡された原水水質のままで浄水水質を供給できるならば0ng/Lになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	浄水水質	6 7	第1	3	(3)	ア	別紙2に定める要求水準値は、水道法に定める水質基準と比較して極めて厳しい数値となっておりますが、浄水水質が要求水準値に満たない(ただし、水道法の水質基準は満たす)場合の取扱いについて、ご教示願います。	(質問No.59参照)
63	膜ろ過水濁度	7	第1	3	(3)	ア	表3-2 浄水水質の膜ろ過水濁度0.01度以下について、別紙2では試験方法が積分球式光電光度法となっており、測定限界は0.1度となっております。膜ろ過水濁度については、0.01度以下を測定できる他の方法で行うとの理解でよろしいでしょうか？その場合、方法は指定して頂けるのでしょうか？	膜ろ過水濁度の監視により0.01度以下を常時達成することは要求水準であり、試験方法は応募者の提案に委ねます。また、業務要求水準書(案)別紙2(修正版)に記載している水質試験項目については、指定する試験方法で指定する回数の試験を行うことが要求水準となります。
64	配水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア	表3-2 この場合の残留塩素濃度は遊離残留塩素濃度のことでしょうか、それとも総残留塩素濃度のことでしょうか？	遊離残留塩素濃度です。
65	浄水水質	7	第1	3	(3)	ア	浄水水質-配水池出口残留塩素濃度・・・0.6±0.5mg/Lとありますが、事業中の冬季等に管末にて残塩確保ができた場合、この要求水準書に定められている数値の変更が可能でしょうか？	変更については、水道局から指示をします。
66	浄水水質 膜ろ過水濁度	7	第1	3	(3)	ア	膜ろ過水濁度は、膜ろ過水の採水位置における濁度の連続計測値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	生産水量	7	第1	3	(3)	ア	浄水能力のうち「生産水量」とは、最大処理水量(172,800m <sup>3</sup> /日)を処理した場合における新設配水池流入量との理解でよろしいでしょうか。また、原水着水量(=処理水量)が172,800m <sup>3</sup> /日を下回った場合において、生産水量(=新設配水池流入量)が171,070m <sup>3</sup> /日以下となった場合は、要求水準未達に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。(生産水量は、要求水準として回収率を規定する意図でしょうか。)	ご理解のとおりです。なお、原水量が172,800m <sup>3</sup> /日を下回った場合の生産水量については水道局で指示します。
68	企業団受水時の配水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア	企業団(相模原系・西長沢系)から受水した場合において、当該受水に起因して配水池出口残留塩素濃度の要求水準値が未達となった場合は、要求水準未達に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、企業団からの受水が原因であることを証明できない場合は、要求水準未達となります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質問	回答	
69	企業団受水時の増嵩費用の負担	7	第1	3	(3)	ア	企業団(相模原系・西長沢系)から受水した場合においても、事業者が配水池出口残留塩素濃度の要求水準値を達成しなければならない場合、当該受水に起因して残留塩素濃度維持のために事業者が生じた増嵩費用(例:次亜注入量の増加等による費用)は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、企業団からの受水が原因であることを証明できない場合は、事業者の負担となります。
70	配水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア	配水池出口の残留塩素濃度の要求水準が0.6±0.05mg/Lと、変動が殆ど許容されない設定となっておりますが、当該性能を要求する理由についてご教示願います。また、配水池出口の残留塩素濃度が要求水準値に満たない(ただし、水道法の基準は満たす)場合の取扱いについて、ご教示願います。	前段は、水道局が目指す安全でおいしい水の供給を実現するためです。 後段は、入札説明書等においてお示します。
71	耐震性能	7	第1	3	(3)	イ	機械・電気設備に関して、要求される耐震性能が記載されていませんが、事業者が設定するとの理解でよろしいのでしょうか。	横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書(工事編)に準拠してください。
72	要求する性能	7	第1	3	(3)	イ	土木構造物の耐震性能について、「水道施設耐震工法指針・解説(1997年版)」に示す耐震性能を有することとありますが、この指針が改訂となった場合は、契約内容変更事項と考えてよろしいですか。	設計時点で最新の仕様書等を適用してください。設計時までの指針の改訂については契約内容変更事項にはなりません。
73	構造物の耐用年数	7	第1	3	(3)	ウ	耐用年数を維持できる仕様とありますが、仕様確認の方法などにつき想定されている手法をご教示願います。	工事監理会社と水道局が、設計・工事段階及び完成時に業務要求水準書(案)第1-4に示す適用する仕様書に適合するものであるかを確認します。なお、事業期間終了後1年間の性能保証期間(事業者が設備の性能を保証し、不備不良等がある場合にはそれを修繕し、又は修繕に要した費用を負担する責任を負う期間。以下同じ。)があります。
74	構造物の耐用年数	7	第1	3	(3)	ウ	構造物の耐用年数の考え方について、「地方公営企業法施行規則」における耐用年数である必要がありますか?	ここで言う「耐用年数」は、水道局の要求水準です。
75	耐用年数の証明	7	第1	3	(3)	ウ	表3-4にある構造物の耐用年数を証明する必要がありますでしょうか? 証明の必要がある場合、どのように証明すればよいかご教示ください。	(質問No.73参照)
76	構造物の耐用年数	7	第1	3	(3)	ウ	「表3-4 構造物の耐用年数」での場内配管とは、排水処理施設(脱水設備)の機器等廻りの小口径配管も含まれるのでしょうか。 場内配管の定義をご教示ください。	前段については、含みません。 後段は、業務要求水準書(案)第2-3(9)を参照ください。
77	場内配管	7	第1	3	(3)	ウ	「耐用年数40年」は樹脂配管でもよいのでしょうか?	業務要求水準書(案)第2-3(9)を参照ください。
78	構造物の耐用年数	7	第1	3	(3)	ウ	耐用年数の規定は、事業期間終了後も事業者側に責任を負わせるものではないと解釈してよろしいでしょうか。	(質問No.73参照)
79	構造物の耐用年数	7	第1	3	(3)	ウ	表3-4に示された耐用年数が維持できる仕様との要求ですが、表3-4の耐用年数の保証を要求されているのでしょうか。事業期間終了後に補修等が必要となった場合、事業者の費用と責任によって補修するという要求でしょうか。	(質問No.73参照)
80	構造物の耐用年数	7	第1	3	(3)	ウ	土木構造物と建築構造物のそれぞれの耐用年数が表記されておりますが、これらの構造物の区分はどのようにお考えでしょうか。また、土木と建築が一体になる構造物の区分はどのようにお考えでしょうか。	前段については、配水池、管廊等は土木構造物、膜ろ過棟、事業者用管理棟、脱水機棟等は建築構造物と想定しています。 後段は、事業契約締結後、構造計算方法について横浜市建築・宅地指導センターと協議を行う必要があります。
81	設備の使用可能期間	7 8	第1	3	(3)	エ	「使用期間(25年/21年)について継続して機能を保持することを要する」との記載と、備考欄の「事業期間終了後5年以上/1年以上性能を保持することが可能な仕様とすること」との記載があり、内容が統一されていないように読めます。 本項目について、貴市がお求めになる要求水準のより具体的な内容と、要求水準の確認方法等について、ご教示願います。	20年間の維持管理期間終了後、水道局が引渡しを受けた後5年以上/1年以上性能を保持することを求めるものです。なお、この確認は、引渡し時の性能検査、事業期間中の更新や保守点検記録等により総合的に判断したいと考えています。
82	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	表3-5 受変電設備、計装設備、脱水設備、自家発電設備について、事業期間終了後5年以上性能を保持することが可能な仕様とすることとありますが、この間の性能は事業者が保証することになるのでしょうか?その場合、事業終了後もSPCを解散することができないということになり、この間の事務管理コスト等も発生することになりますが、どのように理解すればよいでしょうか?	使用可能期間が事業終了後5年間となっているものについては、事業期間中の適切な更新や保守により、事業終了後5年間使用可能なものとするを想定しており、引渡し時に水道局が機能を確認します。なお、使用可能期間が事業終了後5年間とされているものについても性能保証期間は事業期間終了後1年間を想定しています。対応方法によりSPCが解散できないということではありません。本質問及び本回答を踏まえて、業務要求水準書の記載を明確化します。
83	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	表3-5 事業期間終了後一定年数以上性能を保持することが可能な仕様とありますが、これは事業期間終了後も別の事業者によって事業期間内と同等の保全管理が行われた場合において、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
84	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	事業期間終了後5年以上性能を保持する設備が指定されていますが、期間を1年以上と変更することはできませんか。	変更は考えていません。
85	使用期間について	7	第1	3	(3)	エ	設備の使用可能期間とあり、標準耐用年数ではありませんが、設備が耐用可能か事業者側で判定すると考えてよろしいでしょうか？	(質問No. 81参照)
86	使用期間について	7	第1	3	(3)	エ	表3-5に使用期間25年、21年と記載ありますが、20年間の事業終了後の5年間もしくは1年間に起こった不具合や故障の事業者側の対応と補償範囲をご教示ください。	使用可能期間が事業終了後5年間又は1年間となっているものについては、事業期間中の適切な更新や保守により、事業終了後5年間又は1年間使用可能なものを想定しており、引渡し時に水道局が機能を確認します。なお、上記のいずれの場合も、性能保証期間は事業期間終了後1年間を想定しています。本質問及び本回答を踏まえて、業務要求水準書の記載を明確化します。
87	使用期間について	7	第1	3	(3)	エ	表3-5に使用期間25年、21年と記載ありますが、20年間の事業終了後5年間もしくは1年間に不具合や故障により断水など二次的被害が発生した場合のリスク分担をご教示ください。	入札説明書等においてお示しします。
88	使用期間について	7	第1	3	(3)	エ	表3-5に使用可能期間25年、21年と記載がありますが、この年数の根拠をご教示ください。	事業終了後も一定期間更新することなく、継続使用するためです。
89	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	「表3-5 設備の使用可能期間」の備考に「事業期間終了後5年以上を保持することが可能な使用とすること。」及び同様に「事業期間終了後1年以上を保持する…」とありますが、これは、その期間内に劣化が発生するであろうと考えられる部位・部材を、その期間内に必要と考えられる数量分だけ事業終了後の対象施設の引渡し時に含むということでしょうか。	維持管理終了後の保全管理は水道局が行います。なお、事業期間終了後1年間は経年劣化による修繕が発生しないような状態であることが必要です。
90	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	使用期間が受変電等については25年、監視制御設備等については21年となっていますが、それぞれ事業期間終了後の5年と1年の期間についての性能保持の具体的な条件についてご教示ください。(例えば、保守対応可能であればOKということですか。)	更新することなく使用可能な状態であることを求めます。なお、事業期間終了後1年間は経年劣化による修繕が発生しないような状態であることが必要です。
91	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	事業期間終了後5年及び1年以内の経年劣化により発生した故障・修理・修繕費用の負担は別途ご協議いただける解釈でよろしいでしょうか。	(質問No. 89参照)
92	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	受変電設備等の使用可能期間が事業終了後5年間となっていますが、この性能を担保する具体的な方法を教示ください。この間は事業者が性能保証させるとした場合、5年間SPCは解散できないということになってしまいますが、事業終了後5年間もSPCを存続させることは、事業者の事務管理コストを増大させ、残余財産の分配も困難で、キャッシュフローやIRRを大きく悪化させることとなります。引渡し時に市殿にて性能検査を行い、事業者による性能保証は1年間とするよう考慮願います。	(質問No. 82参照)
93	要求する機能	7	第1	3	(3)	エ	受変電設備、計装設備、脱水設備及び自家発電設備は、事業期間内で修繕・更新を行なうことにより、全体で30年間使用できる設備を導入することを想定されているのでしょうか。電気設備等も同等で、全体で22年使用できるように修繕・更新を行なうとのことでしょうか。	受変電設備、計装設備、脱水設備及び自家発電設備は、事業期間中に修繕又は更新を行うことにより、全体で25年間使用できる設備を導入することを考えています。電気設備、監視制御設備、薬品設備も同様に、事業期間中に修繕又は更新を行うことにより、全体で21年間使用できる設備を導入することを考えています。
94	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	各設備の使用期間として25年、21年が定められていますが、第1段階工事期間を短縮した場合の取扱いについてご教示願います。	工事期間が短縮された場合は、事業期間もこれに伴って短縮されますので、設備の使用期間についての取扱いに変わりはありません。
95	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	横浜市水道局 機械・電気設備標準仕様書(機器編)において、各設備の耐用年数表が記載されていますが、今回の事業において設置する機器についてもこれを満足する必要がありますか。(受変電設備30年、監視制御装置15年など)	標準仕様書については、ご指摘のとおりですが、受電設備に関する要求水準は、業務要求水準書(案)第13(3)エとなります。
96	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	事業終了後、性能を保持する必要のある期間の点検・補修・修繕は局殿により実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 89参照)
97	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	使用期間の規定は、事業期間終了後も事業者側に責任を負わせるものではないと解釈してよろしいでしょうか。	(質問No. 86、87参照)
98	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	受変電設備等について維持管理期間を超える使用期間が定められていますが、事業期間終了後についても事業者が提案・実施する維持管理業務と同等以上の維持管理が行われることが前提との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
99	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	計装設備、脱水設備が「事業期間終了後5年以上性能を保持することが可能な仕様」に分類されていますが、事業終了後に必要な消耗部品の確保及び整備・点検は水道局が行っていただけると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	前処理設備、ポンプ設備などについては使用期間と事業期間終了後の保持期間が明示されておりませんが、事業者の判断と理解してよろしいでしょうか。	事業期間終了後、少なくとも1年間は更新及び経年劣化による修繕が発生しないような状態であることが必要です。
101	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	表3-5の使用期間につき性能を保持するということは、事業期間終了後に補修等が必要となった場合、事業者の費用と責任によって補修するという要求でしょうか。	(質問No. 89参照)
102	要求する機能	7	第1	3	(3)	エ	万が一、受変電設備等に関して事業期間終了後5年未満、電気設備等に関して同1年未満に故障等不具合が発生し使用できない状態になった場合、事業期間自体は終了していますが、事業者として何らかの対応が求められるのでしょうか。なお、事業期間が終了した段階で、一般的にSPCは清算することになるため、事業者自身が存在しなくなることとなります。	(質問No. 82参照)
103	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	「以下の使用期間について継続して機能を保持することを要する」とありますが、継続して機能を保持するとは、具体的にはどのような状態を指すのでしょうか。	(質問No. 86参照)
104	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	機能、性能の定義をお示しください。	「機能」とは、目的又は要求に応じてものが果たす役割をいいます。 「性能」とは、目的又は要求に応じてものが発揮する能力をいいます。
105	設備の使用可能期間	7	第1	3	(3)	エ	設備の使用可能期間についての考え方について、使用期間を保守可能(限界)期間と考えてよろしいですか。	(質問No. 86参照)
106	「耐用」の定義	8	第1	3	(3)	カ	「事業期間終了後1年以上の耐用を保持する仕様」と記載ありますが、「耐用」の定義をご教示ください。	ここで言う「耐用」とは、「性能」を意味します。 (質問No. 86参照)
107	膜ろ過装置	8	第1	3	(3)	カ	事業期間終了後1年以上の耐用を保持する仕様とありますが、仕様確認の方法などについて想定されている手法をご教示願います。また、要求される仕様における具体的な要求事項があればご教示願います。	前段は、業務要求水準書(案)第2 15(1)アをご参照ください。(質問No. 81参照) 後段は、(質問No. 90)を参照ください。
108	膜ろ過装置の使用可能期間	8	第1	3	(3)	カ	事業終了後、耐用を保持する必要がある期間の点検・補修・修繕は局により実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業期間終了後1年間の性能保証期間があります。
109	膜ろ過装置	8	第1	3	(3)	カ	「事業期間終了後1年以上の耐用を保持する仕様」とありますが、事業期間終了後についても事業者が提案・実施する維持管理業務と同等以上の維持管理が行われることが前提との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	事業期間終了後1年以上の耐用	8	第1	3	(3)	カ	事業期間にわたり適切な更新を行い、事業期間終了後1年以上の耐用を保持する膜処理装置について、求められています。事業者の責任範囲は事業期間までと考えます。また、事業期間終了を持って契約上の責任及び保険等の付保は事業者には存在しないと考えますが如何でしょうか。水道局殿が求める内容は、水道局殿が善管注意義務を行って適切な運営を行っていたにも拘らず、そのことを証明したうえで明らかに元の運営事業者の事業範囲内での適切な更新を行わなかった場合と考えますが、よろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。 ただし、事業期間終了後1年間の性能保証期間があります。 なお、(質問No. 81、86、90)を参照ください。
111	事業終了後1年以上の耐用を保持する仕様	8	第1	3	(3)	カ	事業期間終了後1年以内の経年劣化に対する修繕費用は、別途協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了後1年間は更新や経年劣化による修繕を行うことなく使用可能な状態であることを求めます。
112	膜ろ過装置	8	第1	3	(3)	カ	「事業期間終了後1年以上の耐用を保持する仕様」とありますが、事業期間終了後も適切な点検、補修、修繕が行われることを前提と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 108参照)
113	水質管理棟の扱い	8	第1	3	(4)		実施方針では水質管理棟は撤去対象施設とされておりましたが、表3-7 整備対象施設及び業務範囲には、記載されていません。水質管理棟は、撤去対象施設ではなく残置に変更されたのでしょうか。また、残置の場合、水質管理棟の使用及び維持管理は、水道局殿の範囲内でしょうか。	水道局で移設します。
114	整備対象施設と業務範囲	8	第1	3	(4)		実施方針では撤去対象施設に水質管理棟が記載されておりましたが、今回は記載されておりません。撤去対象施設から除外されると共に、撤去不可になったと考えますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 113参照)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
115	整備対象施設と業務範囲	8	第1	3	(4)		実施方針に示されていた撤去対象施設で、水質検査棟がありました。今回の要求水準では、対象外となっています。水質検査棟は撤去対象外でよろしいでしょうか。また、今後もこの水質検査棟が存在するかと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 113参照)
116	運転・保全の範囲	9	第1	3	(4)	図3-1	導水管の施設管理が水道局殿の業務範囲となっています。提案で導水管を活用する膜処理装置を提案した場合、到達水位102mを超える超えない・浄水場内外にかかわらず導水管等の施設管理は水道局殿の業務範囲として考えてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	事業者が設置する導水管については、事業者の管理となります。
117	維持管理の業務範囲	9	第1	3	(4)	図3-1	事業者の業務(右側)の上から3番目は「新設する設備(膜ろ過を含む。)の修繕業務」と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
118	配水業務	9	第1	3	(4)		企業団受水の運転監視について、何箇所か?日量はいくらか?	企業団受水の運転監視は、事業者が行います。箇所数は、場内2箇所、場外1箇所を想定しており、日量については需要量によって変動します。
119	見学者受入対応について	9	第1	3	(4)		図3-1の中で、水道局の業務としての「見学者の受入れ対応」とありますが、P.14の表1-1の中に本事業の対象業務として、「施設公開業務見学者対応」とあります。見学者対応で横浜市水道局様と事業者の範囲について、具体的内容をご教示ください。	見学者の受付、水道局側管理範囲の見学者対応は水道局が行いますが、事業者側管理範囲の見学者への対応は事業者が行います。
120	配水管理業務	9	第1	3	(4)		「場外系施設の・・・監視・報告」とありますが、場外系施設とは何を指しますか。また、監視・報告の頻度はどの程度でしょうか。	業務要求水準書(案)第2 7(1)イ(i)をご参照ください。
121	配水管理業務	9	第1	3	(4)		図3-1の配水管理業務として、企業団受水の運転監視、場外系配水池の水位監視、場外形施設の圧力及び水位監視が含まれていますが、当該施設はPFI事業の対象となっていないと思います。監視目的をご教示願います。	(質問No. 12参照)
122	配水管理業務	9	第1	3	(4)		図3-1の配水管理業務として、企業団受水の運転監視、場外系配水池の水位監視、場外形施設の圧力及び水位監視が含まれていますが、水道局殿と事業者の具体的な業務分担を明示願います。	業務要求水準書(案)第2 7(1)イ(i)及び別紙5をご参照ください。
123	整備対象施設施設の概要	9	第1	3	(5)	表3-7 関連	具体例については、各整備対象施設を構成する設備・機器等はこれに限られるものではないとありますが、表3-7の施設の主な内容に記載されている施設は必須となりますか。それとも、参考と考え、増減があってもよいですか。	参考と考えてください。
124	整備対象施設の概要	9 ~ 10	第1	3	(5)		『具体例については、(略)各整備対象施設を構成する設備・機器等はこれに限られるものではない。』とありますが、一方でこれらの機器等は必要条件となりますか。(例:太陽光発電設備)	(質問No. 123参照)
125	薬品管理	10	第1	3	(5)	表3-7	前処理については内容提示がありますが、後処理(pH調整:苛性)は不要でしょうか?	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
126	排水処理施設	10	第1	3	(5)	表3-7	具体例に脱水機と記載されていますが、有効利用の關係上、乾燥することは可能でしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
127	整備対象施設	10	第1	3	(5)	表3-7	事業者用管理棟の施設の主な内容について 自家発電設備の建屋がありますが、屋外型の自家発電設備の場合、建屋は不要となりますが、減点等の対象になりますでしょうか。	屋外型の自家発電設備は想定していません。
128	整備対象施設	10	第1	3	(5)	表3-7	附帯施設に記載されている「その他イメージアップ等に必要となる施設」とは、どのような施設を想定されていますでしょうか。	太陽光発電や視覚障害者誘導用ブロックなどを想定しています。
129	その他イメージアップ等に必要となる付帯施設	10	第1	3	(5)	表3-7	「その他イメージアップ等に必要となる付帯施設」について、技術提案の加算要素となるのでしょうか?	現在、加算要素とする方向で検討中です。
130	附帯施設	10	第1	3	(5)	表3-7	附帯施設の「その他イメージアップ等に必要となる付帯施設」とは、入札公告にて整備対象施設が規定されるとの理解でよろしいでしょうか。当該施設が事業者提案事項となる場合、要求水準を含めその評価方法について、ご教示願います。	応募者の提案とすることを考えています。また、具体例で挙げた太陽光発電設備の場合、LCCO <sub>2</sub> 削減効果を総合的に評価することを考えています。
131	整備対象施設の概要	10	第1	3	(5)		整備対象施設の概要にて具体例の欄で記述されている建築物については事業者の判断で建設する施設と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	整備対象施設	10	第1	3	(5)		整備対象施設の中の浄水施設の水質悪化に伴う排水ルートは考慮しないのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
133	整備対象施設の概要	10	第1	3	(5)		整備対照施設の概要で、自家発電設備の建屋が示されていますが、屋外型の自家発電設備とした場合、建屋は不要となります。『具体例については、(略)各整備対象施設を構成する設備・機器等はこれに限られるものではない。』とありますが、自家発電設備の建屋は、必要要件でしょうか。	(質問No. 127参照)
134	契約期間について	11	第1	3	(6)		電気・ガス・水道・下水道・電話等の契約期間は、工事期間中と考えてよろしいでしょうか？	事業期間中です。
135	運転状況について	11	第1	3	(6)		切替計画立案のために必要な現在の川井浄水場の設備運転状況についての資料を開示いただけますか？	落札者決定後、落札者に対し、開示します。
136	電気・ガス等に関する契約	11	第1	3	(6)		事業者側管理範囲にて使用する水道については水道局殿と契約して使用することとなりますか？工事期間中も同様ですか？	ご理解のとおりです。
137	水道に関する契約	11	第1	3	(6)		水道の使用に関する契約も記述はございますが、事業者が使用する生活用水について、契約の必要・料金の支払いが必要になりますでしょうか。	契約、料金の支払いとも必要です。
138	電気・ガス等に関する契約	11	第1	3	(6)		「電気・ガス・水道・下水道・電話等の使用に伴う契約は、事業者が行う」とありますが、調達先は民間事業者が自由な裁量で選定しても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	電気・ガス等に関する契約	11	第1	3	(6)		電気・ガス・水道・・・契約は事業者が行なうものとする。とありますが、電気、ガスについては現在市では入札方式をとっています。SPCから市への委託発注という方法は、可能でしょうか？	SPCにおいて契約してください。
140	電気・ガス等に関する契約	11	第1	3	(6)		既設のガス種類(都市ガス・プロパン)について教えてください。	川井浄水場では、現在、プロパンガスを使用しています。
141	電気・ガス等に関する契約	11	第1	3	(6)		ガスの代替エネルギーとして電気という選択肢がありますが、施設においてガスを必ず使用しなければならぬのでしょうか。また、実験等で火を使うような設備があるのでしょうか。(給湯設備等は電気でも可能)	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
142	適用する仕様書について	11	第1	4			本業務に適用する仕様書の優先順位を、ご教示ください。	水道局、横浜市、その他の順とします。
143	適用する仕様書の更新	11	第1	4			工事期間が最長8年、事業期間が20年あり、途中で適用する仕様書、水質基準等が更新され、設備に改良が必要となった場合は、横浜市水道局様のリスクと考えてよろしいでしょうか？	改良が必要となった場合、必要の都度協議しますが、費用が発生したときは合理的な範囲で水道局が負担します。
144	適用する仕様書について	11	第1	4			仕様書類はその時点において最新版を適用すると記載ありますが、「その時点」とは具体的にどの時点を示すのでしょうか？	工事に関するものは設計時点、維持管理に関するものは協議の上決定します。
145	適用する仕様書等	11	第1	4			「その時点において最新版を適用する」とありますが、将来の改定によるコスト変動が予測できません。現時点での版を特定いただくとともに、それからの変更については協議によるかと考えてよいですか。	入札公告時に現時点での版をお示しします。(質問No. 144参照)
146	適用する仕様書等	11	第1	4			各仕様書に〇〇〇年版のないものがありますが、できましたら、年版をお知らせください。	(質問No. 145参照)
147	生活環境影響調査	13	第2	1	(2)	表1-1	浄水場施設整備業務の対象業務に示されている「生活環境影響調査」は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、第38条の2に示されている「生活環境影響調査」と同様な調査なのでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
148	施設公開業務	14	第2	1	(2)	表1-1	見学者対応が事業者対象業務に記載されていますが、別紙4に記載の通り、事業者側管理用地内施設のみの対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	保安業務	14	第2	1	(2)	表1-1	浄水場施設と記載されていますが、別紙6に表示されている保安対象区域を参照し、新設対象施設と読み替えてよろしいでしょうか。	保安業務の対象範囲は、事業者側管理範囲です。本項目の記載を修正します。
150	用地の範囲	15	第2	2	(1)	ア イ など	用地測量、地質調査、地下埋設物調査及び土壌汚染測定範囲は、別紙6管理対象範囲(参考)で事業者側管理範囲(保安及び清掃等対象区域)で示された範囲を想定していますが、ご教示願います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
151	事前調査業務	15	第2	2	(1)	ア イ	浄水場近辺にある水準点からの測量は必要でしょうか。または、場内に水準点があるのでしょうか？	浄水場近辺にある水準点から測量を行ってください。水準点については、横浜市環境創造局ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyo/date/su-ijun">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyo/date/su-ijun</a>
152	事前調査業務	15	第2	2	(1)	ア	用地測量費用算出のため、用地全体の敷地図(境界杭図を含む。)をご開示願えますか。	おおよその図面は応募者に対し、開示する予定です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
153	情報の開示	15	第2	2	(1)	イ	過去の調査における、地質データ、場内ボーリングデータをご提示願えないでしょうか？	横浜市ホームページ環境情報地図「環境View」をご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/kankyo">http://www.city.yokohama.jp/kankyo</a>
154	事前調査業務	15	第2	2	(1)	イ	新設配水池等、一期工事として計画する部分の概略基礎検討のために、水道局にて調査されました既存の地質調査資料（調査位置図を含む。）をご開示願えますか。	(質問No. 153参照)
155	地下埋設物調査	15	第2	2	(1)	ウ	地下埋設物調査結果と既設図面に相違があり、設計変更が発生する場合の対処方法についてご教示願います。	相違がある場合は協議します。その他一般的な取扱いの詳細は、事業契約書（案）においてお示しする予定です。
156	事前調査業務	15	第2	2	(1)	ウ	地下埋設物の調査確認費用の算出のため、敷地全体にわたる上下水道管路、マンホール、電気ケーブル、ハンドホール等の埋設図をご開示願えますか。	(質問No. 152参照)
157	土壌汚染測定	15	第2	2	(1)	エ	土壌汚染測定により、対策として設計変更が発生する場合の対処方法についてご教示願います。	対策が必要な場合は協議します。その他一般的な取扱いの詳細は、事業契約書（案）においてお示しする予定です。
158	埋設物等に関する工期延長のリスク	15	第2	2	(1)	エ	埋設物発見や土壌汚染による工期延長に関するリスクは横浜市水道局様のリスクと考えてよろしいでしょうか？	客観的に合理的と認められる方法による調査での予知が困難な埋設物や土壌汚染が発見されたことにより、工事が延長した場合のリスクは、水道局が負担します。その他一般的な取扱いの詳細は、事業契約書（案）においてお示しする予定です。
159	事前調査業務	15	第2	2	(1)	エ	土壌汚染対策法に基づく汚染状況調査費用の算出の参考とするため、当該敷地内での過去の有害物質の使用の有無、使用ありの場合の化学物質名、使用場所、使用期間等をご開示願えますか。また、対象地域を調査することとありますが、対象地域とは実施方針の中の別紙7 管理対象範囲図（参考）に記載されている民側管理範囲と考えてよろしいでしょうか。	前段については、過去に有害物質の使用はありません。後段については、事業者側管理範囲を想定しています。
160	土壌汚染測定の範囲	15	第2	2	(1)	エ	「対象地域」とは、別紙6に図示された事業者側管理範囲から別紙8に図示された新設施設が建設できない箇所とされる範囲を除いた範囲との理解でよろしいでしょうか。 (新設施設が建設できない箇所は、事業者が使用することはできないため、土壌汚染が発生しないものと考えます。)	(質問No. 159の後段参照)
161	本業務の内容 (土壌汚染測定)	15	第2	2	(1)	エ	①事前調査における土壌汚染の測定は、敷地面積69,820㎡の全てが対象となりますか。 ②測定場所として既存構造物（撤去範囲を含む。）の下は、除くとの解釈でよろしいでしょうか。 ③対象有害物は、一般には1種（有機塩素化合物）、2種（重金属類）、3種（農薬類）、ダイオキシン類がありますが、使用履歴が浄水場であることから1種（重金属類）+PCBと考えてよろしいでしょうか。 ④調査は、表層（地中50cm深さまで）の汚染測定と考えておりますが、万一汚染が確認された後に必要な詳細調査（ボーリング調査等）は、費用を含めて協議させていただけるでしょうか。	①については、質問No. 159の後段をご参照ください。 ②については、ご理解のとおりです。 ③については、1種、2種、3種などについて調査が必要です。 ④については、調査項目に応じて必要な深さまで調査してください。
162	土壌汚染測定	15	第2	2	(1)	エ	土壌の汚染が基準値を超えていることが確認された場合の対応（実施者、スケジュール、費用負担）は、どのようにお考えでしょうか。	(質問No. 157参照)
163	土壌汚染測定	15	第2	2	(1)	エ	本事業開始の際に土壌汚染対策法に基づき対象地域を調査することとありますが、対象地域は新設の範囲と考えてよろしいですか？また、測定した結果、土壌汚染があった場合、その処理費用はどのように考えたらよろしいでしょうか？	(質問No. 157、No. 159の後段参照)
164	土壌汚染測定	15	第2	2	(1)	エ	事前調査業務の土壌汚染測定において、PCB等の有害物質が検出された場合には、発注者側で適切な処置を行っていただくとともに、その処置により工程に影響が及ぶ場合には工期の見直しを行っていただくことでよろしいでしょうか。	(質問No. 157参照)
165	本業務の内容	15	第2	2	(1)	オ	横浜市環境創造局との協議結果を踏まえた提案を求めるとありますが、事業者が横浜市環境創造局と直接協議を行うという解釈でよろしいですか。	「横浜市環境創造局との協議」は、業務要求水準書（案）第2 3 (10)カと同様に、「土木事務所との協議」に改めます。また、協議は事業者が土木事務所と直接行ってください。
166	設計変更	15	第2	2	(1)	オ	環境創造局様との調整で、提案内容について変更が必要となった場合、設計変更の対象となりますでしょうか？	事前の協議に基づく提案であることから、設計変更は事業者の責任と考えます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
167	事前調査業務	15	第2	2	(1)	オ	雨水・汚水の既設配管ルート図が参考資料別紙9に示されていますが、不鮮明で読み取れませんので、別途にルート図の原図を貸与して頂けますか。また、排水経路等については横浜市環境創造局との協議を踏まえた提案が求められておりますが、環境創造局のどの部署（担当者を含む。）と協議すればよいかをご教示ください。	雨水・汚水の配管は、横浜市ホームページ公共下水道台帳図情報「だいちゃんマップ」をご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/gesui">http://www.city.yokohama.jp/gesui</a> また、協議先は質問No. 165をご参照ください。
168	環境創造局との協議結果	15	第2	2	(1)	オ	「横浜市環境創造局との協議結果を踏まえた提案」とは、貴市の水道局殿と環境創造局殿の間で行われる協議結果を踏まえた提案との理解でよろしいでしょうか。それとも、応募グループが提案書の提出前に個別に貴市環境創造局殿の間で協議を行い、その結果を踏まえて提案を行うことを意味するのでしょうか。	(質問No. 165参照)
169	環境創造局との協議結果の公表時期	15	第2	2	(1)	オ	「横浜市環境創造局との協議結果」が、貴市の水道局殿と環境創造局殿の間で行われる協議結果を意味する場合、その協議結果は入札説明書等の公表と同時に公表されるものとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 165参照)
170	雨水・排水経路の確認	15	第2	2	(1)	オ	「排水経路について、横浜市環境創造局との協議結果を踏まえた提案を求める」とありますが、提案に先立ち、事業者が個別に横浜市環境創造局殿との協議を行うこと、と解釈してよろしいでしょうか。	(質問No. 165参照)
171	排水経路協議	15	第2	2	(1)	オ	横浜市環境創造局との協議は、民間コンソシアムが単独で行うのでしょうか（水道局の立会いはないのでしょうか）。	(質問No. 165参照)
172	雨水汚水配水の経路の確認	15	第2	2	(1)	オ	「環境創造局との協議結果」は、入札説明書などの公表前に開示していただけないでしょうか。	(質問No. 165参照)
173	横浜市環境創造局との協議結果	15	第2	2	(1)	オ	「横浜市環境創造局との協議結果を踏まえた提案を求める」とありますが、環境創造局との協議は水道局様が行われるのでしょうか？それとも事業者（応募者）が提案前に行うのでしょうか？水道局様が行う場合、その協議結果は公表されるとの理解でよろしいでしょうか？	(質問No. 165参照)
174	雨水・汚水排水経路の確認	15	第2	2	(1)	オ	『排水経路等については、横浜市環境創造局との協議結果を踏まえた提案を求める』とありますが、協議結果を担保するには、創造局の確認ができていない議事録などが必要ですか。あるいは、他に替わるものがあれば、ご教示ください。	(質問No. 165参照)
175	設計変更	15	第2	2	(1)		事前調査業務の結果と提案内容で乖離が発生した場合は、設計変更の対象となりますでしょうか？	設計業務は事前調査業務後に行うことを想定しているため、設計変更の対象とはなりません。
176	事前調査業務の実施時期	15	第2	2	(1)		事前調査業務は、事業者が実施時期を自由に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、入札説明書等において、貴市より実施時期が指定されるのでしょうか。	事業者が適切に判断してください。
177	事前調査業務	15	第2	2	(1)		事前調査業務により、当初予期せぬ地中埋設物・土壌汚染などがあつた場合、工期遅れや、費用の増大については水道局殿の負担と考えてよろしいですか。	(質問No. 158参照)
178	地下埋設物の調査について	15	第2	2	(2)	ウ	埋設位置確認を行うための試掘について、横浜市水道局様が把握している試掘箇所を、ご教示ください。	試掘結果は応募者に対し、開示する予定です。なお、応募者が行う試掘における、試掘箇所の選定は、応募者の判断に委ねます。
179	ボーリング調査	15	第2	2	(2)	ウ	入札説明書等において、貴市から提供される資料にボーリングデータは含まれるでしょうか。	(質問No. 153参照)
180	本業務の実施に当たっての留意事項	15	第2	2	(2)	ウ	基盤面とは、支持層のことですか。	基盤面とは、社団法人日本水道協会「水道施設耐震工法指針」で定義されているとおり、N値50以上もしくはせん断弾性波速度Vsが300m/s以上となる層の上面をいいます。
181	地下埋設物調査	15	第2	2	(2)	エ	現況図面については入札説明書に添付されるものと考えてよろしいですか。	おおよその配管図は応募者に対し、開示する予定です。
182	本業務の実施に当たっての留意事項	15	第2	2	(2)	エ	地下埋設物調査において、現況図面は今回の事業範囲でどの程度網羅されているのでしょうか。図面の精度は、どの程度と考えればよいのでしょうか。	開示を予定している現況図面は想定のものもあるため、参考資料となります。
183	現況図面	15	第2	2	(2)	エ	現況図を公開してください。埋設位置図作成のために必要です。	(質問No. 181参照)
184	地下埋設物調査	15	第2	2	(2)	エ オ	既存の図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため・・・とありますが、実際の調査により大幅に異なっていた場合、その処理費用についてはどのようにお考えでしょうか？	(質問No. 155参照)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
185	地下埋設物調査	15	第2	2	(2)	オ	現地調査の結果、配布頂いた既存図面と大きく違いがあり、事業計画や事業コストに影響を与える場合は、契約面での配慮は頂けるものと考えてよろしいですか。	(質問No. 155参照)
186	配布する既存の図面	15	第2	2	(2)	オ	「配布する既存の図面」の開示時期はいつでしょうか。入札説明書などの公表前に開示していただけないでしょうか。	(質問No. 181参照)
187	検便について	15	第2	2	(2)	カ	本業務に従事する作業員は概ね6か月ごとに検便を行うこととありますが、建設作業に従事する短期間作業員の場合について、ご教示ください。	全ての作業員に適用されます。
188	本業務の実施に当たっての留意事項	15	第2	2	(2)	カ	検便は赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157以外については実施しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	事前調査業務従事者への健康診断	15	第2	2	(2)	カ	概ね6か月ごとの検便が義務付けられる事前調査業務作業員とは、本業務で1分間でも立ち入るすべての作業員が対象となりますか。あるいは一日以上等の基準があるのでしょうか。	(質問No. 187参照)
190	検便について	15	第2	2	(2)	カ	ページの後半の業務(工事業務、安産衛生管理業務)の留意事項にも出てくるのですが、水道法施工規則第16条に基づき本業務に従事する作業員は概ね6か月ごとに、赤痢菌、サルモネラ菌…の検便を行うこととありますが、作業員の範囲はどこまでをお考えですか？また、事前調査業務、工事業務、安全衛生管理業務以外の業務には指示がありませんが、どう理解したらよろしいでしょうか？	前段は、質問No. 187をご参照ください。後段は、浄水場敷地内の業務に従事する作業員はすべて検便が必要となります。
191	留意事項	15	第2	2	(2)		本留意事項を踏まえ調査を行った結果、事前にご提示いただいた資料を基に算出した数量との差異(たとえば、基盤がより深く杭長が大きくなった等)が出た場合、工事費変更を伴う設計変更は可能でしょうか。	(質問No. 158参照) なお、設計変更については別途協議となります。
192	健康診断について	16	第2	2	(2)	キ	建設作業に従事する作業員の健康診断書は個人情報に該当するため、横浜市水道局様に提出できませんが、よろしいでしょうか？	関連法令の規定を踏まえ、速やかに横浜市水道局に提出してください。 ただし、守秘義務を守ります。
193	健康診断について	16	第2	2	(2)	キ	健康診断については、各企業が独自に定期または臨時に実施していると理解していますが、そういう理解でよろしいでしょうか？	水道法施行規則第16条に基づく健康診断を実施してください。
194	塩害対策について	17	第2	3			塩害について、現在はどのような対策を取られているかご教示ください。	川井浄水場では、特別な対策はしていません。
195	配水池設計	18	第2	3	(3)		配水池の有効水深を6mに設定した理由をご教示願います。運用上特に問題がなければ、高水位のみ90.5m以外としてもよろしいでしょうか。	配水エリアの給水圧から決定しているため、水位について変更することはできません。
196	配水池設計	18	第2	3	(3)		場内の地質調査結果(柱状図、土質、地下水位)を参考として開示頂けますでしょうか？基礎形式により事業費が大きく異なる場合があります。	(質問No. 153参照)
197	配水池設計	18	第2	3	(3)		実際の測量調査結果、地質調査結果、埋設物調査結果により事業費が増額となる場合は官側のリスクとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	本業務の設計内容	17	第2	3	(1)		補助申請用設計書等の作成や会計検査用の補助資料作成とは、具体的にどの程度の手間を要するものでしょうか。	補助申請用設計書等の作成については、年度ごとに当該年度の設計書、設計図面が求められるほか、工期全体の概略図面、総事業費、四半期ごとの工事進捗率の報告、検査調査が必要です。 会計検査用の補助資料については、施設、工法の選定理由、積算根拠、工事監視写真、各種管理資料、納入・搬出伝票等のほか、会計検査院から提出を求められるものと考えてください。
199	本業務の内容	17	第2	3	(1)		補助申請用設計書等や会計検査用の補助資料作成も本業務に含まれるとありますが、具体的に作成する書類内容についてご教示ください。	(質問No. 198参照)
200	設計業務の内容	17	第2	3	(1)		補助申請用設計書等の作成や会計検査用の補助資料作成も本業務に含まれるとありますが、申請業務はSPCが行なうのでしょうか？	国庫補助金の申請は水道局が行います。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
201	膜ろ過装置	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	「水道用膜モジュールJWRC仕様」を参考に、汎用的な膜モジュールを考慮すること。」と、ありますが、JWRC仕様の基本的な考え方に5,000m <sup>3</sup> /日程度以上を目安としてあり、今回の川井浄水場の規模で使用するには現時点で認定及び規定されているモジュールでは、あまりにも小さくコスト的に割高になると考えられます。膜ろ過装置は水道技術センターに認定されており、かつ海外の大規模浄水場(40,000m <sup>3</sup> /日以上)で広く使用されているような大型のモジュールが仮に技術的、コスト的に大きなメリットがあったとしてもJWRC仕様に規定のないタイプの膜モジュールということで導入は不可ということでしょうか。また、その大型モジュールが今後JWRC仕様申請を検討している場合ではどのような評価をなされるのでしょうか。ご教示をお願いいたします。	維持管理期間中に膜モジュール交換が必要な場合は、「水道用膜モジュールJWRC仕様」を参考に、汎用的な膜モジュールを考慮してください。ただし、JWRC仕様の規定にないタイプの膜モジュールの導入も可能です。JWRC仕様については、加点対象と考えており、納入時点で確認します。
202	浄水施設設計	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜ろ過装置については、財団法人水道技術研究センターの認定品とする。とのことですが、納入前に取得できれば現在取得していない製品でも問題ないのでしょうか？	納入前に取得できれば問題ありません。
203	膜ろ過装置	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜モジュール交換が必要な場合は「水道用膜モジュールJWRC仕様」が望ましいとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 201参照)
204	膜モジュール交換が必要な場合	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	「維持管理期間中に膜モジュール交換が必要な場合は、財団法人水道技術研究センターの『水道用膜モジュールJWRC仕様』を参考にし、て、汎用的な膜モジュールを考慮すること」について、事業者が維持管理期間中に膜モジュール交換が必要ないと判断した場合は、汎用的な膜モジュールを考慮しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか？その判断の下で事業を開始し、実際に維持管理期間中に通常の使用で膜交換が発生した場合、要求水準を満足しないということになると思われしますが、どのような対応となるのでしょうか？	前段については、(質問No. 201)を参照ください。後段については、サービスの提供に支障が生じた場合のペナルティー等そのリスクは、事業者が負います。
205	膜モジュールについて	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜モジュールはJWRCの仕様適合認定登録された膜が望ましいと理解すべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	膜ろ過装置	17	第2	3	(2)	ア	(ウ)	膜損傷の検知方法や、検知時の挙動については各事業者ごとの自由提案と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
207	原水水質引渡し条件	17	第2	3	(2)	ア	(ハ)	引渡し水質条件が原水水質参考値と比べ、かなり厳しくなっていますが、原水水質参考値を元にして設計するのか、引渡し水質基準を元にして設計するのかについては事業者リスクとして判断すればよろしいでしょうか。	原水引渡し条件は、添付の別紙3(修正版)のとおり見直します。
208	原水水質引渡し条件	17	第2	3	(2)	ア	(ハ)	臭気については引渡し水質条件がなく、原水水質参考値を元に設計をすることになりますが、最大値である藻臭が流入する頻度と期間をご教示ください。	臭気発生時には青山沈澱池にて活性炭注入を行い、事業者への引渡し時点で藻臭を基準値以下にします。
209	原水水質引渡し条件	17	第2	3	(2)	ア	(ハ)	色度については引渡し水質条件がなく、原水水質参考値を元に設計をすることになりますが、浄水要求水準値1度を超える色度が流入する頻度と期間をご教示ください。	過去の水質データは、以下のとおりです。 平成15年度：最高4.0 最低1.0 平均2.0 平成16年度：最高4.1 最低1.7 平均2.0 平成17年度：最高4.1 最低0.9 平均1.6 平成18年度：最高3.4 最低0.6 平均1.4
210	原水水質引渡し条件	17	第2	3	(2)	ア	(ハ)	別紙3の原水水質引渡し条件で示されている原水の引渡し地点は、別紙12に示されている原水連絡部という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
211	浄水施設設計	17	第2	3	(2)	ア	(ハ)	『流入する原水としては、別紙3に示す原水水質を参考に設備設計を行うこと。』とありますが、別紙3の原水引き渡し条件が空白になっている水質項目については、別途開示されるものと考えてよろしいですか。	添付の別紙3(修正版)をご参照ください。
212	膜ろ過装置	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜ろ過装置の計画的な維持管理や交換時の停止以外に、突発的な故障等に対する予備機の考え方については各事業者ごとの自由提案と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
213	膜ろ過装置	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	「財団法人水道技術研究センターの『水道用膜モジュールJWRC仕様』を参考に、汎用的な膜モジュールを考慮すること」と記載されております。『汎用的な膜モジュールを考慮すること』の汎用的とは、どのような意味でしょうか。例えば、水道のみならず下水道、用水等いろいろな用途に使える膜モジュールという意味でしょうか。	水道用の膜モジュールです。なお、汎用の意味は、例えば、複数のメーカー品に対応可能ということです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
214	膜ろ過装置	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	「財団法人水道技術研究センターの『水道用膜モジュールJWRC仕様』を参考にして、汎用的な膜モジュールを考慮のこと」と記載されております。水道用膜モジュールJWRC仕様は、現在加圧有機膜に限って標準化を進めており、将来的に非ケーシング（槽浸漬型）膜等にも広げるとされております（http://www.jwrc-net.or.jp/info/）。本事業では、「位置エネルギーを利用した処理方式の採用」から浸漬型膜（国内浄水場での稼働実績は多数有り）の採用を視野に入れておりますので、JWRC仕様で現時点で規定されていない膜の採用も可と判断しますが、よろしいでしょうか。	膜モジュールの提案については、要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。なお、水道局としては、将来交換を必要とする提案に、標準化された膜モジュールの採用を希望しております。
215	電磁流量計	17 20 24	第2	3	(2) (3) (8)	ア	(ウ) (7)	流量測定機器として電磁流量計をご指定ですが、特に大口径配管に対し、超音波流量計にて計画することは可能ですか。バイパスが不要となることなどの利点があります。	電磁流量計が要求水準となります。
216	膜ろ過装置認定	17	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜ろ過装置は財団法人水道技術研究センターの認定品ということになっておりますが、認定品の中には使用する膜モジュールの規格が「WPPA」という旧基準のものも残っております。この基準は現在の施設基準（浸出試験）を満足していないので、膜モジュール規格「AMST-001あるいはAMST-004」を取得した膜モジュールを用いた認定品、という表現の方が正確ではないでしょうか。	水道法に定められた施設基準を満足した設備とする必要があります。
217	原水水質	17	第2	3	(2)	ア	(カ)	別紙3に示されている原水水質引渡し条件の数値が、処理対象水質の上限値と考えてよろしいでしょうか。例として、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは引渡し条件値は測定限界以下であり要求水準値を達成していると考えられます。処理対象水質項目として考える必要がありますか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
218	設計水位	17	第2	3	(2)	イ		「TP+102mとする」は、最低でもこの水位が確保されるものと考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	設計水位	17	第2	3	(2)	イ		実施方針では「～+99まで圧力低下した場合も対応可能な施設を整備すること」との記載がありましたが、この記載は業務要求水準書には記載がありませんが、実施方針通りの「～+99まで圧力低下した場合」を考慮のでしょうか。	(質問No. 218参照)
220	到達水位	17	第2	3	(2)	イ		到達水位（TP+102.0m）とは、別紙8で図示される既設道志川系原水管から流入管（P.25表3-7の原水管）への分岐点における水位との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	到達水位	17	第2	3	(2)	イ		原水の実際の到達水位がTP+102.0mを下回ったことに起因して、事業者が生じた増嵩費用は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	膜ろ過装置の設計水位	17	第2	3	(2)	イ		到達水位TP+102.0mほどの地点における到達水位をご教示願います。	(質問No. 220参照)
223	設計水位	17	第2	3	(2)	イ		到達水位はTP+102.0mとありますが、TP+101.99になった場合は、生産水量が低下することもありますか、よろしいですか。	(質問No. 221参照)
224	設計水位	17	第2	3	(2)	イ		局殿で想定される到達水位の責任分解点は、新規事業者設置の着水井水位か、新規事業者設置の圧力計相当のようなものでしょうか。	(質問No. 220参照)
225	到達水位	17	第2	3	(2)	イ		到達水位はTP+102.0mとありますが、これは開放水面の水位でしょうか。そうでない場合、開放水面の水位をご教示ください。また、到達水位TP+102.0の場所をご教示ください。	(質問No. 220参照)
226	設計水位について	17	第2	3	(2)	イ		実施方針に関する質問回答書において、設計水位を業務要求水準書において示すとありますが、業務要求水準書における表記はTP+102.0mとあり、実施方針では記載されていた『運用開始後+99.0mまで低下する』についての文言がありません。考慮する必要はないとの理解でよろしいのでしょうか。	(質問No. 218参照)
227	到達水位	17	第2	3	(2)	イ		到達水位がTP+102.0mとなっておりますが、実施方針（平成19年12月）では、「当初到達水位は+102.0m以上を保障するが、運用開始後+99.0mまで圧力低下した場合も対応可能な施設を整備すること」と記載されておりました。運用開始後20年間は、圧力低下することがないものとして施設設計をすることでよろしいですか。	(質問No. 218参照)
228	設計水位について	17	第2	3	(2)	イ		要求水準書での到達水位はTP+102.0mとなっておりますが、実施方針では運用開始後99.0mまで低下した場合も対応可能な施設を整備することとなっております。実施方針でのこの条件は残っているのでしょうか。	(質問No. 218参照)



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
229	到達水位	17	第2	3	(2)	イ	到達水位はT P +102mとありますが、変動はどの程度あるでしょうか。(最大水量である172,800m <sup>3</sup> /dを流した場合、上大島接合井からの配管損失あるいは減圧弁等により、T P +102m程度で安定して供給されると考えてよろしいでしょうか、もしくは上流側の条件によりT P +102mよりも大きくなる可能性はありますか(必要エネルギー等を予測する際にT P +102m以上の水位を見込むことができるか否かに影響します)。	一定と考えてください。	
230	見学者の対応	18	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	見学者用会議棟が市販の管理範囲にございますので(別紙4)、今回の業務範囲において見学者用の会議室の設置は不要ということではよろしいでしょうか。	事業者側管理範囲の見学者対応として、どのような対応をするかを踏まえて、判断してください。なお、施設の中で十分な説明ができるような整備を考えているのであれば会議室の設置は不要と考えます。
231	排水処理施設の設置	18	第2	3	(2)	ウ		浄水施設は配水池の上部や事業者用管理棟との併設が可能となっていますが、排水処理施設についても配水池上部や事業者用管理棟との併設が可能と考えてよいですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
232	浄水水質	18	第2	3	(2)	エ	(イ)	「将来、原水水質の引渡し条件内において原水水質の変化が生じた場合においても、別紙2の項目に示す要求水準基準値を事業期間にわたり達成していること。…」とありますが、原水水質の引渡し条件は別紙3の範囲を超えることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	設計業務	18	第2	3	(2)	エ	(イ)	「原水水質の引渡し条件内において原水水質の変化が生じた場合にも別紙2の項目に示す要求水準基準値を達成していること」とありますが、別紙3の引渡し水質よりも管理目標値の方が小さいのですが、すべてに対応する必要があるのでしょうか?または実績で考えてよいのでしょうか?	(質問No. 207参照)
234	設計業務	18	第2	3	(2)	エ	(イ)	別紙3でジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの原水水質参考値の最大値よりも引渡し水質条件の値の方が小さいのですが、実際的にはこの値を超える可能性があるため対応技術の適用が必要ということなのでしょうか?	水道局で対応します。
235	浄水水質	18	第2	3	(2)	エ	(イ)	別紙2の浄水引渡し条件の水質に対し、要求水準基準値を達成するためには、凝集+膜ろ過プロセス以外のプロセスは必要とお考えですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
236	水質分析について	18	第2	3	(2)	エ		今回撤去でない水質検査棟で、事業者が行う水質分析を実施することが可能でしょうか?可能であれば、できる範囲をご教示ください。	(質問No. 113参照) なお、移設した後も事業者の利用は不可です。
237	P A Cについて	18	第2	3	(2)	オ		原水水質に対するP A Cの注入率をご教示ください。	入札説明書等において過去の実績をお示しします。
238	P A C添加	18	第2	3	(2)	オ		「青山沈殿池上流側にて高濁時にP A C注入させ」とありますが、添加タイミング等はどのようになるのでしょうか?また、自動切換えで行うのでしょうか?	青山沈殿池では、流出濁度が30度を越える恐れがあると判断したときに、手動によりP A Cの注入を開始します。
239	青山沈殿池におけるP A C注入	18	第2	3	(2)	オ		高濁度時にP A Cを注入すると記載されていますが、注入条件(頻度と継続時間等)をお示しください。	(質問No. 238参照)
240	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ		青山沈殿池上流側にてP A Cを注入するのは、青山沈殿池に流入する原水の濁度が30度より高くなった場合であり、30度以下ではP A Cは注入されないとの解釈でよろしいでしょうか。また、P A C以外の薬品等の注入はないものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、質問No. 238をご参照ください。後段については、その他の薬品等については、臭気対策として、青山沈殿池で活性炭の注入を予定しています。なお、参考までに、現在は原水のアルカリ度が20以下になった場合に、水道用ソーダ灰(炭酸ナトリウム)を注入しています。
241	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ		p H 7以上の原水に対しP A C注入する場合、p Hを7以下にして頂けますか。	p H調整は考えていません。
242	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ		青山沈殿池の滞留時間をご教示ください。	8時間です。
243	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ		青山沈殿池のP A C注入制御方法、P A C注入率はどのようにして決定するのでしょうか。	濁度上昇時には、青山沈殿池で職員によるジャーテストを行い、注入率を決定する予定です。
244	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ		青山沈殿池での凝集・混和方法をご教示ください。	凝集剤注入後、混薬水路において水流による混和を行い、その後、沈殿池で処理します。
245	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ		青山沈殿池でのP A C注入方法・P A C注入点・凝集混和方法などの諸条件を事業者側の要望を反映頂くことは可能ですか。	P A Cの注入点や混和方法の変更は難しいと考えられます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
246	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ	別紙3に示す原水水質での受け渡しを行うために・・・PACを注入させ、とありますが、PACでは除去しきれない水質項目が受け渡し条件以上の濃度になった場合の局の対応方法をご教示ください。	必要に応じて、水道局で青山沈殿池において粉末活性炭の注入をすることを考えています。
247	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ	局側にて青山沈殿池に粉末活性炭を注入することはあります。また、局側にて青山沈殿池に粉末活性炭を注入しない場合、事業者側で青山沈殿池に粉末活性炭を注入することは可能ですか。	(質問No. 246参照)
248	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ	青山沈殿池流入部でPAC注入した場合、流出部からのキャリーオーバーはないものとして考えてよろしいでしょうか。キャリーオーバーにより民側の発生固形物が増加した場合は、官側のリスクとして考えてよろしいでしょうか。	キャリーオーバーはないものと考えてください。
249	青山沈殿池における水道局の対応	18	第2	3	(2)	オ	青山沈殿池に高濁度時に注入するPAC量について、想定される最大注入率をご教示願います。PAC以外に注入する可能性のある薬品(次亜塩素酸ナトリウムもしくは、粉末活性炭)があれば、その種類と想定最大注入率をご教示願います。	入札説明書等において過去の実績をお示しします。
250	青山沈殿池での水道局側の対応	18	第2	3	(2)	オ	「高濁度時にPACを注入させ、」とありますが、その情報はどのような方法とタイミングで、事業者に連絡頂けるのでしょうか。また、別紙3の原水水質引渡し条件(1/2、2/2)の事業者における入手方法をご教示願います。	PACは手動で注入しますので、注入を開始した時点で電話及びFAXにてお知らせすることを考えています。
251	青山沈殿池における水道局の対応について	18	第2	3	(2)	オ	PAC注入は青山沈殿池流入水の濁度が何度以上から開始されるのでしょうか。また、青山沈殿池でのPAC注入日数及び注入率の範囲についてご教示ください。	前段については、質問No. 238をご参照ください。後段については、入札説明書等において過去の実績をお示しします。
252	配水池槽数	18	第2	3	(3)		表3-1 (1-4) 配水池の槽数を3槽以上とすることは可能ですか。	業務要求水準書(案)第2 3 (3) 記載のとおり、2槽としてください。
253	基礎形式	18	第2	3	(3)		表3-1 (1-6) 配水池設計の基礎形式において、支持層の確認ができる工法とは、直接目視等により確認する方法以外に、建築基準法等の認定を取得している工法も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	支持層の定義	18	第2	3	(3)		(1-6) 「支持層の確認ができる・・・」とありますが、支持層の物性に基準はありますか。	(質問No. 180参照)
255	配水池高水位(HWL)	18	第2	3	(3)		表3-1 有効貯水量30,000m <sup>3</sup> に対し、高水位(HWL)が設定されていますが、有効容量低水位(LWL)を守れば、高水位は変更してもよいですか。	(質問No. 195参照)
256	配水池の上部保護	18	第2	3	(3)		表3-2 上部保護とは、表面劣化防止および雨水侵入防止と考えてよいですか？	ご理解のとおりです。
257	配水池設計	18	第2	3	(3)		配水池の基本条件(表3-1)として、高水位が示されていますが、固定要件でしょうか。高水位の変更することは可能ですか。(例えば、高水位+89.5mとし、有効水深を5.0mの配水池形状とするなど)	(質問No. 195参照)
258	配水池設計	18	第2	3	(3)		設計水平震度は、耐震基準として、地表面加速度800galを優先することでもいいでしょうか。「水道施設耐震工法指針・解説(1997年版)」では地盤種別、構造物の固有周期によって異なってきます。	ご理解のとおりです。
259	配水池設計	18	第2	3	(3)		設計水平震度の設定で、地表面加速度 800galが設定されていますが、横浜市地震被害想定における想定地震または、「水道施設耐震工法指針・解説(1997年版)」等を用いて、再設定することは必要なしということでしょうか。基盤面での地震力が同じでも、表層地盤の土質形態によっては、地表面加速度が異なってくると思われそうですが、地質調査結果に基づく地盤の応答解析は必要ないということですか。	ご理解のとおりです。
260	配水池設計	18	第2	3	(3)		耐震設計法で『3次元FEMモデルを用いた静的解析を行うこと』とありますが、この解析まで行う目的は何でしょうか。耐震壁の3次元効果を考え、より経済設計を行うことが目的でしょうか。	ご理解のとおりです。
261	配水池設計	18	第2	3	(3)		耐震設計法で『3次元FEMモデルを用いた静的解析を行うこと』とありますが、これは、配水池のみの解析としていいでしょうか。(例えば配水池上部に膜ろ過棟を設置する場合も考えられるが)	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
262	配水池設計(配管関係)	18	第2	3	(3)		緊急遮断扉は、必要要件でしょうか。緊急遮断弁とすることはできないのでしょうか。	配水池については、水道局が仕様を規定しているため、緊急遮断弁は認めません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
263	配水池設計	18 ～ 20	第2	3	(3)		添付されている参考図面の取扱いについては、事業者の判断と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	上部保護	19	第2	3	(3)		(2-15) 「上部保護」とは具体的にどのような仕様を意味するのでしょうか。	屋根防水や覆土を想定しています。
265	配水池塗装仕様	19	第2	3	(3)		表 3-2 (2-4) 別紙13参考図No.25には塗装仕様が記載されていますが、配水池内面塗装は、水準書(案)19ページに記載のとおり「内面塗装は用いてはならない」と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	セメントの種類	19	第2	3	(3)		表 3-2 (2-9) 他のセメント種類を提案することは可能でしょうか。	配水池については、水道局が仕様を規定しているため、他の種類のセメントは認めません。
267	上部保護	19	第2	3	(3)		表 3-2 (2-15) 配水池設計において、「上面保護」の具体例をご教示願います。	(質問No.264参照)
268	侵入防止設備について	19	第2	3	(3)		表 3-3 (3-4) 侵入防止設備については、既設浄水場施設のセキュリティと関連性がありますか。また、具体的な仕様があればご教示ください。	関連性はありません。業務要求水準書(案)別紙13を参考に、同程度のものを設置してください。
269	配水池に使用するセメントの種類	19	第2	3	(3)		表 3-2 (2-9) 高炉セメントB、低熱ポルトランドセメント以外のセメント(フライアッシュセメントも水和熱・乾燥収縮を抑制効果があります)は、配水池に使用できないのでしょうか。	(質問No.266参照)
270	ベルマウス高	20	第2	3	(3)		(4-17) 「高さ89.5m」とはTP+89.5mという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	電動バタフライ弁	20	第2	3	(3)		表 3-4 (4-10) 「本バルブは断水を伴わず交換可能とすること」と記載されておりますが、バイパス管設置での対応でもよろしいでしょうか。	応募者の判断に委ねます。
272	配管の定義	20	第2	3	(3)		表 3-4 (4-3、4-4) ドレーン管・オーバーフロー管とは、系統におけるどの部分のドレーン管・オーバーフロー管を想定されておりますでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
273	ドレーン、オーバーフロー管の返送先	20	第2	3	(3)		表 3-4 相模湖系導水路とは、場内川井接合井下流部の開渠でしょうか。 また、水位関係はオーバーフローも自然流下で可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
274	配水池の電動バタフライ弁	20	第2	3	(3)		表 3-4 (4-10) 電動バタフライ弁で、「遠方での開閉が可能な構造」において「遠方」とはどこを想定されておりますか。	事業者用管理棟を想定しています。
275	緊急遮断扉の作動方式	20	第2	3	(3)		表 3-4 (4-15) 「自動で作動すること」とありますが、どのような自動作動を想定されておりますか。また、手動での開閉も可能と考えてよろしいですか。	前段については、要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。 後段については、認められません。
276	電動バタフライ弁	20	第2	3	(3)		表 3-4 (4-10) 「電動バタフライ弁が遠方での開閉が可能な構造とすること。また、本バルブは断水を伴わず交換可能とすること」とありますが、膜ろ過ユニット内の電動バルブはこれに当てはまらないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	電磁流量計	20	第2	3	(3)		表 3-4 (4-11、4-12) 「点検・更新が可能となるように元弁を設置すること。また、バイパス管を設置すること。」とありますが、膜ろ過ユニット内の電磁流量計にも当てはまるのでしょうか。	応募者の判断に委ねます。
278	ドレーン管、オーバーフロー管	20	第2	3	(3)		表 3-4 (4-3、4-4) 相模湖系導水路への連絡箇所は任意ですか？連絡箇所のレベル、水圧をご教示願います。	前段については、連絡箇所は接合井付近の開水路を想定しています。 後段については、連絡箇所のレベルは81.0m程度を想定しています。
279	膜ろ過水流入管	20	第2	3	(3)		口径をご指定ですが必須ですか。また水渠(方形断面)にて提案することは可能ですか。またこの場合は、流入側電動バタフライ弁は、電動制水扉と読替えてよいですか。	業務要求水準書(案)第2 3(9)をご参照ください。口径等は要求水準です。
280	配水池設計 (配管関係)	20	第2	3	(3)		電動バタフライ弁の要求事項で、本バルブとは膜ろ過水の流入管2箇所及び流出管2箇所の電動バルブのことでしょうか。このバルブを断水を伴わず交換可能とすることは、この本バルブの前後に交換用の手動弁とバイパス管を設置するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
281	薬品設備設計	21	第2	3	(4)	ア	現状の次亜注込率ほどの程度でしょうか。季節ごとに使用量の差は発生していますか。差がありましたら併せてご教示願います。	入札説明書等において過去の実績をお示しします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
282	次亜塩素酸ナトリウム注入システム	21	第2	3	(4)	イ	(イ)	注入ポンプにより注入量を計測し…とありますが、どのような意味でしょうか。	薬品は注入ポンプを用いて管注入を行ってください。また、注入量については計測機器を用いて薬品量を測定できるように想定してください。
283	次亜タンク	21	第2	3	(4)	ウ	(ウ)	「貯蔵槽は2槽設置すること」とのことですが、次亜塩素酸ナトリウム必要量を半分づつに分けるとということなのでしょうか？または、予備の槽を用意するという事なのでしょうか？	最大の貯蔵量は応募者の提案に委ねますが、貯蔵槽は2槽設置し、2槽合計で最大処理水量における平均注入量の10日分以上を確保してください。
284	次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽	21	第2	3	(4)	ウ	(ウ)	2槽設置とありますが、「最大処理水量における平均注入量の10日分以上」の容量の貯蔵槽を2槽設置ということでしょうか。	(質問No. 283参照)
285	薬品の漏洩検知方法	21	第2	3	(4)	エ	(エ)	「次亜塩素酸ナトリウムの漏洩を検出できる設備を設置」とありますが、具体的にどの場所(貯蔵槽、注入配管、注入ポンプ)で検知すべきかご教示願います。	応募者の判断に委ねます。
286	次亜塩素酸ナトリウム管理	21	第2	3	(4)	エ	(エ)	漏洩検知方法及び防液堤高さ等は、各事業者の自由提案と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
287	次亜塩素酸ナトリウム管理	21	第2	3	(4)	エ	(ウ)	注入前の残塩を測定する理由をご教示ください。	配水池内流速(滞留時間)や水温等が残留塩素の消費に影響を及ぼすことから、適切な残留塩素管理を行うためです。
288	事業者用管理棟設計	21	第2	3	(5)	ア		事業者用管理棟の規模について明確な記載がありませんが、どの程度を想定したらよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
289	職員の休憩室	21	第2	3	(5)	ウ	(イ)	職員の休憩室として、仮眠室・シャワー設備等は必要でしょうか。ご教示ください。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
290	中央監視室	21	第2	3	(5)	ウ	(ウ)	中央監視室について、配線ルート等の合理化及び信頼性等を考慮し、計算機室と同室とすることは可能ですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
291	電気室	21	第2	3	(5)	ウ	(エ)	配線ルート等の合理化を考慮して、高圧電気室内に一部低圧配電盤等を配置する、また低圧電気室内に一部高圧配電盤を配置する、ということとは可能ですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
292	電気室	21	第2	3	(5)	ウ	(エ)	計算機室について、配線ルート等の合理化及び信頼性等を考慮し、中央監視室と同室とすることは可能ですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
293	事業者用管理棟設計	21	第2	3	(5)	ウ	(エ)	電気室については、膜ろ過棟内に建設することも可能と記載されています。一方、P.18(2)ウ(エ)には、膜ろ過棟と事業者用管理棟との併設案も可能と記載されています。事業者用管理棟を別棟とせず、膜ろ過棟内に、事業者用管理棟に建設する居室を全て建設する提案は可能と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	管理棟の規模	21	第2	3	(5)	ウ		居室面積(規模)は提案でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	事業者用管理棟	21	第2	3	(5)	ウ		事業者用管理棟に建設する居室には、水質検査室が含まれていませんが、事業者の判断に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
296	電話回線・電気回線について	21	第2	3	(5)			事業者管理棟設置に関する電話回線・電力線・ガス配管・水道配管・下水道配管は、事業者が契約、布設すると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
297	事業者用管理棟設計	21	第2	3	(5)			P.10 表3-7では、自家発棟は事業者用管理棟の具体例として挙げられております。本項目のどの範囲までが自家発棟の仕様に有効なのでしょうか。	自家発棟には消防・換気設備も含まれます。
298	事業者用管理棟設計	21	第2	3	(5)			場内の雨水調整池は撤去可能でしょうか？また、撤去した場合は代替池が必要でしょうか？	事業者側管理範囲には雨水調整池は存在しません。
299	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	下水道放流は認められますか？	土木事務所にご確認ください。
300	排水処理方式	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	処理方式として乾燥方式は有効ですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
301	膜洗浄廃液処理	22	第2	3	(6)	イ	(イ)	薬品洗浄廃液(特にすすぎ水)については、pH等を確認の上、場内処理が可能と考えてよいのでしょうか。	薬品洗浄廃液は、相模湖系導水路を含め、浄水系での再利用は認めません。
302	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	イ	(イ)	膜モジュールの薬品洗浄廃液は中和処理などの無害化後、相模湖系導水路に返送することは可能ですか。	(質問No. 301参照)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
			第2	3	(6)	イ			
303	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	イ	(イ)	①「薬品洗浄排液と物理洗浄排液は明確に区別して、各々適切な処理を行うこと」とありますが、薬品洗浄排液（リンス水を含む。）は、下水道（汚水）への放流基準まで処理することにより下水道へ放流することは可能でしょうか。 ②着水井を設置する場合、着水井のオーバーフローあるいはドレンを別紙11の排出基準以下であれば相模湖系導水路に返送することは可能でしょうか。 ③膜物理洗浄排液を排液槽・濃縮槽で固液分離し、その上澄水を相模湖系導水路、あるいは下水道（汚水）に返送することは可能でしょうか。 ④上記で、下水道へ放流が可能な場合、放流可能水量（日量、時間最大量）についてご教示願います。	①については、質問No. 299をご参照ください。 ②については、可能です。 ③については、業務要求水準書（案）第2 3（6）イ（ウ）をご参照ください。なお、下水道放流については、質問No. 299をご参照ください。 ④については、質問No. 299をご参照ください。
304	物理洗浄排水返送水質	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	水量や水質の測定方法・頻度は、川井浄水場の流入原水に同じと考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
305	物理洗浄排水	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	物理洗浄の排水は相模湖系導水路に返送可能とありますが、物理洗浄排水を全量相模湖系導水路に返送した場合、脱水施設は不要となりますが、そのような提案は可能でしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
306	処理方式	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	臭気対策で具体的に考えておられることがありましたらご教示ください。	応募者の判断に委ねます。
307	臭気対策について	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	『排水処理における臭気対策を施した提案をすること』とありますが、具体的基準がなければ、その対策には提案により差が生じ、かつ、実施時に水道局と事業者間の見解の相違をきたす要因になるものと考えます。想定されている基準についてご教示ください。	生活環境影響調査で事業者が達成すべき値以下の値としてください。
308	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	排水処理における臭気対策とは、どの程度までの臭気対策を想定されてますでしょうか。	(質問No. 307参照)
309	臭気対策の水準	22	第2	3	(6)	イ	(ウ)	臭気対策について、業務の要求水準を具体的に明示願います。	(質問No. 307参照)
310	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	エ		発生汚泥を有効利用となってますが、可能な範囲での有効利用でよろしいでしょうか？	可能な限り有効利用を考えてください。
311	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	エ		環境に配慮し、セメントの原料に用いる等有効利用することとありますが、これは必須条件でしょうか。最終処分場への処分でもよろしいでしょうか。	有効利用は必須条件です。有効利用の割合に応じ、評価することを考えています。
312	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	エ		発生した汚泥について、全量有効利用を実施する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。有効利用が困難な場合は、最終処分場へ埋立処分することも認められるとの理解でよろしいでしょうか。有効利用の定義、要求水準を具体的に明示願います。	(質問No. 310、No. 311参照)
313	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	エ		発生土の有効利用は、横浜市ではセメントへの活用を想定されているのでしょうか。	有効利用の方法の一つとして考えています。
314	汚泥の有効利用	22	第2	3	(6)	エ		汚泥の有効利用先が見つからない場合、埋め立て処分をしても構わないでしょうか。	(質問No. 310、No. 311参照)
315	脱水汚泥の有効利用	22	第2	3	(6)	エ		「環境に配慮し、セメントの原料に用いる等有効利用すること」とあります。現在も、有効利用されているのであれば、その利用先等をお知らせください。	園芸用土及びセメント原料として利用しています。
316	汚泥の有効利用	22	第2	3	(6)	エ		有効利用とした場合、その収入は事業者のものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
317	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)	エ		『環境に配慮し、セメントの原料に用いる等有効利用すること。』とありますが、全量を対象としていますか。また、セメントの原料以外の有効利用は事業者の提案でよろしいでしょうか。さらに、有効物として売却した場合の収入は、事業者の収入となりますか。	前段については、質問No. 310をご参照ください。中段については、ご理解のとおりです。後段については、質問No. 316をご参照ください。
318	排水処理における臭気対策	22	第2	3	(6)	オ		排水処理における臭気対策を施すことになってますが、この臭気対策は施設だけでなく、水質や脱水ケーキに対する臭気対策まで行うものと考えてよいですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
319	汚泥処分費	22	第2	3	(6)			汚泥処分費は今回の提案価格に含まれますでしょうか？	汚泥処分費は、運転管理業務費の一部を構成する費用として、提案価格に含まれます。
320	排水処理施設設計	22	第2	3	(6)			排水処理施設で使用する設備用水は、別途、無償又は有償で提供頂けると考えてよいでしょうかご教示ください。	事業者が水道の契約及び支払いを行ってください。
321	産業廃棄物排出事業者	22	第2	3	(6)			産業廃棄物の排出事業者は局殿と解釈し、事業者は中間処理施設設置許可及び産業廃棄物業許可の許可申請は必要なしと考えてよいですか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する施設の設置許可は事業者が取得してください。また、水道局に施設を移管する時及びその施設を借り受ける場合は、同法15条の4が適用されます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
322	電気設備設計	22	第2	3	(7)	ア	当該記載内容については、事業者側管理範囲に供給設備を設置し電力会社と新たに電力契約を締結することと理解いたしますが、一般電気事業者の電気需給約款においては電力需給契約を締結できる1構内の定義として、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域とされています。別紙6「管理対象範囲」で事業者側管理範囲を参考としてお示しいただいておりますが、具体的にどのような方策をもって明確に区画を整理すればよろしいのでしょうか。	フェンス等を用いて、明確に区画を整理すればよいと考えています。	
323	電気設備設計	22	第2	3	(7)	ア	予備電線路を電力会社と契約する場合で、工事費負担金が発生する場合は事業者が負担することになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
324	自家発電設備の容量	22	第2	3	(7)	ア	(イ)	「全負荷の100%」とありますが、ここで言う全負荷とは、予備機等を含めた全設備の定格負荷の合計値ではなく、最大処理水量を処理(浄水・排水)するのに必要な負荷、維持管理に最低限必要となる建築付帯負荷、防災上必要な負荷の合計値と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
325	自家発電設備の容量	22	第2	3	(7)	ア	(イ)	「自家発電設備の容量は、全負荷の100%の負荷量を見込んで設計すること」について、予備機を除いた常用全台という理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 324参照)
326	受電設備	22	第2	3	(7)	ア		既設管理棟とは別に新設膜ろ過設備で電力会社より新規受電とのお考えと推察しますが、【東京電力の電気需給約款[特定規模需要(高圧)]Ⅱ 契約の締結 8 契約場所 (1) 当社は、1構内をなすものは1構内、1建物をなすものは1建物を1需要場所とします。・・・なお、この場合において構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区分された区域をいいます。】とあります。電力会社との協議は事業者となっておりますが、協議の結果、既設設備との間にさく、へいその他のしゃ断物の設置が必要となった場合、設置してもよろしいのでしょうか。	(質問No. 322参照)
327	電気設備設計	22	第2	3	(7)	ア		協議する電力会社の窓口を教示いただけますか。	現在は、一般電気事業者の東京電力株式会社神奈川支店法人営業部です。
328	電気設備設計	22	第2	3	(7)	ア		『新設対象施設で使用する電力を供給する電気設備を設計及び設置すること。なお、受電点については電力会社と協議の上、決定すること』とありますが、提案段階で電力会社との協議を踏まえる必要がありますか。必要な場合、電力会社との協議を担保するにはどのような書類が必要ですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
329	電気設備設計	22	第2	3	(7)	ア オ		「全負荷の100%の負荷量」とは、定格の100%の水量を生産することのできる状態と考えればよいですか。	(質問No. 324参照)
330	電気設備設計	22	第2	3	(7)	エ	(7)	使用電圧は、原則として高圧6kV、低圧400V、200V、100Vとなっておりますが、使用負荷によって低圧400V又は200Vのどちらかとしてもよいのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
331	電気設備設計の 準拠基準等	22	第2	3	(7)			「横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書(工事編)に準拠」とありますが、同仕様書の機器編へも準拠必要と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
332	電気設備設計の 準拠仕様	22	第2	3	(7)			「横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書(工事編)」に準拠とあり、特に(機器編)については書かれていませんが、高圧閉鎖配電盤の保護等級等(7)項で特記されている事項以外は、(工事編)に抵触しなければ(機器編)によらず事業者が独自に機器仕様を選定することが可能と考えてよいですか。	(質問No. 331参照)
333	電気設備設計	22	第2	3	(7)	エ		受電設備において、局側施設への配電はないものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
334	電気設備設計	22	第2	3	(7)	エ	(イ)	常用一予備2回線受電とありますが、予備とは常用と同一の供給変電所または異なる供給変電所のどちらを意味しているのでしょうか。(供給信頼度についてお答えください)	異なる供給変電所を意味しています。
335	変圧器盤のバンク 構成	23	第2	3	(7)	エ	(イ)	「常用一予備2回線受電、変圧器2バンク方式とし、片側100%容量とする。」とありますが、動力変圧器は2バンクで常用一予備というお考えでしょうか。また、その他の照明変圧器等についても2バンク片側100%容量で考えるのでしょうか。	動力変圧器は2バンクで両バンクとも常時運用します。他の変圧器については、応募者の判断に委ねます。
336	受変電設備の容量	23	第2	3	(7)	エ	(イ)	「片側100%容量」とありますが、ここでいう100%容量とは、予備機等を含めた全設備の定格負荷の合計値ではなく、事業者の提案する設備における最大使用電力と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
337	変圧器のバンク構成	23	第2	3	(7)	エ	(イ)	「変圧器2バンク」とありますが、二種類以上の変圧器（二次電圧仕様等の異なる）を用いる場合も同様に2系統化が必要と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
338	高圧閉鎖配電盤の保護等級	23	第2	3	(7)	エ	(ウ) 表3-5	変圧器盤の形式は、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書にもありますように、「CY」と考えてよろしいですか。	横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）に準拠してください。
339	変圧器盤の型式	23	第2	3	(7)	エ	(ウ)	表3-5「高圧閉鎖配電盤の保護等級」の中でCX型（固定型機器収納）となっていますが、CY型（搬出型機器収納）は不可ですか。「横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）」ではCY型となっています。	横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）に準拠してください。
340	自家発電設備の容量	23	第2	3	(7)	オ	(イ)	「停電時100%の負荷に電力供給が可能」とありますが、ここで言う100%の負荷とは、予備機等を含めた全設備の定格負荷の合計値ではなく、最大処理水量を処理（浄水・排水）するのに必要な負荷、維持管理に最低限必要となる建築付帯負荷、防災上必要な負荷の合計値と考えてよろしいですか。また、事業者の提案する負荷以外への電力使用は想定しないものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。水道局側の電力負荷について提案する必要はありません。
341	自家発電設備	23	第2	3	(7)	オ	(ウ)	自家発電設備はガスタービンと指定がございしますが、10時間以上稼動可能な電力供給設備であれば、ガスタービン自家発電設備に限る必要はないと考えますが、よろしいでしょうか。	ガスタービン自家発電設備は要求水準です。
342	燃料タンク容量	23	第2	3	(7)	オ	(エ)	「10時間分以上の容量」とありますが、各事業者が選定した自家発電装置の定格負荷運転時における燃料消費量で計算するものと考えてよろしいですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
343	自家発電装置台数	23	第2	3	(7)	オ		自家発電設備の必要容量は停電時の100%とありますが、1台で100%容量でしょうか？危険分散を考え、複数台で100%と考えてもよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
344	電気設備設計	23	第2	3	(7)	オ		自家発電設備において、停電時に局側施設への給電はないものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
345	自家発電装置	23	第2	3	(7)	オ		自家発電設備は非常用発電設備と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
346	自家発電の騒音値	23	第2	3	(7)	オ		自家発電設備の騒音値は、横浜市生活環境条例の準工業地域の騒音値に基づけばよいのでしょうか？また非常用発電装置と考えた場合、横浜市生活環境の保全等に関する条例における、非常用発電装置にあてはまると考えてよろしいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。非常用発電装置についても、常用発電装置と同様の値としてください。
347	電気設備設計	23	第2	3	(7)	オ		自家発電設備については、あくまでも電力会社の電気が事故等の原因により停電となった場合のみ運転させる非常用発電設備との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	関係官庁提出書類	23	第2	3	(7)	カ		記載以外の関係官庁提出書類については、各事業者で作成し、届出自体は局殿にて実施と考えてよろしいですか。	記載以外の関係官庁提出書類についても、電気事業法等を遵守し、必要な書類を事業者で提出してください。
349	自家用電気工作物保安規定の届出	23	第2	3	(7)	カ		自家用電気工作物保安規定は電気主任技術者が定めるものですが、電気主任技術者は局ではなく、事業者より選任するものと解釈してよいですか。	ご理解のとおりです。
350	電気ケーブルの布設	23	第2	3	(7)	キ	(イ)	本施設内のケーブルを廃止し、新しいケーブルを布設とありますが、既設のケーブルは埋め殺しでの対処でよろしいでしょうか。また、その場合は盤側の取り外しは水道局殿にて実施して頂けると考えてよろしいでしょうか。	前段については、廃止となるケーブルは、原則すべてを撤去してください。盤側の取り外しは水道局にて行います。
351	電気ケーブルの廃止について	23	第2	3	(7)	キ	(イ)	本施設の電気ケーブルを廃止しとありますが、廃止ケーブルの種類・長さ・区間が明記されたリストがあれば、ご教示ください。	配線図は応募者に対し、開示する予定です。
352	同上	23	第2	3	(7)	キ	(イ)	廃止ケーブルは処分銅量により有価物として売却出来ますが、売却収益の処理はどのように考えたらよろしいですか？	売却収益は、事業計画において適切に計上してください。
353	電気ケーブル等の処理	23	第2	3	(7)	キ	(イ)	電気ケーブルほか今回事業で発生した産業廃棄物等の処理費用は事業者負担とする解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	電気ケーブルの廃止	23	第2	3	(7)	キ	(イ)	「電気ケーブルを廃止」とありますが、「廃止」の意味についてご教示願います。	撤去を含めた廃止と考えてください。
355	本施設内の電気ケーブル	23	第2	3	(7)	キ		「本施設内の電気ケーブルを廃止し」と記載ありますが、廃止したケーブルを撤去する必要がありますでしょうか？ありましたら撤去範囲をご教示ください。	原則すべてを撤去してください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
356	電気ケーブルの 布設	23	第2	3	(7)	キ	電気ケーブルを廃止とありますが、他の施設等への影響がない地中埋設部分等は撤去せず埋め殺しは可能（事業者の自由提案）との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 355参照)	
357	レコードの定義	23	第2	3	(8)		表3-6 「レコード」の定義をご教示ください。	保存ファイルの単位を指します。時間ファイルは1時間分のデータを1ファイルに保存し、日間ファイルは時間ファイルのデータ24時間分を1ファイルに保存します。	
358	データの保存	23	第2	3	(8)		表3-6 表中の各種データの保存場所については、事業者が提案する設備の範囲内であればどこでもよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。	
359	データファイル の内容	23	第2	3	(8)		データ保存ファイルの内容について記録をとるデータの内容をご教示ください。	水質、水圧、水量、薬品、電力、故障記録、操作履歴等を想定しています。	
360	計測設備設計の 準拠仕様	23	第2	3	(8)		電気設備設計に関しては「横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）」のみに準拠となっていますが、計測設備設計（監視設備、計測機器、毒物検知等）については（工事編）及び（機器編）の両方に準拠ということでしょうか。	電気設備設計に当たっては、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）及び同（機器編）に準拠してください。	
361	監視制御設備	24	第2	3	(8)	ア	事業開始後、制御ソフトの変更の必要性が生じた場合、その費用は横浜市様負担との理解でよろしいでしょうか？	制御上の不具合を解消するための変更は、事業者の負担で行ってください。国の基準や水道局の要求の変更に起因するものは、水道局が負担します。	
362	流量計	24	第2	3	(8)	イ	(7)	「曝ろ過流量及び道志川系流量の測定は電磁流量計を用いる」とありますが、これら以外の配水池流出側の各幹線流量等の計測は不要でしょうか。	新設配水池流出管の流量の計測は、業務要求水準書（案）第2 3 (9) 図3-1に示す電磁流量計設置場所で行ってください。各幹線流量の計測は不要です。
363	残留塩素計	24	第2	3	(8)	イ	(イ)	残留塩素計は、有試薬式、無試薬式の規定はあのでしょうか？	制御に関連するものについては、有試薬式の残留塩素計とし、監視のみの場合は無試薬式とします。
364	排水処理量	24	第2	3	(8)	イ	(キ) b	排水量とは排水処理施設への流入量か、相模湖系導水路への返送水量のどちらを指しますか。	提案により異なるため、現時点では両方を想定しています。
365	計測機器	24	第2	3	(8)	イ ウ	(イ) ～ (ウ)	計測機器で残留塩素計、pH計、導電率計、毒物検知装置等を水質試験室等に設置し、サンプリングポンプを経由して送水する場合、計測機器の設置場所は、以下のいずれかをご教示願います。 ①事業者側の水質試験室に設置する。 ②水道局管理下の水質試験に設置する。 ③事業者側の水質試験室に設置し、同時にサンプリング水を水道局側にも送水する。	①で考えてください。
366	毒物検知	24	第2	3	(8)	ウ		生物による毒物検知装置とは、どのような装置を想定されていますでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねますが、現在、水道局では、メダカやエビを利用した装置を使用しています。これと同等以上を想定しています。
367	毒物検知	24	第2	3	(8)	ウ		取水段階でなく原水段階において毒物検知をする理由をご教示ください。また、検知された時の事業者側の対応についてご教示ください。	前段については、テロ等を想定しています。後段については、業務要求水準書（案）2 10をご参照ください。
368	毒物検知	24	第2	3	(8)	ウ		生物監視の内容について、特別な要求水準の設定はなく、事業者の任意（自由提案）との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 366参照)
369	毒物検知	24	第2	3	(8)	ウ		「生物による毒物検知装置」とありますが、微生物によるものも含まれると考えてよろしいですか。	(質問No. 366参照)
370	毒物検知	24	第2	3	(8)	ウ		生物によるとありますが生物の種類と数についてご教示願います。また、毒物検知装置とは、原水で魚等を水槽で飼うことのみでも装置として認められますか。	現在、水道局で行っているものは、ヤマトヌマエビ40匹、メダカ80匹で監視しています。 (質問No. 366参照)
371	生物による毒物 検査	24	第2	3	(8)	ウ		生物による毒物検知装置に仕様等はありませんか。	(質問No. 366参照)
372	計装設備設計に ついて	24	第2	3	(8)	ウ		生物による毒物検知装置ほどの程度のを想定されていますか。お教えください。	(質問No. 366参照)
373	毒物検知	24	第2	3	(8)	ウ		「生物による毒物検知装置を設けること」とは、24時間連続測定と考えますが、他に条件がありましたら明確化いただきたくお願いいたします。	(質問No. 366参照)
374	切替手順	24	第2	3	(8)	エ	(7)	「既存の計装設備及び制御設備」とは、撤去対象施設の計装設備及び制御設備は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
375	切替手順	24	第2	3	(8)	エ	(7)	「既存の計装設備及び制御設備の取外しは水道局が行う」とありますが、取外し時の既設設備への影響に対する検討については、水道局殿範囲と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
376	切替手順	24	第2	3	(8)	エ	(7)	貴市が取り外すとされる「既存の計装設備及び制御設備」に、撤去対象施設の計装設備及び制御設備は含まれる場合、事業者の撤去工事開始以前に当該設備は貴市の責任と費用負担で取り外されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、工程については協議します。



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
377	監視制御取り合い	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	新設膜ろ過装置と、管理棟2階電算機室の中継変換器盤へのケーブル布設は本工事となっております。ケーブルの布設にあたり、管理棟内のケーブル配線ルートは本工事と考えてよろしいでしょうか。また、今回工事の場合配線ルート検討が必要ですので、管理棟の図面をご提示いただけませんか。	管理棟内のケーブル配線ルートは、本工事の対象となります。管理棟の図面は応募者に対し、開示する予定です。
378	監視制御取り合い	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	管理棟2階電算機室の中継変換器盤へのケーブル繋ぎこみ等取り合いがありますので、盤の内容のわかる資料をご提示願えないでしょうか？	盤の内容の分かる資料をお示しします。
379	切替手順	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	「中継変換器盤までのケーブル敷設は本工事とし」とありますが、ケーブルのつなぎ込み作業及び、既設設備の養生検討・作業は本工事外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
380	切替手順	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	「中継変換器盤までのケーブル敷設は本工事とし」とありますが、ケーブル接続後の試験確認について、既存設備側の確認は本工事外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
381	切替手順による確認試験	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	中継変換器盤までのケーブルの布設までが今回工事範囲との表記になっていますが、データの整合性の確認試験は水道局敷設する別途工事の範囲との解釈でよろしいでしょうか。	水道局が施工する工事において確認します。
382	管理棟	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	管理棟とは、既設事務所のことを意味するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
383	中継変換器盤への信号出力	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	別紙5の8～11の項目の中継変換器盤への信号出力について、8及び9の信号出力は本項イの(ア)の通り、10及び11の信号出力は本項イの(キ)のとおりと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
384	既設改造	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	既設中継変換器盤の図面とそれへの既設配線ルートが分かる図面を開示いただけますか。既設配線ラックは使用できるものと考えてよいですか。	設置されている中継変換器盤までの配線ルートは事業者が新設してください。なお、図面は応募者に対し、開示する予定です。
385	既設改造	24	第2	3	(8)	エ	(イ)	実施方針に関する質問回答書では、既設の改造工事は局殿対応となっております。既設管理棟内の中継変換器盤でなく、既設管理棟外での取り合いとさせていただきますか。	取合いは既設管理棟内の中継変換器盤とします。
386	既設信号のI/Fについて	24	第2	3	(8)	エ		既設信号とのI/Fについて、工事遂行にあたって必要な図面等の既設情報は開示頂けるものと考えてよろしいですか。	図面等の既設情報は応募者に対し、開示する予定です。
387	場内配管設計	25	第2	3	(9)	ア		表3-7 布設対象管路の各接続箇所の埋設レベル（土被り）をご教示願います。	既設管路等との接続箇所の埋設レベルは、応募者に対し開示する図面においてお示しします。
388	場内配管設計「表3-7布設対象管路一覧表」	25	第2	3	(9)	ア		表3-7 ドレーン、オーバーフロー管が含まれていませんが、含まれますか？	含まれます。業務要求水準書（案）第2 3（3）表3-4をご参照ください。
389	場内配管設計	25	第2	3	(9)	ア		相模原、西長沢からの新設配水池での受水は非常時だけの理解でよろしいですか？常時の場合は浄水要求水準値は満足しているとの理解でよろしいですか？	前段については、常時受水します。後段については、ご理解のとおりです。
390	場内配管設計に係る参考資料	25	第2	3	(9)	ア		相模原流入管、西長沢流入管の設計のため、企業団からの受水運用計画（来年度以降）、過去5ヵ年の相模原系、西長沢系からの受水実績（日時、受水量）データをご開示願います。	流入管口径は、業務要求水準書（案）第2 3（9）表3-7をご参照ください。
391	場内配管設計	25	第2	3	(9)	ア		布設対象管路一覧表に示す口径はこの表で固定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	場内配管設計	25	第2	3	(9)	ア		各既設配管への接続点の位置は別紙12で概略わかりますが、既設管の詳細（既存布設ルート詳細、土かぶり、管割等）がわかる現段階での竣工図等は提示していただけるのでしょうか。	既設管路等との接続箇所の埋設レベルは、応募者に対し開示する図面においてお示しします。
393	場内配管設計	25	第2	3	(9)			「水槽施設設計指針」とあります。これは「水道施設設計指針」でしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を修正します。
394	設計指針	25	第2	3	(9)			「水槽施設設計指針」とありますが、「水道施設設計指針」の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか？	（質問No. 393参照）
395	場内配管仕様	26	第2	3	(9)	イ	(ア)	「ダクタイル鋳鉄及び鋼管とすること」とありますが、樹脂配管は不可なのでしょうか？	認められません。
396	場内配管仕様	26	第2	3	(9)	イ	(イ)	「管径400mm以上はバタフライ弁とし、バイパス弁を設置すること」とありますが、自動弁、手動弁の両方を意味するのでしょうか？	両方を意味します。
397	場内配管仕様	26	第2	3	(9)	イ	(イ)	「管径400mm以上はバタフライ弁とし、バイパス弁を設置すること」とありますが、膜ろ過装置内に関しても適用されるのでしょうか？（予備系列をもつものに関しては適用外と考えてよいのでしょうか？）	膜ろ過装置の弁仕様については適用外です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
398	場内配管仕様	26	第2	3	(9)	イ	(エ)	「局の指示がある場合はバイパス弁を必要としない。」とありますが、いつの時点でご指示頂けますか？	入札説明書等においてお示しする予定です。
399	バイパス弁	26	第2	3	(9)	イ	(エ)	局の指示がある場合はバイパス弁を必要としない、とありますが、具体的にバイパス弁を必要とする箇所をご教示ください。例えば、配水池の流入管に400以上のバタフライ弁を設置する場合、この弁にバイパス弁が必要ですか。	原則として、管径400mm以上の弁にはバイパス弁が必要です。なお、必要としない弁があるか現在検討中ですが、ある場合は入札説明書等においてお示しする予定です。
400	連絡工事	26	第2	3	(9)	ウ		連絡箇所のレベル及び水压をご教示願います。	設計水压は0.74MPaとして考えてください。
401	場内配管図	26	第2	3	(9)			設置する流量計、弁と自動化は、図に示されているとおりでよいですか。また、弁の操作は事業者と考えればよいですか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、入札説明書等においてお示しします。
402	最終処分場	27	第2	3	(9)	エ		最終処分場とはどこを指すのでしょうか。別紙8に示す「新設施設が建設できない箇所」と理解してよろしいでしょうか。	別紙8に示す「新設施設が建設できない箇所」のうち、大きいハッチングの方です。
403	設備機器の搬入・搬出	27	第2	3	(10)	イ		「設備機器の搬入・搬出が可能となる設備及び開口等を設けること」について、建築の耐用年数が50年とされていることから、膜ろ過装置や電気設備等が使用期間が経過した後に撤去できるようにするという意味であるとの理解でよろしいでしょうか。	膜ろ過装置や電気設備等が使用期間が経過した後に撤去や搬入が可能なたきさとしてください。
404	附帯施設設計	27	第2	3	(10)	ウ	(7)	事業者側管理範囲外で事業者が施工を行う範囲(例えば、既設急速ろ過池の撤去後跡地)については、発生土で埋め戻し不陸のないようにすること。とありますが、新設排水池等いわゆる一期工事で発生する建設残土を場内に仮置するスペースもなく、私有地に仮置きしておくことは最短でも6～7年の長期に渡り不経済と考えられることから、1期工事の建設残土は、公共又は民間処分場に処分することとし、後々の既設構造物撤去場所には、新たに他の建設残土を搬入し埋め戻すという方法を用いてもよろしいでしょうか。	再度検討し、入札説明書等でお示しします。
405	附帯施設設計	27	第2	3	(10)	ウ	(7)	1期工事で発生する建設残土を横浜市で所有する公的処分場に搬入することは可能でしょうか。	建設発生土は、本浄水場内の最終処分場、又は本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領に従った公的処分場に搬入してください。
406	事業者側管理範囲	27	第2	3	(10)	ウ	(7)	撤去対象施設跡地は、必ずしも事業者側管理範囲としなくてもよいということですか。	ご理解のとおりです。
407	附帯施設設計	27	第2	3	(10)	ウ	(7)	「発生土で埋め戻し…」とあります。これは発生土を埋め戻すことを意味し、不足分は外部の砂・土の搬入・使用を妨げないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	緑地面積	27	第2	3	(10)	ウ	(イ)	場内の緑地面積について、管理棟などを屋上緑化した部分を緑地面積に含めて考えてよろしいでしょうか。	横浜市環境創造局ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/area_green/ryokukakyougi">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/area_green/ryokukakyougi</a>
409	緑地面積	27	第2	3	(10)	ウ	(イ)	場内の緑地面積は、管理対象面積の20%以上確保すること、としておりますが、別紙8「新設施設が建設できない箇所」(青色部)は緑地面積に算入可能でしょうか。	算入可能です。
410	緑地面積	27	第2	3	(10)	ウ	(イ)	屋上緑化や壁面緑化は緑地面積に含まれるのでしょうか。ご教示ください。	(質問No. 408参照)
411	植栽の種類	27	第2	3	(10)	ウ	(ウ)	植栽の種類は事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 408参照)
412	附帯施設設計	27	第2	3	(10)	ウ	(ウ)	植栽については周辺環境に配慮すること。とありますが、樹種、樹高等に指定がありますか。	(質問No. 408参照)
413	植栽について	27	第2	3	(10)	ウ	(ウ)	植栽については周辺環境に配慮することとありますが、特に指定する植樹はありますか？自由提案でよろしいでしょうか。	(質問No. 408参照)
414	場内整備	27	第2	3	(10)	ウ	(エ)	舗装構成はT-20とありますが、車道、歩道、通路も含め舗装を行う部分は全て適用の対象とされるのでしょうか。あるいは、事業者が提案する施設の配置計画に基づき、舗装の仕様を適宜事業者が自由に提案することは可能でしょうか。	現在、車道と歩道との区別はしていません。歩道を設置する場合は、事業者の提案に委ねます。
415	消火栓	27	第2	3	(10)	ウ	(オ)	消火栓の設置基準をご教示願います。	消防署と協議してください。
416	場内整備の定義	27	第2	3	(10)	ウ		「場内整備」の業務内容について、具体的にご提示願います。	業務要求水準書(案)第2 3 (10)記載のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
417	最終処分場の利用と跡地の取扱いについて	27	第2	3	(10)	エ	(7) (4)	①既存の浄水汚泥最終処分場には、本工事に伴って発生した残土の他にコンクリートガラについても埋立てることは可能でしょうか。 ②処分場廃止後の跡地は、別紙6の図面によると事業者の管理対象範囲になっておりますが、万が一、既に埋立られた廃棄物が原因で将来周辺環境影響が顕在化した場合、事業者に責任を求められてしまう可能性があります。従って、当該処分場跡地範囲に限っては、事業者の管理対象から外す、もしくはそれが困難であれば万が一問題が起こった場合は水道局と協議できるような条件を提示頂くことは可能でしょうか。	①については、認められません。 ②については、万が一問題が起こった場合は協議します。
418	最終処分場の整備	27	第2	3	(10)	エ	(7) など	第1段階の期間終了時までには廃止届けを水道局殿が提出する予定とのことですが、事業者は最終覆土し植栽を行うタイミングは第2段階終了までに行うことでよろしいでしょうか。ご教示願います。	第1段階工事期間終了時までには覆土を行ってください。その後、環境測定が終了した後に水道局で廃止届を提出する予定です。
419	発生土の処分	27	第2	3	(10)	エ	(4)	最終処分場に本事業の工事で発生する発生土を3,000m <sup>3</sup> 程度まで投入することが可能であるとのことですが、投入する際に市に別途費用を支払う必要はありますか。	費用は必要ありません。
420	最終処分場の整備	27	第2	3	(10)	エ	(4) (7)	覆土材としての利用は、3,000m <sup>3</sup> の外数との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
421	最終処分場	27	第2	3	(10)	エ	(7)	最終処分場の覆土や植栽に仕様、基準はありますか。	覆土については、入札説明書等においてお示しします。また、植栽については、質問No. 408をご参照ください。
422	最終処分場の覆土材	27	第2	3	(10)	エ	(7)	覆土材に発生土を用いた場合、この発生土量は(イ)にある3,000m <sup>3</sup> とは別枠と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
423	附帯施設設計	27	第2	3	(10)	エ		最終処分場とありますが、場所が不明ですのでご明示ください。	(質問No. 402参照)
424	最終処分場	27	第2	3	(10)	エ		本項に記載されている最終処分場の詳細(施設概要、位置、廃止後のリスク分担)をご教示ください。	入札説明書等においてお示しします。
425	最終処分場の整備について	27	第2	3	(10)	エ		「最終処分場」とはどこを指すのでしょうか。	(質問No. 402参照)
426	工事見学者への対応	27	第2	3	(10)	オ		本浄水場では、見学者の受入を実施しておりますが、工事期間中における工事範囲、及び工事車両通行区域については、見学コースの変更等による一般者の立入禁止措置を取っていただけるでしょうか。	ご理解のとおりです。
427	見学者対応	27	第2	3	(10)	オ		見学者対応時、全体説明対応等のためのスペースは貴市にて確保がなされ、事業者は、見学者用ホール等は設ける必要はないとの理解でよろしいでしょうか(施設の見学対応通路や見学者向けの説明施設等は当然用意いたします。)	(質問No. 230参照)
428	附帯施設設計	27	第2	3	(10)	カ		雨水排水経路の経路を立案し、土木事務所と協議の上、別紙9を参考に600HPに接続することとありますが、P.15の事前調査業務の中では排水経路等については、環境創造局との協議の結果を踏まえた提案を求めるとあります。どちらの機関との協議が正しいのでしょうか。	(質問No. 165参照)
429	土木事務所との協議	27	第2	3	(10)	カ		提案前において、応募グループは土木事務所と協議の上、その協議結果を提案書に反映する必要があるでしょうか。	ご理解のとおりです。
430	土木事務所	27	第2	3	(10)	カ		協議する土木事務所の正式名称と所在をご教示ください。	旭区内に係わるものは旭土木事務所、瀬谷区内に係わるものは瀬谷土木事務所となります。所在地は、横浜市ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/douro/kyoku/h17doboku.html">http://www.city.yokohama.jp/me/douro/kyoku/h17doboku.html</a>
431	雨水排水経路	27	第2	3	(10)	カ		雨水排水路の設計のため、設計に必要な降雨強度をご教示願います。	$Q_R=0.29385 \times 0.6 \times \text{排水面積}^{5/6}$ です。
432	雨水排水経路	27	第2	3	(10)	カ		本項に記載されている土木事務所の詳細および協議時期をご教示ください。	(質問No. 430参照) 提案の段階から協議を行ってください。
433	雨水排水経路	27	第2	3	(10)	カ		土木事務所との協議は、民間コンソシアムが単独で行うのでしょうか(水道局の立会いはないのでしょうか)。	単独で行ってください。
434	排水経路協議	27	第2	3	(10)	カ		排水経路の協議先として、土木事務所のほかに、15ページには横浜市環境創造局が記載されていますが、両者の違いは何でしょうか。	(質問No. 165参照)
435	雨水排水・汚水排水について	27	第2	3	(10)	カ キ		下水道への雨水排水・汚水排水の費用負担は事業者負担と考えてよろしいでしょうか?また、事業者負担であれば、課金方法をご教示ください。	事業者の負担です。土木事務所と協議の上、決定してください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
436	汚水排水径路	27	第2	3	(10)	キ	(7)	「建物内の汚水・雑排水は、公共下水管へ放流及び接続を行うこと。」とありますが、脱水機棟内で発生するろ液・ろ布洗浄水及び清掃水等はこれら汚水・雑排水に含まれるのでしょうか。汚水・雑排水の定義をご教示ください。また、公共下水管への放流水質基準も教示ください。	汚水・雑排水は、生活排水を指します。また、脱水機等で発生する排水を公共下水道に放流する場合は、横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱の対象となる場合がありますので、横浜市環境創造局との協議が必要となります。放流水質基準は、横浜市環境創造局ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/kaihatsu/kisei/kouhai/3.html">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/kaihatsu/kisei/kouhai/3.html</a>
437	下水放流について	27	第2	3	(10)	キ	(7)	薬品洗浄排水は水質基準値および排水量をクリアしていれば下水への放流は可能ですか。下水料金についてご教示ください。	(質問No. 299参照)
438	水質検査用水の排水	27	第2	3	(10)	キ	(イ)	水質検査用水の排水先は、pH計、導電率計など薬品等を含まない排水であれば処理の手前(例えば着水井)に返送してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
439	旧排水池の扱い	27	第2	3	(11)	ア	(ロ)	別紙7では旧排水池が撤去対象となっていないませんが、新設施設と干渉する場合、「(ロ) その他不要な付帯施設」として撤去することは可能でしょうか。	可能です。
440	撤去設計	27	第2	3	(11)	ア		(7) 着水井～(ロ) その他の不要な付帯施設までの撤去対象施設の解体・撤去費用の算出のため、各施設の設計図をご開示願えますか。	撤去対象施設などの図面を応募者に対し、開示する予定です。
441	撤去対象施設	27	第2	3	(11)	ア		実施方針では撤去対象施設に水質管理棟が記載されておりましたが、今回は記載されておりません。撤去対象施設から除外されると共に、撤去不可になったと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 113参照)
442	撤去対象施設	27	第2	3	(11)	ア		水質検査棟は撤去対象外となっていますが、事業者側管理用地内ですが、清掃を含む維持管理は局殿対象と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 113参照)
443	撤去対象物	27	第2	3	(11)	ア		撤去対象としては特に記載ありませんが、各撤去施設に関連する配線類については全て撤去でしょうか。また、具体的な撤去範囲については業務要求水準書で明示されますか。	前段については、(質問No. 355)を参照ください。後段については、入札説明書等でお示しします。
444	撤去対象物	27	第2	3	(11)	ア		撤去設計を行うため既設構造物の必要な資料(図面等)をご提示願います。	(質問No. 440参照)
445	撤去対象施設	27	第2	3	(11)	ア		撤去対象施設の図面の開示時期はいつでしょうか。入札説明書などの公表前に開示していただけないでしょうか。	(質問No. 440参照)
446	撤去対象施設	27	第2	3	(11)	ア		撤去対象施設には、12月の実施方針3頁で示されていた水質検査棟がありませんが、撤去対象から除外されたとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 113参照)
447	撤去設計	27	第2	3	(11)	ア		撤去対象施設の詳細(形状寸法、深さ等)がわかる竣工図は提示していただけるのでしょうか。	(質問No. 440参照)
448	撤去設計	27	第2	3	(11)			水道局側管理範囲にある現在の本館内にある設備・機器類は撤去対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
449	アスベスト処理量	28	第2	3	(11)	エ	表3-8	アスベスト処理量が提示された量より増大した場合、増加した費用については市殿の負担ということでしょうか。また、工程に影響が及ぶ場合には工期の見直しを行っていただくことでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、協議します。
450	撤去設計	28	第2	3	(11)	エ		アスベストについては、事前に情報が提示されていますが、PCBについては、事前に提示される情報はないのでしょうか。	撤去対象施設における調査結果ではPCBはありません。
451	アスベスト(非飛散性)	28	第2	3	(11)	エ		第2段階の工事でのアスベスト撤去作業はないのでしょうか。	アスベスト撤去作業は第2段階工事において行うことを予定しています。
452	仮設工事について	28	第2	3	(11)	オ		仮設配管や仮設ケーブル等の布設が必要と思われる作業について、横浜市水道局様が把握している内容を、ご教示ください。	既存施設の図面は応募者に対し、開示する予定です。
453	場内配管の撤去について	28	第2	3	(11)	カ		場内配管の撤去作業について、横浜市水道局様が把握している内容を、ご教示ください。	既設管との連絡部分で撤去があります。
454	構造物の撤去について	28	第2	3	(11)	カ		地下1mまでの構造物撤去について、横浜市水道局様が把握している内容を、ご教示ください。	撤去構造物の図面は応募者に対し、開示する予定です。
455	撤去設計	28	第2	3	(11)	カ		不要となる場内配管については連絡部分等の必要な区間の撤去を行うこと、また撤去において残る配管については、管末保護を行うこと。とありますが新設工事に必要な区間のみ撤去を行い、その他の部分は管末保護を行えば埋め殺してもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	新設施設の支障とならない部分は管末保護を行った上で残置することが可能です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
456	場内配管の撤去 範囲	28	第2	3	(11)	カ	不要となる場内配管のうち、新設施設の支障とならない部分は、管末保護を行った上で残置することが可能との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 455参照)	
457	場内配管の撤去	28	第2	3	(11)	カ	不要となる場内配管の撤去は、今回の事業で工事に支障のある箇所に埋設されている配管との解釈でよろしいでしょうか。それとも不要な埋設配管は全て撤去するのでしょうか。	(質問No. 455参照)	
458	撤去設計	28	第2	3	(11)	キ	構造物の撤去について、地下1mまでの撤去となっています。今回地質調査は事業者で行うこととなっていますが、調査の結果、杭打ちが必要になった場合、既設杭との干渉を検討する必要がありますので、既設構造物に【くい】があるか、ある場合は位置のわかる資料をご提示いただけないでしょうか？	(質問No. 454参照)	
459	撤去設計	28	第2	3	(11)	キ	地下1mまでの施設を対象として撤去を行うこととありますが、各施設構造物が設置されている場所でのGL-1.0mまでの撤去で、GL-1.0m以下の構造物は存置してもよいということでしょうか。あるいは、各施設構造物の設置場所によりGH高さが異なっていると考えられますが、ある決められた基準高以下は存置してもよいということでしょうか。いずれのお考えでしょうか。	前段のとおりです。	
460	構造物の撤去範囲	28	第2	3	(11)	キ	地下1m以深の構造物を残置することは可能との理解でよろしいでしょうか。また、地下1mの基準(地表面)は、撤去対象施設毎に具体的に設定・明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 459参照)	
461	構造物撤去	28	第2	3	(11)	キ	「地下1mまでの施設を対象として撤去を行うこと」と記載されておりますが、撤去後に底盤等が残った場合に穴明け処置が必要でしょうか。必要な場合、穴明け個数、大きさについてご指示があるでしょうか。	適切な排水ができるよう処置してください。	
462	構造物の撤去	28	第2	3	(11)	キ	地下1mまでの施設を撤去するとありますが、1mの基準高はどこからと設定すればよろしいでしょうか。事業者側が任意に設定した基準高から、としてよろしいでしょうか。	(質問No. 459参照)	
463	構造物の撤去	28	第2	3	(11)	キ	「地下1m」とは対象施設に接する地盤面からという解釈でよろしいでしょうか。	(質問No. 459参照)	
464	構造物の撤去	28	第2	3	(11)	キ	「地下1mまでの施設を対象として撤去を行うこと」について、地下1mとは現在の地盤面(GL)から地下1mとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
465	構造物の撤去	28	第2	3	(11)	キ	構造物の撤去は、“地下1mまでの施設を対象として撤去を行うこと”となっている。この場合、1・2号配水池等の撤去においては壁や底版を残すことになるが、構造上問題なければこの上部に新しい施設の建設は認められますか？ *場内配管についても同様	1、2号配水池等の跡地に新設配水池を建設する場合には、撤去が必要になるものと考えられます。	
466	撤去後の埋戻し	28	第2	3	(11)	ク	発生土のうち、埋め戻し用の土は、場内に仮置きさせていただくことでよろしいでしょうか。	問題はありませんが、時期、場所等の施工計画については水道局との協議が必要です。	
467	撤去設計	28	第2	3	(11)	ク	表面整備については、砕石を敷設することとありますが、新砕石あるいは再生砕石のどちらをお考えでしょうか。	再生材を考えています。	
468	撤去後の表面整備	28	第2	3	(11)	ク	撤去、埋め戻し、整地後の表面整備について、砕石以外の方法、緑化も可能でしょうか。	事業者側管理範囲については、可能です。	
469	埋戻し	28	第2	3	(11)	ク	埋め戻し後の地盤面のレベルは、特に指定なしとの理解でよろしいでしょうか。	事業者側管理範囲内は、応募者の提案とします。水道局側管理範囲内は、周辺の地盤高と同等とします。	
470	撤去後の埋戻し	28	第2	3	(11)	ク	「埋戻し」高さの条件はありますか。	(質問No. 469参照)	
471	撤去後の埋戻し	28	第2	3	(11)	ク	「砕石」の条件はありますか。	(質問No. 467参照)	
472	撤去設計	28	第2	3	(11)		PCBはないのご見解ですが、油入機器がある場合、処分にあたりPCB不含有証明は発行していただけますでしょうか。	撤去対象施設にはPCB含有機器はありません。	
473	衛生管理	30	第2	4	(2)	ア	(7)	概ね6か月ごとの検便が義務付けられる工事業務作業員とは、本業務で1分間でも立ち入るすべての作業員が対象となりますか。あるいは一日以上等の基準があるのでしょうか。	(質問No. 187参照)
474	切替確認	30	第2	4	(2)	エ		「施設の切替や稼働の停止」について、設備の具体的な停止可能時間や制約条件を明示願います。	落札者決定後、協議します。
475	完成検査について	30	第2	4	(2)	オ		完成検査の記載しかありませんが、中間検査は実施されますでしょうか？ される場合、想定される検査時期・内容をご教えてください。	実施します。検査内容は、例えば土木工事であれば、地盤検査、配筋検査、仕上り検査等を想定しています。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
476	本業務の実施に当たっての留意事項	30	第2	4	(2)	オ	水道局殿の完成検査はどのように実施されるのでしょうか。公設と同じでしょうか。	ご理解のとおりです。	
477	電子データの形式	30	第2	4	(2)	カ	電子データでの提出の際、それぞれのファイル形式（アプリケーション）の指定はありますか。	その時点で協議します。	
478	工場検査について	31	第2	5	(1)		工場立会検査は実施されますでしょうか？される場合、機械設備・電気設備・計装設備等の工場検査内容はどのような内容を想定されているか内容をご教示ください。	提案の内容によっては、立会検査を実施する場合がありますが、立会内容は協議事項と考えています。	
479	工事監理総括者 工事監理者	31	第2	5	(2)	ア	(7)	工事業務期間は、数年と長期に亘ることになりますが、業務期間の途中での工事総括管理者、工事監理者の交代は可能でしょうか。	やむを得ないと水道局が判断する場合に限り、認められます。
480	工事監理総括者	31	第2	5	(2)	ア	(7)	技術士（上下水道部門）は、工事監理総括者の必要な資格ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
481	工事監理者の常駐	31	第2	5	(2)	アイ		工事監理総括者及び各工事監理者は現場常駐を義務付けはございますでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
482	工事監理者	31	第2	5	(2)	イ		工事監理者は条件を満たしていれば各工事に専任でなく兼務も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
483	本業務の実施に当たっての留意事項	31		5	(2)	イ		各工事を監理する工事監理者は、工事をいくつまで兼任することが可能でしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
484	工事監理業務	31	第2	5	(2)	オ		工事監理総括者及び工事監理者に必要な資格・経験等をご教示願います。	必要な資格については、業務要求水準書（案）第25（2）イ（カ）を参照するほか、応募者が確認してください。必要な経験については、応募者の判断に委ねます。
485	適切な技術者の配置	31	第2	5	(2)	オ		「子会社と親会社の関係にある者同士」とありますが、資本関係の有無で判断すると考えてよろしいでしょうか。判断基準を明示ください。	子会社とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定によるものをいい、親会社とは、会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定によるものをいいます。
486	近隣住民との協定	33	第2	5	(1)			近隣住民との協定（日照、騒音等）は、現在、何か結んでおられますでしょうか？結んでおられましたら、内容をご教示ください。	近隣住民との協定等はありません。
487	周辺影響調査・ 電波障害等対策	33	第2	6	(1)			周辺影響調査・電波障害等対策に関する事前・事後調査業務で、横浜市水道局様が把握している内容を、ご教示ください。	把握している内容はありません。
488	調査業務の内容	33	第2	6	(1)	アイウ		ア 周辺影響調査～ウ 生活環境影響調査、の調査項目は、同頁（2）アの（7）～（キ）の項目と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
489	周辺影響調査・ 電波障害等対策	33	第2	6	(1)	アイ		生活環境影響調査・周辺影響調査の詳細を、（2）アにお示し頂いていますが、それぞれの項目がどちらの調査に該当するのか、お示しただけませんか。	周辺影響調査として（イ）（エ）（オ）（カ）（キ） 電波障害調査として（7） 生活影響調査として（イ）（ウ）（キ） を想定していますが、必要な調査については、適切に実施してください。
490	生活環境影響調査	33	第2	6	(1)	ウ		周辺影響調査・電波障害等対策において、「生活環境影響調査」は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、第38条の2に示されている「生活環境影響調査」と同様な調査なのでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
491	調査の実施時期	33	第2	6	(1)			調査実施時期についてご教示願います。（「事前・事後」の事前とは、工事業務の着手前、事後とは工事業務完了後を意味するのでしょうか、あるいは、事後とは事業期間終了後を意味するのでしょうか。）	事後とは工事業務完了後を意味します。
492	同上	33	第2	6	(2)	ア	(7) (キ)	具体的に横浜市水道局様が把握している内容を、ご教示ください。	把握している内容はありません。
493	周辺影響調査 (騒音・振動、 臭気等)	33	第2	6	(2)	ア	(イ) (ウ)	①事前・事後業務として生活環境影響調査がありますが、騒音・振動、臭気等について測定の時期、測定の回数、測定の場所数についてご教示願います。 ②臭気の測定項目（悪臭物質、臭気濃度）をご教示願います。 ③水道局殿で本事業に関しての環境アセスをすでに実施しているのであれば、データをご提示願います。	横浜市環境創造局ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/kaihatu/kisei/jourei/">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/kaihatu/kisei/jourei/</a>
494	周辺影響調査	33	第2	6	(2)	ア	(ウ)	臭気測定はどのように実施すればよろしいでしょうか？	応募者の判断に委ねます。
495	周辺影響調査	33	第2	6	(2)	ア	(キ)	その他の調査が必要かどうかの判断は、事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
496	水道局が開催する説明会	33	第2	6	(2)	イ		水道局殿が開催する説明会について、想定されている規模や回数等をご教示願います。	落札者決定後、協議します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
497	周辺影響調査・電波障害対策	33	第2	6	(2)	イ	水道局が開催する説明会とありますが、想定されている開催時期、開催回数をお示し願います。	(質問No. 496参照)	
498	周辺影響調査・電波障害等対策	33	第2	6	(2)	イ	(7)	水道局が開催する説明会で、事業者が地域住民に周辺影響調査報告を行うことで地域住民への説明会を新たに実施する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	必要に応じ、実施を求められる場合があります。
499	運転管理業務	34	第2	7	(1)			「事業者は場外施設についても理解することを要する。特に、道志川系統のシステムについては熟知した上で運転に当たることが必要である」とございますが、そのための情報は水道局から事前にご提供いただけるのでしょうか。	運転員等の研修に使用する資料は水道局が提供しません。
500	運転管理業務	34	第2	7	(1)			本施設の運転管理を実施する当たり、水道局側から事業者側への引継ぎ業務はございますでしょうか。ございます場合は内容及び引継ぎ時期・期間等をご教示いただけますでしょうか。	場外系施設の監視について引継ぎを予定していますが、時期、期間は、事業契約締結後、協議します。
501	本業務の内容	34	第2	7	(1)	ア	(7)	最大浄水量の範囲で水道局より指示された量を、事業者は日々浄水することでよろしいでしょうか。指示された量を上回って浄水した場合は、どのような対応になるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、基本的に最大浄水量が水利権量であるため、上回って浄水することはありません。
502	生産水量	34	第2	7	(1)	ア	(7)	局殿より生産水量を171,070m <sup>3</sup> /日未満とするようご指示がある場合、不要な流入原水は無条件で相模湖系導水路へ排水してもよいでしょうか。または、局殿にて事業者の必要な原水量に調整頂けるのでしょうか。	生産水量が171,070m <sup>3</sup> /日未満とする場合の水量調整は、水道局が行います。
503	薬品設備の運転管理	34	第2	7	(1)	ア	(イ)	注入設備類の…注入後の効果等についての管理を行う、とありますが、効果の管理とは具体的にどのようなものかご教示いただけますか。	次亜塩素酸ナトリウム注入後の残留塩素濃度の管理や凝集剤やpH調整剤等を使用する場合は、その効果の確認を行うことを想定しています。
504	薬品の品質管理	34	第2	7	(1)	ア	(イ)	「薬品の品質管理」とありますが、具体的にはどのような業務でしょうか。	次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度、温度管理、使用薬品の納入時の品質確認等があります。
505	排水処理施設の運転管理、脱水汚泥の有効利用	34	第2	7	(1)	ア	(ウ)	「…水道局の指示に応じた浄水量を生産する際に…」とありますが、その浄水量とは30度以下の原水濁度において常に171,070m <sup>3</sup> /日以上とのことでしょうか。あるいは、別途指示があるのでしょうか。あるとすれば、月毎の予定浄水量をご教示ください。	(質問No. 14参照)
506	脱水汚泥の有効利用に伴う許認可の必要性	34	第2	7	(1)	ア	(ウ)	実施方針質疑回答における回答No.60「汚泥有効利用業務に伴う産業廃棄物処理業の許可の必要性」については、その後要・不要のご提示は頂けるのでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に規定する処理業の許可は、当該浄水場の浄水処理施設から排出する汚泥を当該浄水場敷地内の排水処理施設で処理する限り、不要です。
507	排水処理施設の運転管理、脱水汚泥の有効利用	34	第2	7	(1)	ア	(ウ)	脱水汚泥の処理について、最終処分は認められないということでしょうか。	(質問No. 310、No. 311参照)
508	汚泥の有効利用	34	第2	7	(1)	ア	(ウ)	脱水施設において排出される汚泥は、有効利用として処理を事業者が行うこと、となってますが、発生する汚泥全量を有効利用するのですか？それとも一部有効利用でもよろしいですか。	(質問No. 310、No. 311参照)
509	エネルギー管理	34	第2	7	(1)	ア	(エ)	本施設が、改正省エネ法「エネルギー管理指定工場」に指定された場合、エネルギー管理者(員)の選任、報告、届出等は事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、可能な限り電気使用量を抑えた施設の提案を期待します。
510	エネルギーの有効活用	34	第2	7	(1)	ア	(エ)	省エネなどの効率的な運転方法の提案に対する、定量的評価基準はありますか。	定量的評価基準を設定し、加点する方向で検討中です。
511	エネルギーの有効利用	34	第2	7	(1)	ア	(エ)	電気エネルギーの効率的な利用を推進するために当該浄水場で新たな技術、設備を適用することで、事業者選定における技術評価項目に加点対象として反映されるものと考えてよろしいでしょうか。	現在、加点対象として検討中です。
512	エネルギーの有効活用	34	第2	7	(1)	ア	(エ)	エネルギーの有効活用についても、技術提案の加点要素となるのでしょうか。	現在、加点対象として検討中です。
513	配水池の運転管理	34	第2	7	(1)	イ	(7)	「危険水位になる前にマニュアルに基づき水道局に報告を行うこと」とありますが、このマニュアルは浄水施設等の運転マニュアルと同様、事業者が作成するものとの理解でよろしいでしょうか。	水道局が作成し、提示します。
514	マニュアル	34	第2	7	(1)	イ	(7)(イ)	マニュアルに基づきとありますが、局殿より支給されるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
515	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	「水道局が設置する情報端末機を用いて監視を行うこと」とありますが、本工事で設置する監視制御装置の監視項目外と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
516	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	水道局が設置する情報端末機は事業者設備との取合いが必要となりますか。また、水道局への報告に関してマニュアルがある場合はご教示願います。	取合いは不要です。マニュアルは水道局から提示します。
517	場外監視施設	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	場外系施設監視のために水道局殿で設置する情報端末機は、今回建設する中央監視室に設置すると考えてよろしいでしょうか？また、今回の中央監視室に設置するものであれば、大きさ、電源容量等のスペックをご開示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、端末デスクW1200×D800×H700であり、電源供給AC100V、消費電力は機器類計313W程度です。カラープリンターW636×D670×H852であり、消費電力は動作時最大1,440W、省エネモード時5.8Wです。警報発生時の音声出力方法は、工業用パソコンからのアナログ音声出力をアンプで増幅してスピーカより出力します。
518	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	場外系の監視は情報端末機のみで、現地へ出向いての監視はないと認識すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
519	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	局殿が設置する情報端末機の点検・補修・修繕は局殿対応と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
520	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	局殿が設置する情報端末機の仕様、寸法を開示いただけますか。	(質問No. 517参照)
521	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	局殿が設置する情報端末機や計装設備等の不具合等による誤報、遅延、トラブルは事業者の責任範囲外と考えますが、よろしいですか。	事業者の責任範囲外ですが、不具合の発見時には速やかな報告を行ってください。
522	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	局殿が設置する情報端末機の仕様（機能、電源容量、寸法、警報発生時の音声・接点出力の有無など）を開示いただけますか。また、これの製作者が有利な提案は、評価対象外としていただけますか。	前段については（質問No. 517）を参照ください。後段については、製作者が有利な提案ということは想定していません。
523	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	水道局が設置する情報端末機の設置場所は、事業者側の中央監視室等を想定されていると考えてよろしいでしょうか。この場合、設置スペースはどの程度見込めばよろしいですか。	(質問No. 517参照)
524	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	「これらの監視については、マニュアルに基づき」とありますが、このマニュアルは水道局様が用意されるものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
525	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	「水道局が設置する情報端末機」について、この情報端末機は事業者用管理棟の中央監視室に設置されるものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
526	場外系施設の監視	34	第2	7	(1)	イ	(イ)	「緊急時には、水道局に報告を行うこと」について、例えば水位の傾向を見て事業者が予測を立てて判断し、事前に水道局様に報告することも、場合によっては有り得るとの理解でよろしいでしょうか？	水道局が提示するマニュアルにおいてお示しします。
527	運転管理業務	34	第2	7	(1)	ウ		脱水施設において排出される汚泥の有効利用とありますが、検討にあたって汚泥の性状を把握する必要があります。現在の浄水場から排出される汚泥を参考にしたいと考えていますので、性状に係るデータの公開および汚泥サンプルの提供を検討して頂けないでしょうか。	現在、川井浄水場の汚泥は、西谷浄水場に送泥し、一括処理をしているため、道志川系統単独での汚泥の性状に係るデータはありません。
528	運転マニュアル	34	第2	7	(1)			運転マニュアルを作成し、水道局の承認を得るとありますが、このマニュアルの著作権は事業者と考えてよいでしょうか？	事業契約書（案）においてお示しします。
529	維持管理業務の引継ぎに関して	34	第2	7	(1)			現在職員の方が行われている維持管理の業務内容を把握できる書類は応募者に開示いただけますでしょうか？	業務要求水準書（案）別紙5、10等をご参照ください。
530	運転管理業務	34	第2	7	(1)			「導志川系統のシステムについては熟知し…」等との記載ありますが、これは現行システムに関与しているメーカー等を高く評価するという意味でしょうか。	現行システムに関与しているメーカー等を高く評価することはありません。
531	運転管理業務	34	第2	7	(1)			「導志川系統のシステムについては熟知し…」との記載があります。同システムの内容を踏まえた提案を行う必要がありますが、入札説明書等において、同システムに関する資料が十分に開示されるものとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）別紙5の川井浄水場将来管理図をご参照ください。
532	マニュアル	34	第2	7	(1)			運転管理を含む各種マニュアルの承認の条件として、要求水準書以上の内容もしくは要求水準で規定されていない内容の記載を求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。想定されるものがある場合は、要求水準として入札公告時に開示願います。	ご理解のとおりです。なお、想定するものについては、入札説明書等に示す予定です。
533	運転マニュアル	34	第2	7	(1)			場外施設に関する運転マニュアルをご提供いただけると認識すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
534	運転管理業務	34	第2	7	(1)		有機的に連動しているとはどのような意味でしょうか。	水道施設は広域的に計画されており、各々は独立して存在していません。そのため、本事業の対象とする施設が本事業対象外の施設より影響を受けることも、他の施設に影響を与えることがあることも十分に理解し、本事業に臨んでいただけることを期待します。
535	運転管理業務	34	第2	7	(1)		既存の道志川系統のシステムを開示ください。	水道局ホームページで公表している資料を参考にしてください。
536	運転管理業務	34	第2	7	(1)		今回改良後の道志川系統の制御システム、計装フローなどを開示ください。また、場外系施設からの信号は取り合い可能でしょうか。	場外系施設の情報は情報端末機で確認できます。場外系施設からの情報は提供しますが、信号の取合いは考えておりません。
537	運転管理業務	34	第2	7	(1)		事業者提案に先立って、場外系施設との有機的な連動についての情報開示は、どのように行われるのでしょうか。	(質問No. 531参照)
538	配置人員	35	第2	7	(2)	ア	受託水道業務技術管理者と水道浄水施設管理技士1級の配置について、兼務することが可能でしょうか。	可能です。
539	運転管理業務	35	第2	7	(2)	ア	業務に従事する条件として、法的に必要な有資格者をご教示願います。	応募者が確認してください。
540	本業務の実施に当たっての留意事項	35	第2	7	(2)	ア	受託水道業務管理者は、SPC内の専任により1名以上配置する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
541	有資格者	35	第2	7	(2)	ア	受託水道業務技術管理者、および水道浄水施設管理技士1級取得者は、現場常駐勤務する必要がありますか？	必ずしも現場に常駐勤務することは要しませんが、原則として1時間以内に現場で対応できることを求めます。
542	法的に必要な有資格者	35	第2	7	(2)	ア	その他法的に必要な有資格者とありますが、具体的にどの資格者を配置すればいいのでしょうか？現場常駐有無についてもご教示願います。	(質問No. 539、No. 541参照)
543	本業務の実施に当たっての留意事項	35	第2	7	(2)	ア	「受託水道業務技術管理者」の条件は、①(社)日本水道協会における管理者資格取得講習会修了証を得た者、②実務経験10年以上の者、のいずれかを満たせばよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
544	水道浄水施設管理技士1級	35	第2	7	(2)	ア	水道浄水施設管理技士はO&Mを委託する企業に在籍すればよろしいのでしょうか。	運営、維持管理を行う会社に在籍すればよいとの解釈です。
545	受託水道業務技術管理者、水道浄水施設管理技師	35	第2	7	(2)	ア	専任の期間は、運転管理期間に限定されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
546	受託水道業務技術管理者	35	第2	7	(2)	ア	「受託水道業務技術管理者を1名専任で配置するとともに、水道浄水施設管理技士1級を取得した人員を1名以上配置すること」とありますが、受託水道業務技術管理者が水道浄水施設管理技士1級を取得している場合、兼任とすることは可能でしょうか。	可能です。
547	人員配置	35	第2	7	(2)	アイ	水道浄水施設管理技士1級を取得した人員と運転管理員を兼ねることは可能ですか？	可能です。
548	運転管理業務	35	第2	7	(2)	イ	運転管理員として必要な資格・経験についてご教示願います。	必要な資格については、応募者が確認してください。必要な経験については、応募者の判断に委ねます。
549	本業務の実施に当たっての留意事項	35	第2	7	(2)	イ	運転管理員は、維持管理企業から派遣され、常時2名以上配置すればよいのでしょうか。	応募者の判断に委ねます。
550	運転管理業務	35	第2	7	(2)	イ	運転管理員を2名以上、常時配置させることとありますが、アで求められている水道浄水施設管理技士が運転管理員を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
551	運転員の配置	35	第2	7	(2)	イ	運転員を2名以上、常時配置させるとは、24時間体制で運転員を配置すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
552	運転管理員	35	第2	7	(2)	イ	「2名以上、常時配置させること」とありますが、2名以上24時間配置させるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
553	社員教育・研修について	35	第2	7	(2)	ウ	社員教育・研修の回数は事業者が自由に設定してもよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
554	運転管理業務	35	第2	7	(2)	エ	事業者がISOを取得するとありますが、SPCとしてISOを取得するお考えでしょうか。また、その場合は稼働後1年以内に取得するとありますが、遅れた場合など罰則等はないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業契約書(案)においてお示しします。
555	ISO取得	35	第2	7	(2)	エ	ISO取得することとなっていますが、必要条件なのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
556	I S O 9001、 14001の認証登録 の範囲	35	第2	7	(2)	エ	新設対象施設の稼働後1年以内にI S O 9001、 14001の認証登録が要求されていますが、認証 登録の範囲を「浄水場施設維持管理業務」に 限定する（「浄水場施設整備業務」を認証登録の 範囲外とする）ことは可能でしょうか。	水道局取得内容と同様に、浄水場の施設整備業務と施 設維持管理業務について、一体とした認証登録と考 えています。
557	本業務の実施に 当たっての留意 事項	35	第2	7	(2)	エ	事業者がI S Oの資格を1年以内に取れなかつ た場合には、どのような措置があるものでし ょうか。	(質問No. 554参照)
558	I S O取得	35	第2	7	(2)	エ	I S Oの取得は特別目的会社が取得する必要が あるのでしょうか。 また、特別目的会社から受託する企業の保有義 務は必要でしょうか。	(質問No. 554参照) なお、I S Oについては特別目的会社が取得するこ とが必要です。特別目的会社から受託する会社につ いては、取得する必要はありません。
559	事業者のI S O 取得について	35	第2	7	(2)	エ	『事業者もI S O 9001及びI S O 14001を取得 すること』とありますが、その取得・維持・更 新にかかる費用等を鑑みますと、必ず含まれる べき要件とは考えられません。代表企業・構成 員が取得していることを以て同義と解釈して頂 くことは可能でしょうか。	事業者もI S O 9001及びI S O 14001を取得するこ とが必要です。
560	I S O	35	第2	7	(2)	エ	I S O 9001および14001を取得するのは、O & Mを委託する企業が取得していればよろしいの でしょうか。	(質問No. 558参照)
561	I S Oの認証取 得	35	第2	7	(2)	エ	『事業者もI S O 9001 及びI S O 14001 を取 得すること。』とありますが、特別目的会社 (S P C)の全ての株主が取得していても、S P Cとして取得する必要がありますか。	S P Cが取得する必要があります。
562	試運転	35	第2	7	(2)	カ	試運転期間の排水計画は水道局との協議とあり ますが、試験で使用した水のうち、薬品等の問 題のない水は、雨水排水又は汚水排水として、 排水できるものと考えてよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
563	排水計画	35	第2	7	(2)	カ	「排水計画について、水道局と協議の上、決定 すること」とありますが、通常的に許可される 排水方法を明示願います。	排水量により対応は異なります。
564	運転管理業務	35	第2	7	(2)	カ	試運転調整期間とはいつのタイミングで、どの くらいの期間を想定されていますでしょうか。 合わせて当該期間に事業者が行う業務内容につ いてもご教示願います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
565	運転管理業務	35	第2	7	(2)		本(2)に記載以外の事業者側に求められる必 置の人員・組織等がございましたら、ご教示戴 けますでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
566	建築物・土木構 造物の点検管理	36	第2	8	(1)	ア	建築物・土木構造物の保守点検マニュアルを 作成する際、点検項目・点検頻度等の目安は提 示頂けるのでしょうか。(水準書別紙には電気計 装設備、機械設備及び水槽類以外の点検項目・ 頻度等の点検基準の提示はされておられませ ん。)	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
567	機能劣化及び設 備故障	36	第2	8	(1)	イ	機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行 うことと表記されていますが、できるだけまた は可能な機器において可能なかぎり発生前に実 施することの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
568	保全管理業務	36	第2	8	(1)	イ	「第三者委託」⇒「みなし設置者」となるので しょうか。もしそうであれば、電気事業法に基 づき、保安規定の作成は貴市、各種届出及び電 気設備点検は受託者となりますが、この解釈で よろしいでしょうか。	保安規定の作成についても事業者の業務となります。
569	その他浄水場施 設	36	第2	8	(1)	ウ	その他浄水場施設とは新設対象施設の内、8 (1)ア、イの範囲以外の施設と考えます。	ご理解のとおりです。
570	保守管理業務	36	第2	8	(1)	ウ	「その他浄水場施設の点検管理に必要な業務を 行う」とありますが、その他浄水場施設につ いて具体的に明示願います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
571	保全管理の頻度 など	36	第2	8	(2)	オ	「同程度」とありますが、別紙10以外に記載さ れている業務要求水準を満たすことを前提条 件に、頻度・内容等を変更して保守点検マニ ュアルを作成しても問題ないとの理解でよろ しいでしょうか。 また、別紙10のうち、要求水準として遵守し なければならない事項があれば、ご教示願 います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。 なお、別紙10については、すべての項目について同程 度以上を満たすことが遵守すべき要求水準です。
572	本事業の実施に 当たっての留意 事項	36	第2	8	(2)	キ	モニタリングの具体的な内容、方法についてど のように考えておられますかご教示ください。	入札説明書等においてお示しします。
573	モニタリング	36	第2	8	(2)	キ	本項で記載されているモニタリングについて、 具体的に詳細を開示してください。	(質問No. 572参照)
574	モニタリング	36	第2	8	(2)	キ	「モニタリング時や保守管理時に保守管理内容 が明確になるように」とありますが、このモ ニタリングは水道局様が行われるとの理解でよ ろしいでしょうか？	ここでいう「モニタリング」は、水道局が行うモニ タリングを指します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
575	施設配水池	37	第2	8			表8-1 新設配水池は5年に1度は必ず清掃を行うことと、ありますが、膜ろ過水は急速ろ過水と異なり、配水池での粒子の堆積などは少なく、5年に1度清掃する必要がない可能性があります。清掃頻度は状況に応じて延長可能ですか。	5年に1度の清掃は要求水準です。
576	新設配水池の点検項目	37	第2	8	(2)	ケ	表8-1点検項目等一覧表 新設配水池の内容に、「水道局の指示に応じ、適宜対応すること。」とありますが、これは、どのような状況とタイミングを想定して、水道局の指示があるのでしょうか。可能であれば、具体的な項目等にて、ご教示願います。	災害時等を想定しています。
577	場外監視施設	37	第2	8	(2)		表8-1 点検項目等一覧表に定期点検年1回とありますが、別紙10の電気機械設備保守点検基準の定期点検周期で、有機汚濁計2ヶ月、プリンタ6ヶ月とあります。定期点検周期の詳細は別紙10によると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)第2 8(2)表8-1が要求水準です。定期点検周期は、別紙10を参考とさせていただきます。
578	点検項目等一覧表	37	第2	8	(2)		表8-1 新設配水池における局殿の指示とはどのようなものを想定されていますか。	(質問No. 576参照)
579	点検項目	37	第2	8	(2)		表8-1 新設配水池の点検内容中に「水道局の指示に応じ、適宜対応すること」とありますが、5年に1度もしくは必要が生じた場合に清掃を実施する以外に、水道局の指示に応じて対応するケースを具体的に想定されていましたら、内容につきご教示ください。	(質問No. 576参照)
580	点検項目の内容について	37	第2	8	(2)		表8-1 新設配水池の清掃について、『水道局の指示に応じ、適宜対応すること』とありますが、提案時にコストを算出するにあたり、想定される具体的内容・頻度をご教示ください。	(質問No. 576参照)
581	原水水質の測定	38	第2	9	(1)	ア	原水水質が当初計画に比べて悪化した場合には、水道局にて復旧対策を講じて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	原水水質引渡し条件を満たすように水道局で対策を講じます。
582	原水水質の測定	38	第2	9	(1)	ア	「原水の測定については、浄水処理に必要となる項目について連続測定等を行い」とありますが、浄水処理に必要となる原水の測定項目の選定は事業者が判断して行うとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、ご理解のとおりです。
583	水質管理業務	38	第2	9	(1)	アイ	原水、浄水の水質分析で一部を地元の検査機関等に委託することは可能でしょうか。	可能です。
584	測定水質項目の変更	38	第2	9	(1)	イ	水質基準の改定等により測定項目が増加した場合は、それに係る費用は増加して頂けるとの理解でよろしいですか。	改定に伴い発生した費用のうち合理的な範囲については、ご理解のとおりです。
585	浄水水質の測定	38	第2	9	(1)	イ	水質基準の改定等に伴い測定水質項目の変更があった場合には、改定に伴う項目を測定すること、と記載されています。その場合発生する設備の変更費用若しくは新規導入費用等及び維持管理費用については、実施方針別紙2リスク分担表 共通 法制度リスクにより、水道局殿負担と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	(質問No. 584参照)
586	水質管理	38	第2	9	(1)	イ	水質基準の改定等に伴い測定水質項目に変更があった場合(測定水質項目が増えた場合)、その費用の増額は認められますか。	(質問No. 584参照)
587	浄水水質の測定	38	第2	9	(1)	イ	「水質基準の改定等に伴う項目を測定すること」について、事業者側では現状想定できないため、想定条件、範囲を明示願います。また、改定により、費用増大があった場合、水道局殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 584参照)
588	膜ろ過水の保管	38	第2	9	(2)	ア	「14日間の冷蔵保存」は、川井浄水場内(事業者側管理範囲)において保管するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
589	膜ろ過水の保管	38	第2	9	(2)	ア	『膜ろ過水については1日1回20を採水し、14日間にわたり冷蔵保存を行うこと。』とありますが、採水箇所は、膜ろ過装置ユニットごとですか、塩素注入前の一箇所でよいですか。	塩素注入前の1か所です。
590	膜ろ過水の保管	38	第2	9	(2)	ア	1日1回20を採水し、14日間にわたり冷蔵保存を行うこととされていますが、この冷蔵設備は事業者が設置するのでしょうか。	事業者が設置してください。
591	水質検査計画	38	第2	9	(2)	イ	水質検査は水道法20条の規定に基づき登録を受けた水質検査機関で行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
592	水質検査計画の策定について	38	第2	9	(2)	イ	この検査計画は、水道法施行規則第15条第6項に規定されている「水質検査計画」のことでしょうか。また、計画を策定した場合、この計画内容の実施は事業者が行うことになるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者が行ってください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
593	毒物検知	38	第2	9	(2)	エ	毒物検知装置は提案者の提案する装置で認めていただけるとの解釈でよろしいでしょうか。最低仕様条件があれば教示願います。	(質問No. 366参照)
594	毒物検知装置の監視	38	第2	9	(2)	エ	「生物による毒物検知装置を監視し、原水の安全性を常時監視すること」について、常時監視する原水は別紙3の原水水質引渡し条件で引渡された原水であるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
595	災害・事故対策業務	39	第2	10	(1) (2)	全般	災害、事故時の対応として、どのレベルまでを事業者の負担で行うのか明確にご教示願います。	災害、事故等の発生時に応急措置を講じ被害を最小限に抑えることから、発生後に復旧作業を行い、速やかに本格稼働できる状態に戻すことまでを事業者の負担で行っていただくことを想定しております。詳細は、事業契約書(案)においてお示しします。
596	危機管理マニュアル	39	第2	10	(1)	ア	危機管理マニュアルの要求項目などは例示頂けるでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
597	復旧体制	39	第2	10	(1)	イ	「早急に復旧できる体制を確保」とありますが、「早急」の時間的な目安はありますか。同頁に「速やかに」との表現もありますが、同様に目安はありますか。	災害、事故等の規模及び程度により異なりますが、可能な限り早期に復旧していただくことを求めます。なお、現在の危機管理マニュアルを事業契約締結後、事業者に対し、開示します。
598	危機管理	39	第2	10	(1)		実施方針に関する質問書回答(No. 416)にある「過去最大規模程度」の具体的な数値をご教示ください。	横浜地方気象台のホームページのデータを参考としてください。 <a href="http://www.tokyo-jma.go.jp/home/yokohama/">http://www.tokyo-jma.go.jp/home/yokohama/</a>
599	危機管理マニュアルについて	39	第2	10	(1)		現在の危機管理マニュアルをご開示願えないでしょうか？	事業契約締結後、事業者に対し、開示します。
600	油流入時、毒物混入時の対応	39	第2	10	(1)		油流入時、毒物混入時などは、浄水場への導水を停止するという理解でよろしいでしょうか？また、その他事業者として必要な措置をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、浄水場での毒物混入などが確認された場合、事業者は速やかな水道局への報告と給水停止措置、配水池の洗浄などの復旧作業を行ってください。
601	災害・事故対策業務	39	第2	10	(2)	ア	水道局側管理範囲で事故が発生した場合、事業者側でどの程度、体制を確保すればよいか、ご教示ください。	災害、事故等の規模及び程度により異なりますが、その都度水道局から状況に応じて支援を要請します。その場合の費用は別途支払います。
602	水道局側管理範囲での事故	39	第2	10	(2)	ア	水道局側管理範囲で事故が発生した場合、事業者で応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できる体制を確保し、水道局が実施する復旧作業の支援を行うこと、とありますが、水道局側管理範囲の事故に関連して事業者側に発生した人件費を含む追加費用は、水道局へ都度請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	発生する事故の被害の程度により異なりますが、事業者で費用が発生した場合は合理的な範囲で水道局が負担することを想定しております。詳細は、事業契約書(案)においてお示しします。
603	災害・事故対策体制	39	第2	10	(2)	ア	水道局側管理範囲内での事故発生時速やかに本格復旧できる体制を確保することとありますが、今回事業範囲対象外でも必要なのでしょうか。支援する体制は可能と思われませんが、具体的な支援の内容を例示ください。	(質問No. 601参照)
604	地震災害時での対策	39	第2	10	(2)	イ	地震災害時での事故対策としては、速やかに本格復旧できる体制を確保することとありますが、地震等の事業者でコントロール不能な不可抗力により事業者側に生じた人件費を含む追加費用は、水道局へ都度請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に関する取扱いは、事業契約書(案)においてお示しします。
605	水道局への報告	39	第2	10	(2)	エ	災害、事故、故障等により要求水準未達の可能性がある場合には、速やかに水道局へ報告すること、とありますが、事業者の責によらない災害、事故、故障等の場合には、事業者が要求水準達成の義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によらない災害であっても、台風・風水害が発生した場合、事業者は要求水準を達成する必要があります。地震が発生した場合についても、事業者は業務要求水準書で規定する水準を達成する必要があります。詳細は、事業契約書(案)においてお示しします。
606	衛生管理の対象者	40	第2	11	(1)	イ	衛生管理は、別紙6「事業者側管理範囲」内で作業をする全ての者が対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
607	搬出入車両の通行について	40	第2	11	(2)	イ	建設工事期間中の工事車両の侵入場所をご教示ください。また、車両の制限(高さ・幅・重量)もあれば、ご教示ください。	応募者の提案に委ねます。
608	安全衛生管理業務	40	第2	11	(2)	イ	適切な交通安全対策とありますが、具体的にどのような対策を講じる必要がありますでしょうか？	応募者の判断に委ねます。
609	施設公開業務について	41	第2	12	(1)		施設の公開業務は施設が完成して、維持管理段階からという考え方でよろしいでしょうか？また、見学の頻度・回数ほどの程度を想定すればよろしいでしょうか？過去のデータ等ありましたらお知らせください。	基本的には維持管理段階ほど頻度は高くありませんが、建設中も発生する場合があります。なお、平成18年度実績は、以下のとおりです。 小学生19回・計741名 一般17回・計168名
610	見学者	41	第2	12	(2)	ア	見学者対応の人員計画を考えるうえで、見学頻度をご教示ください。	午前1回、午後1回の受入れを考えています。1回当たりの人数は40名～120名を想定しています。なお、120名となる頻度は、年に数回程度と考えられます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
611	見学者	41	第2	12	(2)	ア	見学者用会議棟、見学者車両用駐車場は水道局側管理範囲にあるものと考え、事業者側で計画しなくてもよろしいでしょうか。また、事業者も建設中、維持管理期間中ともに水道局側管理区域内の現状門より入場することはできますか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、見学者対応の場合は可能です。
612	見学者人数	41	第2	12	(2)	ア	見学者受け入れ対応可能人数が120名とありますが、1日あたりの人数という理解でよろしいでしょうか。また、そのうち1回あたりの想定人数をご教示ください。	(質問No. 610参照)
613	見学者人数	41	第2	12	(2)	ア	P F I 事業導入後の受け入れ対応可能人数に、「～名以上から見学可能」等の制限を設けることは可能でしょうか。	現状では平日は特段の制限は設けていません。
614	見学者への説明時間	41	第2	12	(2)	ア	P F I 事業導入後の見学者対応については現状と同程度の説明時間を想定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
615	施設公開業務について	41	第2	12	(2)	ア	見学者受入可能対応人数120名のスペースと頻度はどのくらいを想定しておりますでしょうか。また、これまでの実績で120名に対し、受入側は何名が対応されていたのでしょうか。	前段は、スペースについては、120名が1か所に集合した場合、床面積で50～60㎡です。頻度については、質問No. 610をご参照ください。 後段は、120名の場合、概ね4名で対応しています。
616	見学者対応	41	第2	12	(2)	ア	「120名を見込むこととする」とありますが、1日の最大人数が120名と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 610参照)
617	施設公開業務	41	第2	12	(2)	イ	予定している施設見学頻度の目安についてご教示願います。	(質問No. 610参照)
618	見学日時	41	第2	12	(2)	イ	想定している見学者受け入れ日は、現状同様、平日の午前と午後の各1回という理解でよろしいでしょうか。	平日は、ご理解のとおりです。 そのほか、毎月第2週めの土曜日を受入日とする予定です。
619	見学者対応	41	第2	12	(2)		他の自治体等の見学対応も予想されますが、その場合の対応についてご教示ください。また、過去の実績もご教示ください。	前段については、一般の見学者と同じように、午前1回、午後1回の範囲内で受け入れる予定です。 後段については、質問No. 609をご参照ください。
620	見学者対応	41	第2	12	(2)		小学生4年生を中心とした、40～120名程度までの見学者対応は、年間に何回程度あるのでしょうか。	(質問No. 609参照)
621	施設公開業務	41	第2	12			実施方針において記載があったサービス業務について、実施方針に関する質問回答書No. 49等では業務要求水準書にてお示ししたくのご回答を頂きましたが、サービス業務とは施設公開業務を指すという理解でよろしいでしょうか。	実施方針公表後、対象業務の名称変更を行ったため、実施方針と業務要求水準書(案)の対象業務の名称が異なっています。業務要求水準書(案)に記載する名称が正しい業務名称です。
622	施設公開業務	41	第2	12			年に何回程度の見学がありますか。	(質問No. 609参照)
623	保安業務	42	第2	13	(1)	ア	「出入口の施錠を確実に行うなど必要な対策」とは、事業者側管理範囲への入場監視及び各建物出入口の施錠確認等との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
624	保安業務計画立案や実施に当たったの留意事項	42	第2	13	(2)	ア	浄水場施設の安全の確保を勧奨すると、地域住民へ開放するエリア(たとえばテニスコートや憩いの場等)を設けることは事業者選定における評価項目として減点対象と見なされることはあるのでしょうか。	施設開放については、事業契約締結後、協議を予定しています。
625	監視業務	42	第2	13	(2)	ウ	I T Vカメラの設置における周辺住民のプライバシー保護に関するリスクについて、対応は事業者が行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
626	侵入監視設備	42	第2	13	(2)	ウ	侵入監視の範囲、要求条件について、具体的に明示願います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
627	侵入監視設備	42	第2	13	(2)	ウ	「I T Vカメラなど侵入監視設備を設置し、24時間監視が可能にすること。」とありますが、目的は侵入検知のみでしょうか。また、映像などは事業者側のみで監視できればよいですか。	前段については、要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。 後段については、適切な対応が必要です。
628	保安業務	42	第2	13	(2)	ウ	侵入監視設備(I T V)カメラの仕様、設置場所及び設置個数等について、要求される水準がありましたらご教示願います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
629	保安業務	42	第2	13	(2)	ウ	「I T Vカメラなど侵入監視設備を設置」とは、事業者側管理範囲への侵入センサと監視カメラの設置との理解でよいか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
630	保安業務	42	第2	13	(2)	ウ	I T Vカメラ等で監視する区域は、事業者側管理範囲のみと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
631	保安業務	42	第2	13	(2)	ウ	カメラ等で24時間監視を実施すれば、施設内での24時間常駐警備は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
632	侵入監視設備	42	第2	13	(2)	ウ	「I T Vカメラなど侵入監視設備を設置し、24時間監視が可能にすること」について、I T Vカメラなどで24時間監視が必要な場所や設置台数等の指定はあるのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
633	保安業務	42	第2	13	(2)	エ	「1日に2回以上の事業者側管理範囲における巡回点検」とは、警備員による巡回と解釈し、ITVカメラ監視業務及び出入管理業務も含めた警備員の常駐が必要との理解でよいか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、質問No. 631をご参照ください。
634	巡回点検	42	第2	13	(2)	エ	「1日に2回以上の事業者側管理範囲における巡回点検」は、巡回の時間や2人1組等の人数の規定はあるのでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
635	清掃業務の法的資格	43	第2	14	(2)	ア	清掃業務の業務内容を踏まえれば、求められる法的な資格は想定されないと考えますが、想定されているものはありますか。清掃業務以外も含め、同様の記載箇所の理解は“事業者で調査・判断した上で、必要に応じて法的な有資格者等を配置する”との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
636	清掃業務	43	第2	14	(2)	ア	法的に必要な有資格者とありますが、具体的にどの資格者を配置すればいいでしょうか？現場常駐有無についてもご教示願います。	前段については、質問No. 635を参照ください。後段については、必ずしも現場に常駐勤務する必要はありません。
637	清掃の頻度	43	第2	14	(2)	オ	(1)の「ア 建築物・土木構造物の清掃」及び「イ 外構の清掃」は、月1回以上の清掃頻度でよろしいでしょうか。	本施設の衛生や美観を保つよう適切な回数としてください。
638	清掃業務	43	第2	14	(2)	オ	月1回以上の頻度で清掃とありますが、清掃の対象と範囲、要求するレベルについてご教示願います。	応募者の判断に委ねます。
639	除草	43	第2	14	(2)	カ	除草剤の使用は可能ですか。	使用できません。
640	清掃業務	43	第2	14	(2)	キ	廃棄物の保管及び管理を行うこと、とありますが、清掃業務には廃棄物の浄水場外への運搬は含まれず、浄水場内の定められた廃棄物集積所への運搬までとの理解でよろしいでしょうか。	廃棄物の適切な保管、管理を行うほか、浄水場外へ廃棄することまでを含みます。
641	廃棄物	43	第2	14	(2)	キ	「廃棄物の保管及び管理を行うこと」とありますが、廃棄は不要なのでしょうか？	(質問No. 640参照)
642	清掃業務	43	第2	14	(2)	キ	ここでいう廃棄物とは、事業者が排出するものに限定され、それ以外で排出される廃棄物は保管及び管理の対象外と考えますが、よろしいでしょうか。	ここで言う「廃棄物」とは、維持管理期間中に事業者側管理範囲で発生する廃棄物をいいます。
643	廃棄物の保管及び管理	43	第2	14	(2)	キ	「廃棄物」とは、事業者の設計・建設期間及び維持管理期間において、事業者が排出した廃棄物のこととの理解でよろしいでしょうか？	(質問No. 642参照) なお、設計・工事段階に発生する廃棄物は、浄水場施設整備業務において対応してください。
644	機能能力表	44	第2	15	(1)	ア	機能能力表とは、どのようなものを想定されておりますでしょうか。	財団法人水道技術センターの「水道施設の機能診断の手引き」を参考にしてください。
645	対象施設の引渡し	44	第2	15	(1)	ア	「…事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で施設を引き渡すこと。…」とありますが、P.7「表3-5 設備の使用可能期間の備考」との関連はどのように考えればよいのでしょうか。	(質問No. 86参照)
646	引継ぎ後の更新の考え方	44	第2	15	(1)	ア	「終了後1年以内の更新が必要ないよう」とありますが、補修に規定される部品の取替えなどは含まないと考えています。この場合、補修と更新の事業者側で判断するのは水道局としても望ましいものではないと考えますので、ある程度の判断基準（例えば「定期的」「小部品」の定義など）を教示願います。	(質問No. 90、107参照)
647	引継ぎ業務における保証期間	44	第2	15	(1)	ア	第1 3 (3)のウ、エ、カに記載されている、耐用年数や使用可能期間の内容と、本条項の期間が一致していません。事業者に求める具体的な事業終了後の保証内容についてご教示願います。	(質問No. 73、No. 86、No. 108参照)
648	対象施設の引渡し	44	第2	15	(1)	ア	「各対象施設の機能能力表」について、どのようなものを想定されているかご教示願います。	(質問No. 644参照)
649	対象施設の引渡し	44	第2	15	(1)	ア	事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で施設等を引き渡すこと、とありますが、事業期間終了後1年以内に更新が必要となった場合、事業者にはどのような責任が求められるのでしょうか。	(質問No. 73、No. 86、No. 108参照)
650	機能能力表	44	第2	15	(1)	ア	『(略)各対象施設の機能能力表を作成し、引渡しを行うこと。』とありますが、機能能力表の内容や能力判定基準は、事業者提案となりますか。あるいは、別途手法等について開示されますか。	(質問No. 644参照)
651	事業終了時の引継ぎ業務	44	第2	15	(1)	イ	本事業終了後に土壌汚染調査を行って汚染のないことを証明することとありますが、第2段階撤去施設については当初は稼働中であり、詳細な土壌汚染調査は困難であることから、施設の撤去後に土壌汚染調査を行うものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 159の後段参照)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
652	土壌汚染測定	44	第2	15	(1)	イ	事前調査業務で行った土壌汚染調査と同様の調査を再度行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
653	土壌汚染調査実施の範囲	44	第2	15	(1)	イ	事前調査及び事業終了後で実施する土壌汚染調査の調査対象範囲をご提示ください。	(質問No. 159の後段参照)
654	事業終了時の引継ぎ業務(土壌汚染測定)	44	第2	15	(1)	イ	業務終了後の土壌汚染測定範囲は、事業者側管理範囲面積の30,700m <sup>2</sup> でよろしいでしょうか。	土壌汚染測定の対象範囲は、事業者側管理範囲です。
655	事業終了時の引継ぎについて	44	第2	15	(1)	エ	水道局に対して運転方法の指導を行うとありますが、想定される回数・期間をご教示ください。	その時点で協議します。
656	原水濁度データ	1	別紙	1			原水濁度30度以上の時間(日)が最大どの位の期間で継続しているかデータ開示いただけますか。	入札説明書等においてお示しします。
657	濁度データ	1	別紙	1			別紙1 原水濁度データの各濁度の最大継続時間をご教示願います。	入札説明書等においてお示しします。
658	別紙2 浄水水質要求水準値	2	別紙	2	No. 22	No. 44	クロロ酢酸および非イオン界面活性剤の管理目標値及び要求水準値が、測定限界より小さい値になっておりますので、ご確認願います。	ご指摘の項目については見直しを行います。添付の別紙2(修正版)をご参照ください。
659	別紙2 浄水水質要求水準値	2	別紙	2			測定限界値が、水道試験法に記載されている数値より小さい項目が多くありますが、この測定限界での測定を事業者側も行う必要があるか、ご教示願います。	(質問No. 658参照)
660	別紙2 浄水水質要求水準値	2	別紙	2	No. 46		TOCの水質項目だけが管理目標値と要求水準値が異なるため、管理目標値の意義(インセンティブ等)および具体的な運用方法が決まっていればご教示願います。	管理目標値は、将来において水道局が目指す安心でおいしい水の供給を実現させることを目的とした長期目標です。
661	浄水要求水準書	2	別紙	2			別紙2 浄水水質要求水準値に管理目標値と要求水準値とありますが、二つの値の違いと意味をご教示ください。また、今回計画は水質要求水準値を満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	前段については、質問No. 660をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
662	浄水要求水準書	2	別紙	2			別紙2 浄水水質要求水準値は、別紙3にある原水水質引渡し条件が最大値より悪化したとしても変わらないものと考えてよろしいでしょうか。またその場合、設備の改修は別途協議と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 207参照)
663	浄水水質要求水準値	2	別紙	2			現状の配水池出口でのTHM濃度をご教示願います。要求水準値はクリアできているとの理解でよろしいですか。	現在は、最小で0.0012mg/L、平均で0.004125mg/L、最大で0.01mg/Lです。
664	浄水水質の基準箇所について	2	別紙	2			浄水水質要求水準値の対象となる箇所は濁度のよう規定がない場合は、配水池出口との理解でよろしいのでしょうか。仮にその場合、他の企業団からの受水水質についてはどのように考えるべきでしょうか。	前段については、業務要求水準書(案)別紙2(修正版)をご参照ください。後段については、質問No. 68をご参照ください。
665	浄水水質要求水準値	2	別紙	2			濁度(膜ろ過水)について、要求水準値が0.01度以下に対し、測定限界が0.1となっております。連続測定のための計測機器の測定限界は0.01となるのでしょうか。	(質問No. 63参照)
666	浄水水質要求水準値	2	別紙	2			別紙2の要求水準値は大部分の項目で、水道水質基準よりも1桁程度厳しい値になっております。項目によっては、逆浸透膜(RO膜)やイオン交換等、全く別の処理方法に依らなければ除去できないものも多数含まれます。事業期間内において要求水準値を満足するために処理が必要となる項目が発生した場合、新たな処理施設を増設または再整備するための建設費が必要となる可能性があります。その場合、どのような対応となるのでしょうか。	(質問No. 207参照)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質問	回答
667	別紙2 浄水水質要求水準値 (関連別紙3)	2 ~ 4	別紙2 3	<p>膜ろ過では除去できない物質(砒素、フッ素、ナトリウム、カリウム等々など多数)において、原水引渡し条件の値(別紙3)よりも要求水準値が大幅に低いケースがあります。一方要求水準書(案)第2 3 (2) エ (イ)では「原水水質の変化が生じた場合においても、別紙2の項目に示す要求水準値を事業期間にわたり達成していること」と記されています。これは、膜ろ過技術で除去できない水質項目についても、将来の水質変動を事業者で予測し、それを加味して事業期間20年間の水質の担保を要求していることとなります。</p> <p>水質項目の中には、除去するには莫大な費用、あるいはエネルギーがかかる項目もあります。不正確な予測の元に設置計画するのは効率的でなく、これらのリスクへの対処の考え方(つまりは評価のされ方)によって事業費は著しく異なる可能性があります。</p> <p>過去の水質を見る限り、これら項目については原水で水道水質基準の数分の一以下の値を満たしており、引き渡し条件の水質を現状原水水質まで下げるか、あるいは引渡し条件と同等の水質に要求水準を下げることはできないでしょうか。</p> <p>要求水準(案)どおりの数値の場合、処理方式の検討のため原水水質が要求水準水質を上回る頻度、可能性がどの程度あると想定しているのかご教示願います。</p> <p>また、これら水質項目で、要求水準値を満足できなかった場合の対処(ペナルティー等)についての考えをご教示願います。</p>	(質問No. 207参照) なお、ペナルティー等については、入札説明書等においてお示しします。
668	別紙3 原水引渡し条件	3 4	別紙3	<p>原水水質参考値に臭気強度最大4 (TON)で、藻臭が記載されておりますが、引渡し水質条件に記載されておられません。要求水準水質に項目があるため、処理方式を検討する上で引渡し条件の数値と、過去におけるデータ(頻度)をご教示願います。</p>	臭気対策が必要な場合は水道局が対応します。 なお、過去の臭気に関する水質試験結果は、以下のとおりです。 平成15年度: 藻臭最大2 平成16年度: なし 平成17年度: 藻臭最大2 平成18年度: 藻臭最大2
669	別紙3 原水引渡し条件	3 4	別紙3	<p>引渡し水質条件の値の方が、原水水質参考値よりも低い水質項目については、上流の青山沈殿地等で処理すると考えてよろしいか(具体的にはジェオスミンと2-MIBは過去に検出されているにもかかわらず、定量限界値未満が引き渡し条件となっています。) 2-MIBの除去の必要性を検討する上でご教示願います。</p>	ご理解のとおりです。
670	別紙3 原水引渡し条件	3 4	別紙3	<p>色度についても要求水準項目にあるため、引渡し水質条件をご提示願います。また、溶解性色度の既存測定値があれば開示願います。</p>	色度の引渡し水質条件は、別添の別紙3(修正版)をご参照ください。
671	別紙3 原水引渡し条件	3 4	別紙3	<p>有機物の原水水質で、全有機炭素(TOC)の量、他、溶解性有機物量(DOC)についても分析値があればご提示願います。</p>	TOCは、業務要求水準書(案)別紙3(修正版)のとおりです。DOCのデータはありません。
672	別紙3 原水引渡し条件	3 4	別紙3	<p>原水のpHが要求水準のpHより高く、酸の注入設備の必要性、酸使用量の検討のため、原水pHの一日の周期変化、季節の周期変化等がわかるトレンド、もしくは分布図をご提示願います。</p>	入札説明書等においてお示しします。
673	別紙3 原水引渡し条件	3 4	別紙3	<p>P.4の「その他自主項目」などで水質単位の未記入部があります。記載をお願い致します。</p>	以下のとおりです。 水温: °C アンモニア態窒素: mg/L 総トリハロメタン生成能: mg/L 生物: N/mL 従属栄養細菌: CFU/mL クリプトสปロジウム: 個/20L ジアルジア: 個/20L 総アルカリ度: mg/L 電気伝導率: mS/m 塩素要求量: mg/L 硫酸イオン: mg/L 溶存鉄: mg/L 溶存マンガン: mg/L
674	原水水質引渡し条件	2 別紙	3	<p>塩素酸についての原水水質参考値、引渡し水質条件を明記いただけますでしょうか。</p>	別添の別紙3(修正版)をご参照ください。
675	引渡し水質条件の保証地点	2 別紙	3	<p>原水の引渡し水質条件の水質とは、別紙8図示の既設道志川系原水管から流入管(P.25表3-7の原水管)への分岐点における原水の水質との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
676	原水水質試験の頻度	2 別紙	3	<p>原水水質試験の実施頻度について、各水質項目毎にご教示願います。また、当該水質試験結果は、実施後、直ちに事業者側に示されるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	入札説明書等においてお示しします。
677	引渡し水質条件の確認	2 別紙	3	<p>原水水質試験の実施及び原水水質が引渡し水質条件を満足しているか否かの確認は、貴市の責任と費用負担で行われるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
678	原水水質引渡し条件	3	別紙	3			ジェオスミン、2-MIBの引渡し条件が原水水質0.00002mg/L未満、0.00005mg/L未満となっていますが、この値は要求水準値をクリアしているとの理解でよろしいですか？ (18ページ エ (イ) の記述より上記引渡し条件は0と表記されることになると思われます。)	ご理解のとおりです。
679	原水引渡し条件	3	別紙	3			原水引渡し条件が空欄の箇所は、水道局では条件を保証しないということでしょうか。	pH値及び色度の原水引渡し条件は、別添の別紙3(修正版)をご参照ください。臭気対策が必要な場合は水道局が対応します。
680	要求水準の確認	3	別紙	3			原水引渡し条件で規定される上限値(濁度であれば33度など、最も厳しい条件)であっても、要求水準が確保されていることを確認する必要がありますが考えますが、想定されている確認方法につきご教示願います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。なお、原水引渡しは、別紙3(修正版)のとおり、原水濁度は30度以下です。
681	原水水質引渡し条件	3	別紙	3			原水引渡し水質条件には、前処理設備を設置しても膜ろ過システムでは明らかに除去困難もしくは除去不可能な項目があります。原水引渡し条件は原水水質参考値の最大値に設定していただけますか(ただし、ジェオスミン、2-MIBを除く。)	(質問No. 207参照)
682	原水水質	3	別紙	3			原水水質引渡し条件の中に、pH、臭気、色度の数値がありませんが、これらはどのように考えればよいのでしょうか。	(質問No. 679参照)
683	原水水質引渡し条件について	3	別紙	3			原水水質引渡し条件(1/2)の中で(例えばpH値など)、引渡し水質条件が規定されていない項目については、原水水質の保証を水道局側では行わないとの理解でよろしいのでしょうか。	(質問No. 679参照)
684	原水水質引渡し条件について	3	別紙	3			原水水質引渡し条件内の変動に対して、要求水準値を満足することとありますが、過去の水質データと原水引渡し条件の間が余りに乖離している為、仮に原水水質変動があった場合への対応として、万全な設備が必要となることとなります。(例えば、ナトリウム及びその化合物の場合、過去の実績において最大3.1mg/L、原水水質引渡し条件は最大200mg/Lまで増加するという可能性に対し、要求水準値として20mg/Lが規定されていますので処理施設を検討する必要がありますと考えます。)原水水質引渡し条件を実績に即した数値に引き下げる、或いは要求水準値を引き上げる、などご再考願えますでしょうか。	(質問No. 207参照)
685	原水水質引渡し条件(2/2)	4	別紙	3			要検討項目のフタル酸ジ(n-ブチル)の引渡し水質条件は0.5mg/Lではなく0.2mg/L以下、またフタル酸ブチルベンジルの引渡し条件は0.0008mg/L以下ではなく0.5mg/Lではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
686	原水水質引渡し条件	4	別紙	3			ジェオスミンと2-メチルイソボルネオールは、原水水質引渡し条件が測定限界未満となっていますが、水道局側で処理をして引渡されるものとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
687	原水水質引渡し条件	4	別紙	3			pHと臭気、色度は原水引渡し条件がありませんが、どのように理解したらよろしいのでしょうか。	(質問No. 679参照)
688	見学者対応について	5	別紙	4			見学者が最大120名の時には、3グループでの説明になると考えますが、どのような説明方法を取られることを想定しているのか、ご教示頂きたいと思えます。	業務要求水準書(案)別紙4のとおりであり、応募者の提案に委ねます。
689	見学者対応について	5	別紙	4			別紙4の現状見学ルート図では、建設工事期間中は別紙6の事業者管理対象範囲が通行止めになります。よろしいですか。	ご理解のとおりです。
690	見学者対応施設	5	別紙	4			説明方法としては浄水場職員が見学者対応することになっていますので、パンフレット等は局殿にて作成されるものと考えてよいですか。	事業者側管理範囲における見学者対応は事業者で行っていただきます。したがって、説明を行う上で必要となるパンフレット等は事業者が作成してください。
691	小水力発電設備	6	別紙	4			別紙4の見学ルートイメージ図の中に小水力発電設備とあります。今回、小水力発電を計画する場合、この場所も使用できると考えてよろしいでしょうか。また、この場所を使用できる場合、事業者側管理範囲からはずれています。小水力発電設備は事業者側管理となると考えてよろしいでしょうか。	使用できませんので、事業者側管理範囲とはなりません。
692	PFI事業後の見学者対応	6	別紙	4			膜ろ過棟内には見学者が入れる通路やスペースを設置しとありますが、排水処理の脱水機棟にはその配慮は不要と理解してよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)別紙4をご参照ください。
693	見学者対応施設	6	別紙	4			見学は、年間何回あるのでしょうか。	(質問No. 609参照)
694	監視項目	7	別紙	5	No.3		「流入バルブへ現場へ出」以降が切れてますので明示いただけますか。なお、場外設備は事業者側管理範囲外のため、事業者が出向くことは範囲外と考えます。	前段については、本項目の記載は「流入バルブ制御時上大島の堰の監視のため現場へ出る。」です。後段については、ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
695	別紙5 配水池 関連監視項目一 覧表	7	別紙	5			No.3の上大島接合井水位の備考欄の文字が見えなくなっておりますので、記載内容を御教示ください。また、このほかに、緊急時における事業者管理範囲外への事業者の出動があれば、その内容をご教示ください。	(質問No.694参照)
696	川井浄水場将来 管理図について	8	別紙	5			既設浄水施設及びポンプ場を含んだ、水配管系統図をご提示ください。	図面は応募者に対し、開示を予定しています。
697	減圧水槽	8	別紙	5			川井浄水場将来管理図を見ると『上大島接合井→膜ろ過施設』となっておりますが、HPの第2章 横浜市の水道施設(7)水道施設のフローシート図を見ると『上大島接合井→減圧水槽→膜ろ過施設』となっております。どちらが正しいのでしょうか？また、上大島接合井と減圧水槽のLWL(または運転上のLWL)をご教示ください。	減圧水槽は維持管理期間開始後は使用しません。
698	減圧水槽	8	別紙	5			上大島接合井から川井浄水場までの導水管の設計圧力および最大使用圧力をご教示いただけますか。	導水管の設計圧力は0.74MPaです。
699	配水地監視項目	8	別紙	5			16番の配水地水位は西谷浄水場が監視を行うとなっておりますが、次頁の「川井浄水場将来管理図」では⑩は鶴ヶ峰配水地となっております。鶴ヶ峰配水池は鶴ヶ峰浄水場ではなく西谷浄水場が監視をする(している)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
700	新設配水池流出 量	8	別紙	5			事業者が行う新設配水池流出量の制御とは、具体的にどのような業務になるのでしょうか？備考にあるように、異常時に川井電機様様に連絡するという意味でしょうか？	ご理解のとおりですが、操作が必要な場合は、水道局が指示します。
701	別紙5 配水池 関連監視項目一 覧表	7	別紙	5			No.14の配水池水位とNo.16の配水池水位は、それぞれこの配水池かご教示ください。	業務要求水準書(案)別紙5をご参照ください。
702	新設配水池につ いて	8	別紙	5	川井浄 水場将 来管理 図		新設配水池30,000m3の容量根拠をご教示ください。	横浜市の事業計画を基に、将来の給水エリア等を総合的に勘案し、決定しました。
703	別紙5 川井浄 水場将来管理 図	8	別紙	5	川井浄 水場将 来管理 図		管理図において上大島接合井と膜ろ過施設の間には減圧水槽がありませんが、今回撤去されるのでしょうか。水道局ホームページの水道事業概要 水道施設フローシート図では、減圧水槽が設置されています。	(質問No.697参照)
704	廃棄物置き場	9	別紙	6			廃棄物置き場が事業者側管理範囲となっておりますが、廃掃法管理区域としては局殿範囲と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
705	管理対象範囲	9	別紙	6			流入管が別紙6記載のとおり水道局側管理範囲と事業者側管理範囲の両方に跨って設置された場合、維持管理はどちらがどのように行うとお考えでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
706	新設対象施設位 置	9 11	別紙	6 8			新設対象施設を配置する上において、別紙6に示される事業者側管理範囲で、別紙8に示される「新設施設が建設できない箇所(青い網掛け部分)」以外は、全て配置可能と考えてよいですか？	ご理解のとおりです。
707	旧排水池	10	別紙	7			現排水池西側の旧排水池は撤去(埋め戻し)可能と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
708	撤去対象施設位 置図	10	別紙	7			旧排水池は撤去対象ではないという解釈でよろしいでしょうか。	旧排水池は撤去することも可能です。
709	撤去対象施設位 置図	10	別紙	7			旧排水池の一部を新設排水処理敷設の整備のために撤去、あるいは、埋殺しにした場合、残された部分については現況残置してもよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
710	撤去対象施設位 置図	10	別紙	7			レベル(地盤高)が記載された「撤去対象施設位置図」の開示時期はいつでしょうか。入札説明書などの公表前に開示していただけないでしょうか。	応募者に対し、開示する予定です。
711	撤去対象施設	10	別紙	7			水質検査棟は実施方針の別紙6では撤去対象とされていましたが、しかし、要求水準書案の別紙7では撤去対象から外れています。これに関して ①確認ですが、撤去対象外という理解でよろしいでしょうか。 ②撤去対象外の場合、誰がどのような形で利用されるのでしょうか。「現状どおり」ということであれば、現状についてご教示願います。	(質問No.113参照)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
712	撤去対象施設	10	別紙	7			実施方針の質問回答No. 653では「旧排水池を撤去対象とするかどうかについては要求水準書で示す」との回答でしたが、結論としては要求水準書案の別紙7のとおり「撤去対象外」という理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、要求水準書案の別紙6では参考として新規排水処理施設が旧排水池上に配置してありますが、旧排水池を外した位置に新設する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	旧排水池は撤去することも可能です。
713	既設水質検査棟	11	別紙	8			既設水質検査棟位置に新設施設を建設してはいけないことになっておりますが、別途他の場所に水質検査棟を建設し、そこに水質検査設備を移転し、既存水質検査棟に新たに新設施設を建設することは可能でしょうか。	第1段階では他の場所に水質検査棟を移設することは認められません。
714	新設施設が建設できない箇所	11	別紙	8 11			既設の水質検査棟は、施工中の移設（仮設水質検査棟を設置、工事完了後元の位置に新設）または、別途の位置に新設もできないのでしょうか。	(質問No. 713参照)
715	雨水・排水配管ルート	12 ～ 23	別紙	9			凡例では污水管と雨水管が色分け表示されていますが、図中はモノクロ表示で両者を区別できません。区分可能な資料の提示をお願いします。	(質問No. 167参照)
716	保守点検基準	24 ～ 50	別紙	10			表題が全て薬品注入設備となっておりますが間違いでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を修正します。
717	別紙10 電気機械設備保守点検基準について	24 ～ 54	別紙	10			この基準は既設で実施されている基準と理解してよろしいでしょうか。また、新設する機械設備についても、必要な設備についてはこれが要求水準になると理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 571参照)
718	水質自動監視装置	24 ～ 91	別紙	10 ～ 13			原水、浄水ともに「魚数の確認及び死んだ魚の除去・補充」をとありますが、想定されている魚種及び魚数があればお示し願います。	(質問No. 370参照)
719	相模湖系導水路への排出基準	55	別紙	11			水量や水質の測定方法・頻度は、川井浄水場の流入原水と同じと考えてよいですか。	水質汚濁防止法、神奈川県及び横浜市関係条例に従い実施してください。
720	相模湖系導水路への排出基準	55	別紙	11			相模湖系導水路への排出基準について、横浜市様から検査頻度は定められるのでしょうか？	(質問No. 719参照)
721	既設配管ルート	57	別紙	12			汚水排水・雨水排水の配管の「接続点」「排水可能水量」「配管ルートの最終的な行き先(河川or処理場)」「配水可能な水質基準」をご教示ください。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
722	場内配管計画図について	57	別紙	12			事業者側にて不断水岐や断水連絡工事、及び水道局様施工予定管への連絡工事がありますが、施工時期や影響範囲、管洗浄など所掌区分をご教示ください。	事業契約締結後、協議します。
723	瀬谷高区幹線連絡管	57	別紙	12			要求水準書の表3-7 (P. 25) では「I部～K部」になっておりますが、別紙12では「I部～J部」となっております。別紙12の「J」は「K」の誤りですか？	ご指摘のとおりです。本項目の記載を修正します。
724	三保幹線連絡部 恩田幹線連絡部 4号配水池流入管連絡部	57	別紙	12			既設管の流用しない部分をご教示願います。	業務要求水準書(案)別紙12を修正し、入札説明書等においてお示しします。
725	場内配管計画図	57	別紙	12			既設場内配管図を開示いただけますか。場内配管計画図作成に必要です。	(質問No. 696参照)
726	場内配管計画図	57	別紙	12			①三保幹線連絡部 1000は、要求水準書p25表3-7では 1100と表示されております。どちらが正ですか。 ②恩田幹線連絡部 1000は、要求水準書p25表3-7では 1100と表示されております。どちらが正ですか。 ③本事業の建設予定敷地範囲に既存配管が埋設されておりますが、撤去可能な配管と建設期間中に使用している配管を区別してご教示願います。 ④電気ケーブルについても切り回しの必要なものがありましたらご教示願います。 ⑤設計検討のためこれら図面をCADデータでご提示願います。 (本図、既存測量図等)	①については、業務要求水準書(案)第1 3 (9)表3-7が正です。 ②については、業務要求水準書(案)第1 3 (9)表3-7が正です。 ③については、応募者に対し、開示することを予定しています。 ④については、応募者が検討してください。 ⑤については、別紙6、7及び12は、応募者に対し、CADデータを提示します。
727	配水池参考図 No. 11について	68	別紙	13			電気設備 特記仕様書が参考に添付されておりますが、工事場所の住所が違っており、別物件の参考資料と理解します。従って今回は監督員詰所は設けないものとしてもよろしいでしょうか？	監督員詰所は必要ありません。
728	図面類不明瞭		別紙				別紙の図面類の文字が縮尺されていて不明瞭で、内容の把握が困難です。文字が読める詳細な資料を再掲示願えないでしょうか？	再提示しません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
729	その他							取水～配水池までの配管系統図、水位高低図、各系統の配水実績と将来配水計画、各配水池の容量について資料を開示いただけますか？	水道局ホームページで公表している資料を参考にしてください。
730	その他							今回まで提示されておらず、今後提示予定の資料は何か教えてください。	入札公告時に、入札説明書、落札者決定基準、提出書類作成要領及び様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）をお示しします。そのほか、撤去対象施設などの図面を応募者に対し、開示する予定です。
731	その他							公表される予定価格は、施設整備・維持管理に関してどの範囲まで積算根拠となる情報を開示いただけるのでしょうか？	予定価格の内訳を開示する予定はありません。
732	その他							「第三者委託を受託する企業」をSPCの出資者とし、「日量1千m <sup>3</sup> 以上の浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績を有する企業」と「膜の洗浄についてオンサイト洗浄の実績を有している企業」を協力会社としてもよいと理解できますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
733	その他							原水の年間水温データをご教示ください。（過去複数年分）	入札説明書等においてお示しします。
734	現状の配水流量							現状の配水流量と企業団流入量の変動を教示いただけますか（時間、季節）。	現在と将来の配水流量及び企業団流入量は異なり、参考にはなりませんので、開示する予定はありません。
735	実施方針との関連性							実施方針及び回答は継続して有効と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、入札公告時に公表する入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問回答書との間に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書及び業務要求水準書等に関する質問回答書によることとします。なお、事業契約書、各書類及び各質問回答書の優先劣後関係の詳細は、事業契約書（案）においてお示しします。
736	水道料金について							本業務要求水準書には、事業者が使用する水道について料金に関する記述がありませんが、無料と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）第1 3（6）をご参照ください。なお、支払いも含まれます。
737	閲覧資料について							本業務要求水準書（案）にて示された図面等が既存施設に関連する全てなのでしょうか。撤去対象施設などの図面は今後、閲覧し、取得する機会がありますでしょうか。ご教示ください。	図面は、応募者に対し、開示する予定です。

別紙2(修正版) 浄水水質要求水準値

水質基準項目								
項目 No.	水質項目	管理目標値	要求水準値	測定限界	最低測定 数(回/ 年)	試験方法	測定箇所	
							膜ろ 過水	配水池 出口
1	一般細菌	1個/ml以下	1個/ml以下	1	52	検査方法告示の別表第1に定める方法 標準寒天培地法	○	○
2	大腸菌	不検出	不検出		52	検査方法告示の別表第2に定める方法 特定酵素基培地法	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.00007	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
4	水銀及びその化合物	0.0001mg/L以下	0.0001mg/L以下	0.00005	4	検査方法告示の別表第7に定める方法 還元酸化-AA		○
5	セレン及びその化合物	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.0004	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
6	鉛及びその化合物	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
7	ヒ素及びその化合物	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.00006	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
8	六価クロム化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第12に定める方法 IC-PC		○
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2mg/L以下	2mg/L以下	0.01	12	検査方法告示の別表第13に定める方法 IC	○	○
11	フッ素及びその化合物	0.08mg/L以下	0.2mg/L以下	0.01	4	検査方法告示の別表第13に定める方法 IC	○	○
12	ホウ素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
13	四塩化炭素	0.0004mg/L以下	0.0004mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
14	1,4-ジオキサン	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第16に定める方法 SPE-GC-MS		○
15	1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.0003	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
17	ジクロロメタン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
18	テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.0003	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
19	トリクロロエチレン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.0003	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
20	ベンゼン	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
21	塩素酸	0.06mg/L以下	0.1mg/L以下	0.01	4	水質管理目標設定項目の検査方法 IC		○
22	クロロ酢酸	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003	4	検査方法告示の別表第17に定める方法 SE-GC-MS		○
23	クロロホルム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
24	ジクロロ酢酸	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第17に定める方法 SE-GC-MS		○
25	ジブromクロロメタン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
26	臭素酸	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第18に定める方法 IC-PC		○
27	総トリハロメタン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
28	トリクロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.002	4	検査方法告示の別表第17に定める方法 SE-GC-MS		○
29	ブromジクロロメタン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
30	ブromホルム	0.009mg/L以下	0.009mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
31	ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第19に定める方法 SE-誘導体化-GC-MS		○
32	亜鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
33	アルミニウム及びその化合物	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.0004	12	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS	○	○
34	鉄及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.01	12	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS	○	○
35	銅及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
36	ナトリウム及びその化合物	20mg/L以下	20mg/L以下	0.1	4	検査方法告示の別表第5に定める方法 ICP-AES		○
37	マンガン及びその化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.00008	12	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS	○	○
38	塩化物イオン	20mg/L以下	20mg/L以下	0.1	12	検査方法告示の別表第13に定める方法 IC	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	90mg/L以下	90mg/L以下	1	12	検査方法告示の別表第5に定める方法 ICP-AES	○	○
40	蒸発残留物	150mg/L以下	150mg/L以下	1	4	検査方法告示の別表第23に定める方法 重量法		○
41	陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.002	4	検査方法告示の別表第24に定める方法 SPE-HPLC		○
42	ジェオスミン	0ng/L	0ng/L	0.000002	12	検査方法告示の別表第27に定める方法 SPE-GC-MS	○	○
43	2-メチルイソボルネオール	0ng/L	0ng/L	0.000002	12	検査方法告示の別表第27に定める方法 SPE-GC-MS	○	○
44	非イオン界面活性剤	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	0.008	4	検査方法告示の別表第28に定める方法 SPE-吸光度法		○
45	フェノール類	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第29に定める方法 SPE-誘導体化-GC-MS		○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/L以下	1.0mg/L以下	0.1	52	検査方法告示の別表第30に定める方法 全有機炭素計測定法	○	○
47	pH値	7.0~7.5	7.0~8.6		連続(52)	検査方法告示の別表第31に定める方法 ガラス電極法	○	○
48	味	異常でないこと	異常でないこと		365	検査方法告示の別表第33に定める方法 官能法	○	○
49	臭気	異常なし	異常なし		365	検査方法告示の別表第34に定める方法 官能法	○	○
50	色度	1度以下	1度以下	0.5	52	検査方法告示の別表第36に定める方法 透過光測定法(100mm,390nm)	○	○
^51-1	濁度(膜ろ過水)	0.01度以下	0.01度以下		連続	検査方法告示の別表第41に定める方法	○	
^51-2	濁度(配水池出口)	0.1度以下	0.1度以下	0.1	連続(52)	検査方法告示の別表第41に定める方法		○

## 別紙3(修正版) 原水水質引渡し条件

水質基準項目					
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			引渡し水質条件
		最小	平均	最大	
1	一般細菌	39	907	5600	
2	大腸菌	1.0未満	87	370	
3	カドミウム及びその化合物	0.00007未満	0.00007未満	0.00007未満	原水水質は0.001mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	原水水質は0.0001mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	原水水質は0.001mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	原水水質は0.001mg/L
7	ヒ素及びその化合物	0	0.0002	0.001	原水水質は0.001mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.0002未満	0.0002未満	0.0005	原水水質は0.005mg/L以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	原水水質は0.001mg/L以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.49	0.75	1.18	原水水質は2mg/L以下
11	フッ素及びその化合物	0.02	0.03	0.1	原水水質は0.2mg/L以下
12	ホウ素及びその化合物	0	0.005	0.016	原水水質は0.1mg/L以下
13	四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	原水水質は0.0004mg/L以下
14	1,4-ジオキサン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	原水水質は0.005mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	原水水質は0.002mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	原水水質は0.004mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	原水水質は0.002mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	原水水質は0.001mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	原水水質は0.003mg/L以下
20	ベンゼン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	原水水質は0.001mg/L以下
21	塩素酸	0.01未満	0.01未満	0.01未満	原水水質は0.06mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.003未満	0.003未満	0.003未満	原水水質は0.003mg/L以下
23	クロロホルム	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	原水水質は0.006mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.001未満	0.001未満	0.001未満	原水水質は0.004mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	原水水質は0.01mg/L以下
26	臭素酸	0.001未満	0.001未満	0.001未満	原水水質は0.001mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	原水水質は0.01mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.002未満	0.002未満	0.002未満	原水水質は0.02mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	原水水質は0.003mg/L以下
30	ブロモホルム	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	原水水質は0.009mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.001未満	0.001未満	0.001未満	原水水質は0.008mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	0	0.00056	0.002	原水水質は0.1mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.01	0.21	1.9	原水水質は2.0mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.01	0.16	1.5	原水水質は2.0mg/L以下
35	銅及びその化合物	0	0.0005	0.0031	原水水質は0.1mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	1.8	3.8	5.2	原水水質は20mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.00034	0.005	0.041	原水水質は0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	1.2	1.9	3.1	原水水質は20mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	25	41	47	原水水質は90mg/L以下
40	蒸発残留物	62	79	97	原水水質は150mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.002未満	0.002未満	0.01	原水水質は0.02mg/L以下
42	ジェオスミン	0.000002未満	0.000002未満	0.000003	原水水質は0.000002mg/L未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.000005未満	0.000005未満	0.000007	原水水質は0.000002mg/L未満
44	非イオン界面活性剤	0.008未満	0.008未満	0.008未満	原水水質は0.008mg/L以下
45	フェノール類	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	原水水質は0.0005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3	0.80	2	原水水質は2mg/L以下
47	pH値	7.11	8.01	8.86	原水水質は7.0~8.6
48	臭気	なし	なし	藻臭	
49	色度	1	2.2	14	原水色度は15度以下
50	濁度	0.4	3.3	33	原水濁度は30度以下